

第75回定時総代会議案

会議の目的事項

報告事項

1. 2021年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書報告の件 1頁
2. 相互会社制度運営に関する報告の件 79頁

決議事項

- 第1号議案 2021年度剰余金処分案承認の件 82頁
- 第2号議案 総代候補者選考委員選任の件 83頁
- 第3号議案 取締役11名選任の件 85頁

報告事項

1. 2021年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書報告の件

2021年度（2021年4月1日から
2022年3月31日まで）事業報告書

1. 保険会社の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果等

■経営環境

当年度の日本経済は、主要先進国の経済正常化に伴い輸出が堅調に推移したものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面型サービス業を中心に個人消費が低迷したほか、長引く供給制約が企業の生産活動の足かせとなり、総じて停滞気味に推移しました。

長期金利は、日銀によるイールドカーブ・コントロールが継続するなか、年末まで0.1%程度を上限に総じて小動きとなりましたが、年明け以降は、海外金利の上昇につられる形で小幅に上昇しました。株価は、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じてレンジ内で上下したものの、年明け以降は、米国が金融政策の早期正常化に舵を切ったことに加え、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を受けて、調整して終わりました。

（新型コロナウイルス感染症への対応）

2020年4月から、最高レベルの危機管理体制を敷き、社長を本部長とする「特別対策本部」を設置のうえ、地域別に感染拡大状況や自治体の方針などをモニタリングし、リスクレベルに応じた対応方針に基づき、地域ごとに弾力的な業務運営を行なう対応を継続しました。

お客さまと従業員の安全確保のため、引き続き、テレワーク・時差出勤の活用やマスク着用等の「基本的な感染対策の徹底」、感染懸念症状が発生した場合の特別休暇の付与、自宅待機、社費による積極的なPCR検査・抗原検査の実施などの「感染拡大防止の徹底」に取り組みました。

感染予防・重症化予防等の効果をふまえ、従業員にワクチン接種を積極的に推奨する方針とし、特別休暇の付与、ワクチンに関する情報提供を行ない、グループ会社等を含めた従業員の2回目接種率は、2022年3月時点で約85%となりました。2回目接種完了者には、2022年2月以降、速やかな3回目接種を推奨しました。

ワクチンの職域接種にも取り組み、2021年6月から9月までにグループ会社等を含む東京都および近隣3県の従業員を対象に、丸の内と東陽町の本社ビルにて希望者約12,500名への1・2回目接種を実施しました。また、2022年2月から4月までに約10,000名への3回目接種が完了するよう取り組んでいます。その他の道府県では、地元企業との協働や民営ワクチン接種センター等の活用により、2021年7月から10月までに20ヵ所で希望者約4,000名への1・2回目接種を実施し、3回目接種は2022年5月までに8ヵ所で約2,500名への接種を完了するよう取り組んでいます。

お客さまには、生命保険契約をご継続いただけるよう「保険料払込猶予期間の延長（※1）」や

「自宅や臨時施設等での療養期間も入院給付金・入院治療給付金の対象とする取扱い」「新型コロナウイルス感染症を原因とした死亡・高度障害に対する災害死亡保険金等のお支払い」等の特別取扱いを行ないました。当年度末時点で、「保険料払込猶予期間の延長」の取扱いを累計 14,925 件のご契約に適用し、また、同感染症を原因とするお支払いは、個人保険・団体保険あわせて、死亡保険金 1,688 件・114 億 5,550 万円（うち災害死亡保険金 352 件・12 億 8,250 万円）、入院給付金等 77,754 件・80 億 1,182 万円となりました。

(※1) 緊急事態宣言の対象地域のご契約について、お申し出により、保険料の払込猶予期間を最長 6 ヶ月間に延長する取扱い

■「MY Mutual Way I期」の取組み

(10年計画「MY Mutual Way 2030」)

2020年4月から、「10年後（2030年）にめざす姿」を「『ひとに健康を、まちに元気を。』最も身近なリーディング生保へ」と定めた10年計画「MY Mutual Way 2030（2020～2029年度）」（※2）を開始しました。

4つの重点戦略として「期待を超えるお客さま・地域社会価値の提供」「人とデジタルの効果的な融合」「資産運用・海外収益の中核化」「弾力的な『規律ある相互会社運営』」を定め、お客さま志向のさらなる進化を前提に、長期的に安定した経営を行ないつつ、環境変化に柔軟に対応していくことで、「社会的価値」と「経済的価値」の双方の向上をめざしています。

なお、持続可能な社会づくりに貢献する取組みをいっそう推進する観点から、2022年4月に「企業ビジョン（長期的にめざす姿）」を改正します。

(MY Mutual Way I期)

3ヵ年プログラム「MY Mutual Way I期（2021～2023年度）」の初年度にあたる当年度は、「10年後（2030年）にめざす姿」への軌道の確保に向け、「営業・サービス」「基幹機能・事務」「資産運用」「相互会社経営」の各分野において、制度・インフラ等を抜本的に見直す4「大」改革と、お客さまの健康増進を応援する「みんなの健活プロジェクト」、豊かな地域づくりへの貢献をめざす「地元の元気プロジェクト」の2「大」プロジェクトに取り組みました。

特に、「10年後（2030年）にめざす姿」への軌道を確保するフェーズチェンジをさらに加速するものとして「デジタルトランスフォーメーション（以下、DX）戦略」を強力に推進するとともに、SDGsや気候変動対策に係る推進態勢を確立し、持続可能な社会づくりに貢献する取組みを強化しました。

その結果、保険料等収入、基礎利益のいずれにおいても前年度を上回り増収増益となったほか、企業価値を示す「グループサープラス」は 77,300 億円（前年度比+4.9%）となりました。また、「お客さま満足度」（※3）は 67.2%と、2006年の調査開始以降、過去最高値を記録しました。

(※2) 2020年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大をふまえ、単年度の特別計画として2020年度経営計画「とことん！アフターフォロー特別計画」を推進

(※3) 「お客さま満足度調査」における総合満足度。「満足」「やや満足」「ふつう」「やや不満」「不満」の5つの選択肢のうち、「満足」または「やや満足」と回答したお客さまの割合

【分野別の当年度の主な取組み】

【成長戦略（国内生命保険事業）】

お客さま・地域社会から最も評価される営業チャネルの確立に向け、対面の強みとデジタル技術を融合したお客さま接点の革新と、2「大」プロジェクトを通じた新たなお客さま価値・地域社会価値の創造に取り組んでいます。

【アドバイザー等チャネル】

コロナ禍が長期化するなか、地域におけるさまざまなコミュニティを通じた新たなお客さまとの接点の創出に努めました。具体的には、自治体や一般社団法人「全国道の駅連絡会」との連携協定に基づく全国各地での協働取組みや、「全国公民館連合会」との事業提携に基づく公民館における定期講座の開催等を行ないました。

また、対面と非対面を融合した新たな営業モデルの構築に向け、MYライフプランアドバイザー（以下、アドバイザー）の営業端末「マイスタープラス」に導入した「オンライン面談システム」や営業用スマートフォン「MYフォン」に導入した「LINEアプリ」等を活用し、非対面によるお客さまアクセスを拡大しました。当年度は、非対面によるお客さまアクセス数が2019年度比で8倍に拡大し、「オンライン面談システム」の累計利用回数は約32万回に達するなど、順調に進捗しました。

商品面では、2021年4月に“かんたん・小口・わかりやすい”を特長とする「かんたん保険シリーズ ライト！ By 明治安田生命」に、アニコム損害保険株式会社を引受損害保険会社とするペット保険「えがおのペット」を追加し、6月には主力商品「ベストスタイル」の新たな医療保障特約、11月には円建一時払終身保険「エブリバディⅡ」を発売するなど、お客さまニーズに対応した商品ラインアップの拡充を図りました。また、中堅・中小企業のさらなる開拓に向けて開発した「団体がん保障保険」について、2022年4月の発売に先立ちご案内活動を進めました。

こうした取組みの結果、当年度末時点で、経営目標に掲げる「お客さま数（うち個人営業）」（※4）は717.4万名（前年度差+8.9万名）に増加しました。

なお、処遇のさらなる安定化や職業魅力度の向上を企図した新たな営業職員制度が2022年4月からスタートすることにあわせて、ライフプランニングやアフターフォロー等の従来のアドバイザーの役割に、お客さまの健康増進や地域のつながりをサポートする活動を新たな役割として追加し、アドバイザーの名称を「MYリンクコーディネーター」に変更します。

一般代理店については、コロナ禍をふまえた「代理店向けWEBセミナー」の拡充や、WEBを活用した教育教材の提供等の販売支援に取り組みました。

（※4）アドバイザー等チャネルの生命保険契約者（すえ置・年金受取中を含む）+生命保険被保険者+損害保険契約者（重複を除く）

【法人営業チャネル】

企業・団体の福利厚生制度の拡充に資するべく、民間企業・官公庁など、それぞれのマーケット特性に応じた商品・サービスを提供しました。

団体保険については、コロナ禍により、これまで以上に書類の電子化や非対面手続きのニーズが高まっていること等をふまえ、スマートフォンで簡単に団体保険の加入手続き等ができる、団体

所属員向け専用WEBシステム「みんなのMYポータル」の導入・利用を推進しました。導入団体数は、当年度末時点で882団体（前年度末差+45団体）となりました。

団体年金については、運用安定化ニーズをとらえたリスク抑制型特別勘定プランの販売を推進するとともに、より幅広いニーズにお応えすべく、明治安田アセットマネジメント株式会社との協業にも取り組みました。

銀行をはじめとする金融機関窓口販売については、資産運用や相続対策等のお客さまニーズを捉えた商品ラインアップの拡充に取り組み、2021年6月には、円金利水準等の回復をふまえ、円建一時払終身保険の販売を再開しました。また、金融機関へのクラウドサービスの提供等、デジタルツールを活用した生産性向上・効率化を推進しました。

加えて、業界トップシェアの団体保険事業における顧客基盤を活用し、さらなる生産性向上に向け、アドバイザーの活動との連携にも取り組みました。

【事務サービス】

デジタル化等の変化が急速に進むなか、お手続きに関するお客さまのさまざまなご意向にお応えできるよう、対面・非対面双方の利便性向上に向けて取り組んでいます。

（個人保険分野）

対面のお手続きについては、2021年4月から、事務サービスに関する専門知識を有する「事務サービス・コンシェルジュ」約2,000名が、アドバイザーとともにお客さまを訪問し、保険金・給付金のご請求やご高齢のお客さまの各種お手続きなどをサポートする「訪問型サービス活動」を開始しました。当年度末時点で活動件数は約16.6万件にのぼり、アンケートによるお客さま評価も肯定的意見（※5）が95.2%と高く評価いただきました。

非対面ニーズに対しては、お客さま専用WEBサイト「MYほけんページ」のお手続き対象の拡大、分かりやすさ向上に向けた画面改訂等を実施しました。また、給付金のご請求においては、請求内容を当社担当者があらかじめデータ入力し、お客さまの「MYほけんページ」に転送することで、請求内容の確認と提出書類のアップロードのみでお手続きを完了できる「“自分で”MY簡単サポート ～かんサポ～」の取扱いを開始しました。

このほか、契約のお引受け・契約管理・お支払いの各局面において、事務ルール・運用の見直しや機械化等を通じたお手続きの迅速化、お手続きに必要な書類や押印の簡素化・廃止など、利便性向上に向けた取組みを継続的に進めました。

（※5）「とても良い」「良い」「普通」「あまり良くない」「良くない」の5つの選択肢のうち、「とても良い」または「良い」と回答したお客さまの割合

（企業保険分野）

企業保険の団体窓口向けインターネット事務サービス「MY法人ポータル」等の利用を推進し、当年度末時点で1,393団体（前年度末差+169団体）にご利用いただいています。

また、団体所属員向け専用WEBシステム「みんなのMYポータル」において、給付金の請求手続きや死亡保険金受取人等の変更手続きを実施できるようにするなど、非対面で行なうことのできるお手続き範囲の拡充を進めました。

あわせて、2021年4月から、これまで当社拠点において企業保険事務に従事していた職員が、「法人事務サービス・コンシェルジュ」として団体窓口を訪問し、各種お手続きのサポートを開始するなど、対面と非対面を組み合わせた丁寧なアフターフォローに取り組みました。

こうしたお客さまの利便性向上に向けた取組みを継続的に推進した結果、団体事務手続き満足度調査における総合満足度（※6）は、73.9%（前年度差+0.6pt）と過去最高値を記録しました。

（※6）「満足」「やや満足」「ふつう」「やや不満」「不満」の5つの選択肢のうち、「満足」または「やや満足」と回答したお客さまの割合

【資産運用】

「健全性」と「収益性」を両立する資産運用の実現に向け、「資産運用中核機能の強化」「資産運用プラットフォームの再構築」等に取り組んでいます。

当年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が景気の下押し圧力として残るなか、各国政府・中央銀行の財政・金融政策が金融市場に及ぼす影響を見きわめつつ、資産運用計画を機動的に見直しました。

資産運用中核機能の強化に向けては、資産別の配分額に一定の幅を持たせる運営を導入し、金融環境に応じた投融資の機動性を確保する態勢を整備したほか、外国公社債の投資対象拡大・通貨分散の推進や海外拠点の機能拡充等による海外クレジット資産への投資拡大など、外貨建資産を中心に資産運用手法の多様化・高度化を継続的に進め、資産運用収益の向上に努めました。また、2025年の経済価値ベースの資本規制導入を見すえ、超長期国債の積み増しや金利スワップ活用による金利リスク削減、株式流動化・デリバティブ活用による株式リスク削減に加え、為替リスクを機動的にコントロールする運営の高度化等により、リスク管理の強化も進めました。

資産運用プラットフォームの再構築に向けては、専門人財の育成や、AI等の先端技術を活用した資産運用手法の高度化・多様化、米国での資産運用に係る体制・機能の拡充等の投融資態勢の強化、システム化による資産運用事務の効率化等に取り組みました。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応として、金融システム・金融資本市場の機能維持の観点から、お申し出があった融資先に対する新規貸付や返済条件の変更を行なうとともに、不動産テナントに対する賃料支払猶予等の特別取扱いを行ないました。

【成長戦略（国内生命保険事業以外）】

【海外保険事業】

海外においてもコロナ禍の収束が依然として見通せないなか、保険金支払状況、新契約業績、資産運用状況など特に業績への影響が大きい事項や、成長軌道への回帰に向けたインフラ整備に係る先行投資の進捗状況などについて、現地経営のモニタリングを強化しました。

また、最新の国際監督規制、国際的な動向および「2021年 金融モニタリングレポート」等をふまえ、海外グループ会社の経営管理に関するガイドラインを見直すなど、コンプライアンスやリスク管理等の分野において海外グループ会社に求める経営管理態勢の水準を引き上げるとともに、グループ一体経営の実現に向け、海外グループ会社各社の課題認識や取組事例の共有等を実施し、海外保険事業の成長の基礎となるグループ経営管理態勢の高度化に取り組みました。

さらに、当社グループの持続的な発展を実現するため、専門性や柔軟性を備えた人財の育成や2021年6月に開設したシンガポール現地法人等の海外拠点も活用した外部成長機会の調査・研究を継続しました。

なお、既存投資先5ヵ国7社の2021年1-12月期のグループ収入保険料への貢献額は、3,514億円と前年を上回りました（前年同期差+489億円）が、グループ基礎利益への貢献額は、米国の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う死亡保険金等の支払増加等により306億円（前年同期差△127億円）となりました。

【国内関連事業】

国内グループ会社各社、各財団では、当社と企業理念「明治安田フィロソフィー」を共有するとともに、それぞれが強みとする専門性を活かし、グループ価値の向上に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、当社と同様の地域・組織別のリスクレベルに応じた対応方針に基づき、お客さま・従業員の安全配慮に努めつつ、事業に取り組ましました。

「みんなの健活プロジェクト」への取組みとして、健康企業宣言東京推進協議会が運営する「健康優良企業認定制度」（※7）において「金の認定」を2社・2財団、「銀の認定」を14社・4財団が取得し、また、経済産業省および日本健康会議が主催する「健康経営優良法人2022」（※8）に11社・2財団が認定されました。

なお、国内グループ会社のグループ基礎利益への貢献額は、46億円となりました。

（※7）健康優良企業をめざして企業全体で健康づくりに取り組むことを宣言し、一定の成果を上げた場合に「健康優良企業」として認定される制度

（※8）上場企業に限らず、健康保険組合等の保険者と連携して優良な健康経営を実践している法人を顕彰するために、2017年度から開始した認定制度

【コーポレート戦略（経営基盤戦略）】

【お客さま志向の業務運営】

「お客さま志向の業務運営方針 -お客さま志向自主宣言-」のもと、お客さまの最善の利益が図られるよう、お客さま志向の業務運営を推進しています。

当年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、変化するお客さまのご意向をいち早く把握するため、「お客さまの声」を迅速に収集・分析し、お客さまに寄り添った業務改善に継続的に取り組ましました。

その結果、全国のお客さまから寄せられた「感謝の声」は、170,639件（前年度差+43,106件）と、前年度から大幅に増加しました。いただいた「感謝の声」は、企業理念「明治安田フィロソフィー」に沿った行動の好事例として、全社で共有し日々の活動につなげています。

なお、「お客さま志向の業務運営方針 -お客さま志向自主宣言-」に基づく代表的な取組内容を当社ホームページに掲載しており、その内容を原則年2回更新することで、最新の取組状況を確認いただけるようにしています。

【コーポレートガバナンス】

「コーポレートガバナンスに関する方針」に基づき、引き続きコーポレートガバナンス態勢の

整備・強化に取り組んでいます。

2021年7月開催の総代会や、12月開催の総代報告会では、従来の会場への出席の方法に加え、総代がご自宅等からインターネット経由で配信映像を視聴し質問等ができる「オンライン参加」の方法も用意し、多くの総代にご利用いただきました。

総代選出に係る社員投票では、従来の郵送による書面投票に加え、新たにインターネットによる電子投票を導入し、相互会社制度運営に、より参画いただきやすい環境づくりを進めました。

法定ディスクロージャー誌「明治安田生命の現況（統合報告書）」においては、当社の価値創造プロセス（※9）をよりわかりやすく刷新するとともに、経営戦略や2021年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードをふまえ、取締役を求めるスキルセットの新たな開示、企業の中核人財における多様性の確保等について、経営の透明性をいっそう高めるため、積極的な情報開示を行ないました。また、気候変動対応を中心とする当社のサステナビリティ関連の取組みに係る開示を充実させました。

（※9）企業としての長期的成長を実現し、同時にSDGsの達成や社会課題の解決に貢献していく当社の価値創造のあり方を可視化したもの

【グループ経営管理】

グループ経営本部・グループ責任者等によるグループ経営の推進および国際的な監督規制の動向等をふまえた態勢の強化に引き続き取り組んでいます。

当年度は、グループメッセージ「Creating peace of mind, together」の浸透を通じ、グループ・アイデンティティのさらなる醸成を図りました。

また、新たに「グループ税務方針」を策定し、2021年11月に公表しました。なお、2022年4月に「グループサステナビリティ方針」や「グループ資産運用基本方針」を策定するなど、引き続きグループ管理体制の強化に向けて取組みを進めています。

【統合的リスク管理〔ERM〕】

リスクテイクの意思を定めた「リスクアペタイト方針」のもと、ERM運営を行ない、経済価値ベースのソルベンシー比率（ESR）のモニタリング等を通じて、経営計画の進捗・効果を検証しています。

当年度は、ESR水準に応じたリスクテイクと配当還元を考え方を明確化し、2021年7月に「健全性水準に応じた経営の方針」を公表するとともに、金融環境およびESRの見通しを常時検討し、見通しに応じたリスクテイクやESRの回復に向けた対応策を検討・実施する新たな態勢を整備しました。

（資本政策）

健全性の確保を最重視し、引き続き財務基盤の維持・向上に取り組まれました。当年度末時点のオンバランス自己資本は、内部留保の積み増しに加えて、2021年8月に当社初の証券化公募スキームを活用した劣後特約付借入金2,000億円を調達し、4兆1,387億円（前年度末差+2,331億円）となりました。

（リスク管理）

業務遂行から生じるさまざまなリスクを総合的に把握・認識し、定量的・定性的なリスク評価、モニタリング、リスクコントロールといったリスク管理プロセスを通じて、事業全体の統合リスク管理を推進しました。

当社にとって影響の大きいリスクを重要リスクとして特定し、このうちトップリスクとして、「新型コロナウイルス感染症への対応不十分」「金融環境への対応不十分」「『私たちの行動原則』に基づくコンプライアンスへの対応不十分」を設定のうえ、対応策を経営計画に反映し、リスク発生 of 未然防止や発生時の影響軽減に取り組みました。

また、その他の重要リスクとして、引き続き「サイバーセキュリティ強化への対応不十分」を定め、攻撃の検知・監視、継続的な技術的対策の強化、情報収集・連携等を実施するとともに、当年度は、フィッシングサイト攻撃への対策強化やランサムウェア攻撃に備えた規程等の整備に取り組みました。

【収益管理】

長期的な経営戦略を支える収益管理態勢の整備・高度化に取り組んでいます。

当年度は、引き続き将来的な経済価値ベースによる決算と、従来の日本基準の決算との両立に向けて、日本基準の決算業務の効率化・早期化に取り組みました。2022年度決算までに2017年度決算比で30%の業務量削減をめざし、継続的な業務内容の見直しを行なった結果、2021年度決算で累計約31%の効率化が実現する見込みです。

また、事業効率・投資効率の向上に向け、部門別・販売チャネル別等、多角的な切り口で収支状況を把握可能な管理会計高度化に向けた検討を進めるとともに、経済価値ベースの指標の検討等を進めました。

さらに、長期間にわたり内部留保の積み立てに貢献いただいたご契約者に対して、内部留保への貢献度に応じて還元する新たな配当「MYミューチュアル配当」を創設し、2021年10月からお支払いを開始しました。この新たな配当の創設等をふまえ、ご契約者への安定的な配当還元に向けた考え方を明確にした「ご契約者配当に関する方針」を策定し、2021年7月に公表しました。

【コンプライアンス】

業務遂行のあらゆる面においてコンプライアンスを最優先するという基本的考え方のもと、コンプライアンス風土の確立やグループベースのコンプライアンス態勢の高度化に向けた取組みを進めています。

当年度は、引き続き従業員の行動規範「私たちの行動原則」を活用したコンプライアンス教育を推進しました。加えて、適正な保険募集に向けて、保険料が一定水準を超えるお客さまに対して行なう支払い能力等に関する適合性の確認を強化しました。特に、ご高齢のお客さまへの保険募集に関しては、適合性確認の重要性について事例を用いた教育を実施するとともに、お客さまにご家族同席を推奨する運営をいっそう推進しました。また、マネー・ローンダリング等、金融犯罪対策に係る当社およびグループベースの態勢高度化に取り組みました。

【人事政策】

「メンバーシップ型雇用」を志向し、経営環境の変化に適応できる強い人財集団の形成をめざして、長期的視点で一人ひとりに寄り添った人財育成に取り組んでいます。

「メンバーシップ型雇用」の前提となる自己変革・自己成長をいっそう促すため、育成プログラム全体を企業内大学「MYユニバーシティ」として再編し、全職員に対するビジネススキル習得等を支援しました。また、トップ企業に伍する経営人財と専門人財を育成するため、選抜した職員に対して経営の視座を高める社外研修や専門的スキル・知識の習得に向けた諸研修を実施するとともに、管理職のマネジメント力向上を企図した新たな教育プログラムを開始しました。マネジメントの基本を解説したテキストや、自身のマネジメントの状況を振り返ることができるレポート等を提供することで、部下一人ひとりに寄り添ったマネジメントの実践を促しました。

ダイバーシティ&インクルージョン推進に向けては、特に女性活躍促進に力を入れています。育成プログラムを通じた能力開発支援等により、女性管理職割合は過去最高の34.1%に達するとともに、女性の役員登用につながりました。また、育児・介護や配偶者の転勤等に配慮する観点から、地方在住のまま本社業務に従事する「リモート型」勤務を試験導入した結果、生産性の維持・向上の効果を確認することができたため、2022年4月から適用者を42名（当年度差+25名）、適用地域を24都道府県（当年度差+11地域）に拡大して本格展開します。

【情報投資】

経営基盤の強化や経営戦略の実現を目的に、システム開発態勢やシステム基盤の強化に継続的に取り組んでいます。

当年度は、引き続きシステム専門人財の採用・育成の高度化、クラウドを活用した新たな契約管理システムの開発、およびシステム資産の効率的な活用に向けた非稼働システム資産の削除等を推進しました。

また、業務効率化や場所を選ばない働き方の実現に向けて、2021年10月に本社ビルに勤務する職員等に対してスマートフォン型デバイスを配付しました。

【イノベーション】

グループ会社の株式会社明治安田総合研究所と連携して、先端技術の調査・研究や、P o C（概念実証）に取り組みました。具体的には、弘前大学との共同研究を通じ、未病状態を予測するモデルの開発をめざす「未病予測」と、お客さまの行動変容に向けた当社営業職員の介入方法を検討する「未病教育」の研究に取り組みました。また、デジタル通貨「DC J P Y」の実用化を検討する企業連合「デジタル通貨フォーラム」に参画しました。

さらに、2021年4月にサービス開発の専担組織である「サービス開発部」を設置するとともに、2021年7月から、株式会社M I C I Nの「オンライン診療サービス」をお客さまに提供するなど、新たなサービスの検討・開発を行ないました。

加えて、業務効率化や生産性の向上により余力を創出し、従業員が新たな役割を発揮できるよう、2021年6月から、ビジネス・プロセス・リエンジニアリング（B P R）を推進しており、本社・支社等の組織別実態調査を通じた課題改善に取り組むとともに、全社共通の既存業務の棚卸しや

業務プロセスの見直し、規程・ルールの見直し等に取り組みました。

【コーポレート戦略（DX戦略）】

2021年4月に「DX・ヘルスケア推進」を担当する執行役を任命し、「デジタル戦略部」「DX戦略推進特別プロジェクトチーム」を設置しました。

また、「人の役割の高度化」「CX・UI/UXの徹底追求」「外部との連携強化」「圧倒的な効率化・高度化」を取組方針に定め、団体保険のお客さま向けのYouTube Liveを活用したオンライン説明会の実施、UX/UIの向上に向けたアジャイル開発手法の採用、会津若松市における他業連携を通じた実証実験、データ利活用の促進および適切なデータ管理に向けた「データマネジメント規程」の制定等に取り組みました。

加えて、データサイエンティストをDX専門人財に設定し育成カリキュラムを提供するなど、専門人財の育成・確保に努めました。

こうした取組みを通じ、2021年7月に「DX認定事業者」（※10）の認定を取得しました。

（※10）国が、DXについて優良な取組みを行なう事業者を申請に基づいて認定

【コーポレート戦略（ブランド戦略）】

「明治安田ブランド」のさらなる浸透・定着を図るため、企業理念「明治安田フィロソフィー」の社内外へのさらなる訴求や、2「大」プロジェクト「みんなの健活プロジェクト」「地元の元気プロジェクト」の推進による健康増進と地方創生の領域における社会的価値の創出、Jリーグ・女子プロゴルフ支援をはじめとした当社らしいスポーツ応援活動等に取り組みました。

また、当年度は、これらの取組みをより効果的かつ広範囲に伝えるため、YouTubeやFacebook等のオウンドメディアを活用した情報発信を強化し、オウンドメディアへのアクセス数を前年度と比較し約2倍と飛躍的に高めました。

【全社横断プロジェクト】

【みんなの健活プロジェクト】

お客さまの健康増進を応援する「みんなの健活プロジェクト」では、「早期発見・予防」領域における新たなお客さま価値の提供に取り組んでいます。

商品面では、2021年6月に「ベストスタイル」の新たな特約として「早期発見・治療支援特約」「重症化予防支援特約」を発売し、健康増進型商品のラインアップを拡充しました。また、「がんの予防・早期発見」から「がん罹患後の復職支援」までを商品とサービスのパッケージで提供する、2022年4月発売の「団体がん保障保険」のご案内も開始しています。

アクション面では、全国各地での健康増進イベントの開催やオンラインコンテンツ「おうちで健活」等を提供し、対面・非対面の両面でコロナ禍におけるお客さまの健康づくりを応援する取組みを実施しました。

こうした取組みの結果、健康増進型商品の加入者数と健康増進イベント等の参加者数が、累計で304万名（前年度末差+127万名）を突破するとともに、「ベストスタイル 健康キャッシュバック」ご加入者の健康診断結果調査では、一般企業等の健康保険組合員に比べ、BMIや中性脂肪等の

多くの項目で数値改善が見られ、健康改善効果も現れています。

なお、従業員向けには、スマートフォンアプリ「MYログ」を活用したウォーキングの推進や、健康保険組合による特定保健指導を中心とした重症化予防の取組み等を推進し、経済産業省および日本健康会議が主催する「健康経営優良法人2022（大規模法人部門）」の「ホワイト500」（※11）に6年連続で認定されました。

（※11）上場企業に限らず、健康保険組合等の保険者と連携して優良な健康経営を実践している法人を顕彰するために、2017年度から開始した認定制度。特に大規模法人部門の上位500社を「ホワイト500」と認定

【地元の元気プロジェクト】

豊かな地域づくりへの貢献をめざす「地元の元気プロジェクト」では、全社横断的に地域社会のサポートに取り組んでいます。

当年度は、前年度に引き続き「私の地元応援募金」を実施し、当社の営業拠点が所在する自治体を中心とした全国1,018団体に対し、従業員による任意の募金に会社拠出の寄付を上乗せした総額約5億円を寄付しました。地域課題の解決をテーマとする連携協定を締結した自治体は当年度末時点で788自治体まで拡大し、協定に基づく取組みを各自治体に定期的に報告することで、さらなる関係強化を進めました。

あわせて、全国の道の駅、公民館、協会けんぽ支部等とも協働し、地域のみなさまの健康づくりや暮らしの充実につながるイベント・セミナーを開催するとともに、約6,200社にのぼる地元企業の健康経営等の福利厚生をサポートする活動を実施しました。

さらに、スポーツを中心としたコミュニティの形成および参画支援として、日本女子プロゴルフ協会の所属プロによるティーチングイベントを全国50ヵ所で開催したほか、地域の子どもの夢や地元愛を育むことを目的とした「地元アスリート応援プログラム」を運営し、当年度は28都道府県・32名・16競技の若手アスリートの活動を支援しました。

【サステイナブルな社会づくりに貢献する取組み】

持続可能な社会づくりに貢献する取組みを強化するため、2021年7月に「サステナビリティ経営推進」を担当する執行役を任命するとともに、専担組織を設置しました。

サステナビリティ経営を推進していくにあたっての「優先課題（マテリアリティ）」の一つとしていた「環境保全・気候変動への対応」を新たに「さらなる取組みが必要な優先課題」として位置付け、事業者として自社が排出するCO₂排出量の削減と、責任ある機関投資家として投融資先による排出量の削減に取り組んでおり、いずれの区分でも2050年度にネットゼロとする削減目標および2030年度の中間目標を設定・公表しました。

機関投資家としては、ESG投融資やスチュワードシップ活動等の責任投資を推進しており、当年度は、ESG投融資を約3,500億円実行したほか、投資先とのエンゲージメント（対話）活動等を通じ、投資先のCO₂排出量削減に向けた取組状況等の確認や、情報開示の充実に向けた働きかけ等を行ないました。

気候変動問題の解決を進める国際的なイニシアティブにも積極的に参画しており、2021年8月には「CDP」および「Climate Action 100+」に署名、10月には「Net-Zero Asset Owner Alliance」に加盟しました。

また、2022年1月に、サステナビリティ領域全般に高度な知見を有する株式会社SDGインパクトジャパンと資本・業務提携契約を締結しました。

【企業風土・ブランド創造運動】

企業理念「明治安田フィロソフィー」の浸透と従業員の行動規範「私たちの行動原則」に基づく従業員の自律的な行動を促す「企業風土・ブランド創造運動」を2020年度から展開しています。

お客さま・地域社会・働く仲間との3つの絆を深める組織単位の小集団活動「Kizuna（キズナ）運動」を通じて、社内から「私たちの行動原則」に沿った行動事例を約11.5万件収集し、優れた事例を顕彰したほか、組織別「行動事例集」を作成するなど、ボトムアップ型の運営により、企業風土の定着・醸成に努めました。また、「MYメッセージ活動（※12）」（当年度末時点1,385.3万枚）や従業員の健康増進に向けたウォーキングの活性化に加え、リモート観戦を交えた「明治安田生命Jリーグ」の応援活動など、創意工夫のうえ統一的な活動を推進しました。

なお、2022年4月に「MY Style」ガイドラインを制定し、「私たちの行動原則」に即した従業員の行動発現をさらに促すことで、「明治安田フィロソフィー」のいっそうの浸透・定着を図ります。

（※12）誕生日やご契約の節目等にあわせてアドバイザーがお客さまへの想いを手書きのメッセージでお届けする活動

【主要業績の概況】

【当期における当社の主要業績について】

2021年度における当社の主要業績は次のとおりです。

個人保険・個人年金保険は、保険料ベースの業績指標である年換算保険料（各契約について、お支払いいただく保険料を1年あたりに換算した業績指標）において、新契約年換算保険料が1,034億円、年度末での保有契約年換算保険料が2兆1,679億円となりました。このうち、第三分野（医療・介護保障等）は、新契約年換算保険料が436億円、年度末での保有契約年換算保険料が4,750億円となりました。

団体保険の年度末保有契約高は116兆3,276億円、団体年金保険の年度末保有契約高（責任準備金の金額）は7兆9,040億円となりました。なお、明治安田アセットマネジメント株式会社が受託している団体年金資産を加えた明治安田生命グループ全体での団体年金資産の契約・受託残高は、9兆2,230億円でした。

（新契約年換算保険料）

	当年度		前年度 金額
	金額	前年度比増減率	
個人保険・個人年金保険	1,034億円	10.4%	937億円
うち 第三分野	436億円	16.1%	375億円

(減少契約年換算保険料)

	当年度		前年度 金額
	金額	前年度比増減率	
個人保険・個人年金保険	1,306億円	4.3%	1,253億円

(保有契約年換算保険料)

	当年度末		前年度末 金額
	金額	前年度末比増減率	
個人保険・個人年金保険	2兆1,679億円	△1.2%	2兆1,952億円
うち第三分野	4,750億円	3.5%	4,588億円

以下の契約高には、第三分野の業績は含まれていません。

(新契約高)

	当年度		前年度 金額
	金額	前年度比増減率	
個人保険・個人年金保険	1兆2,298億円	27.7%	9,630億円

(減少契約高)

	当年度		前年度 金額
	金額	前年度比増減率	
個人保険・個人年金保険	3兆4,724億円	△14.2%	4兆466億円

(保有契約高)

	当年度末		前年度末 金額
	金額	前年度末比増減率	
個人保険・個人年金保険	65兆7,414億円	△3.3%	67兆9,840億円
団体保険	116兆3,276億円	0.4%	115兆8,768億円
団体年金保険	7兆9,040億円	0.8%	7兆8,430億円

経常収益では、保険料等収入が2兆4,435億円となりました。うち個人保険は1兆3,250億円、個人年金保険は2,959億円、団体保険は2,931億円、団体年金保険は4,934億円となりました。

資産運用収益は、利息及び配当金等収入が8,883億円、為替差益が1,330億円、有価証券売却益が1,135億円で、資産運用収益合計では1兆2,170億円となりました。

経常費用では、保険金等支払金は2兆3,535億円、うち個人保険・個人年金保険が1兆6,570億円、団体保険が1,506億円、団体年金保険が5,164億円となりました。

責任準備金等繰入額は、2,758億円となりました。

資産運用費用は、金融派生商品費用が2,173億円、有価証券売却損が657億円、支払利息が176億円で、資産運用費用合計では3,483億円でした。

事業費は、3,761億円となりました。

これらの結果、経常利益は2,483億円でした。また、基礎利益（保険料収入や保険金・事業費支払等の保険関係収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間収益の状況を表わす指標）は6,019億円となりました。

以上の結果、経常利益に、特別損益、法人税等を加減した当期純剰余は1,859億円となりました。

当期純剰余に土地再評価差額金取崩額等を反映し、当期末処分剰余金は1,838億円となりました。当期末処分剰余金から剰余金処分案にて社員配当準備金に1,514億円繰り入れることとしています。

	当年度		前年度 金額
	金額	前年度比増減率	
経常収益	3兆7,282億円	3.2%	3兆6,117億円
保険料等収入	2兆4,435億円	3.9%	2兆3,521億円
資産運用収益	1兆2,170億円	2.1%	1兆1,924億円
経常費用	3兆4,798億円	3.0%	3兆3,799億円
保険金等支払金	2兆3,535億円	1.5%	2兆3,176億円
責任準備金等繰入額	2,758億円	△ 6.3%	2,943億円
資産運用費用	3,483億円	31.2%	2,656億円
事業費	3,761億円	0.2%	3,754億円
経常利益	2,483億円	7.1%	2,318億円
基礎利益	6,019億円	9.4%	5,502億円
特別利益	1億円	△ 67.8%	3億円
特別損失	440億円	40.8%	313億円
当期純剰余	1,859億円	△ 6.3%	1,985億円
当期末処分剰余金	1,838億円	△ 19.9%	2,294億円

総資産については、年度末で44兆1,607億円となりました。

	当年度末		前年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
総資産	44兆1,607億円	100.0%	42兆6,852億円	100.0%
現金及び預貯金等	1兆92億円	2.3%	1兆5,002億円	3.5%
有価証券	37兆482億円	83.9%	35兆3,828億円	82.9%
貸付金	3兆9,336億円	8.9%	4兆957億円	9.6%
有形固定資産	8,693億円	2.0%	8,691億円	2.0%

負債の大宗を占める責任準備金残高は33兆694億円でした。責任準備金は、法令等で定められている積立方式のうち、最も積立水準が高い平準純保険料式で積み立てています。

	当年度末		前年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
負債の部合計	39兆9,366億円	90.4%	38兆1,740億円	89.4%
責任準備金	33兆694億円	74.9%	32兆8,023億円	76.8%
支払備金	1,352億円	0.3%	1,266億円	0.3%
価格変動準備金	8,693億円	2.0%	8,500億円	2.0%
純資産の部合計	4兆2,240億円	9.6%	4兆5,111億円	10.6%
基金・基金償却積立金	9,800億円	2.2%	9,800億円	2.3%
剰余金	4,127億円	0.9%	5,098億円	1.2%
その他有価証券評価差額金	2兆7,041億円	6.1%	2兆8,746億円	6.7%
負債及び純資産の部合計	44兆1,607億円	100.0%	42兆6,852億円	100.0%

ソルベンシー・マージン比率（行政監督上の指標の一つで、大災害や株価の暴落等、通常の予測を超えて発生するリスクへの対応余力の水準を表わす指標）は、1,061.6%となりました。

【当期における当社グループの主要業績について】

2021年度における当社グループの主要業績は次のとおりです。

経常収益は4兆2,143億円、経常利益は2,313億円、親会社に帰属する当期純剰余は1,817億円となりました。

	当年度		前年度 金額
	金額	前年度比増減率	
経常収益	4兆2,143億円	4.6%	4兆286億円
経常利益	2,313億円	1.0%	2,289億円
親会社に帰属する当期純剰余	1,817億円	△3.7%	1,887億円

グループ保険料（※13）は2兆8,098億円、グループ基礎利益（※14）は6,171億円となりました。

（※13）連結損益計算書上の保険料等収入

（※14）明治安田生命の基礎利益に、連結される子会社および子法人等ならびに持分法適用の関連法人等のキャピタル損益等を控除した税引前利益のうち明治安田生命の持分相当額を合算し、明治安田生命グループ内の内部取引の一部を相殺した数値

	当年度		前年度 金額
	金額	前年度比増減率	
グループ保険料	2兆8,098億円	5.3%	2兆6,693億円
グループ基礎利益	6,171億円	6.4%	5,798億円

総資産については、年度末で 48 兆 2,025 億円となりました。

	当年度末 金額	前年度末 金額
総 資 産	48 兆 2,025 億円	45 兆 9,778 億円

連結ソルベンシー・マージン比率は、1,135.5%となりました。

【対処すべき課題】

ウクライナ情勢の混迷長期化に加え、欧米主要中銀が金融政策の正常化を進めており、金融市場はボラタイルな展開が継続することが予想されます。こうしたなか、インカムゲインにキャピタルゲインを加えた総合収益を持続的に拡大することで、業界トップクラスの健全性を堅持しつつ、収益性・成長性とのバランスを重視した経営を行ないます。一方、環境の急変時にリスクを削減しつつ、そうした環境を好機と捉えたリスクテイクを実施する等、機動的な対応態勢の確立にも取り組んでいきます。

新型コロナウイルス感染症は、当面の間は拡大と収縮が繰り返される可能性があるとして認識しており、お客さま・従業員の安全確保を大前提に、保険金・給付金のお支払いをはじめとする基幹業務を確実に遂行する態勢を堅持していきます。

また、今般のコロナ禍を契機とした社会の価値観やお客さまの意識・行動様式の変化等に対応するとともに、社会のデジタルシフトのいっそうの加速、業種を超えた企業間の連携強化の動き等をはじめ、事業環境の変化への対応も重要であると認識しています。

2022 年 4 月改正の「企業ビジョン（長期的にめざす姿）」をふまえ、お客さま一人ひとりの健康づくり、地域社会の発展を応援し、相互扶助の輪を広げることを通じて、持続可能で希望に満ちた豊かな社会づくりに貢献してまいります。また、同様に 2022 年 4 月創設の「MYリンクコーディネーター（営業職員）制度」に基づき、新たな役割を設定した営業職員を通して、健康増進型商品・サービスや運動機会の提供等によりお客さまの健康増進をサポートするとともに、自治体や地域の団体等との協働取組みや情報提供等により地域のつながりをサポートする取組みを進めてまいります。

(2) 財産および損益の状況の推移

ア. 当社の財産および損益の状況の推移

区分		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (当期)
年		億円	億円	億円	億円
度	個人保険	613,583	582,139	556,139	538,248
末	個人年金保険	134,065	128,536	123,701	119,165
契	団体保険	1,158,156	1,163,348	1,158,768	1,163,276
約	団体年金保険	76,913	77,864	78,430	79,040
高	その他の保険	2,534	2,213	2,195	2,133
		百万円	百万円	百万円	百万円
	保険料等収入	2,770,879	2,593,355	2,352,149	2,443,588
	資産運用収益	911,810	981,072	1,192,437	1,217,048
	保険金等支払金	2,205,432	2,293,433	2,317,695	2,353,540
	経常利益	373,522	235,464	231,817	248,377
	当期純剰余	222,530	200,159	198,516	185,926
	社員配当準備金繰入額	169,630	148,874	178,633	151,453
	総資産	39,260,805	39,530,866	42,685,218	44,160,706

イ. 当社グループの財産および損益の状況の推移

区分		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (当期)
		百万円	百万円	百万円	百万円
	経常収益	4,182,501	4,073,384	4,028,693	4,214,339
	経常利益	390,618	253,536	228,994	231,341
	親会社に帰属する当期純剰余	229,579	207,848	188,740	181,799
	純資産額	3,986,421	3,541,362	4,528,485	4,305,697
	総資産	42,120,715	42,613,896	45,977,802	48,202,554

(3) 支社等および代理店の状況

区分	前期末	当期末	当期増減(△)
	店	店	店
支社	99	99	0
営業部・営業所	945	952	7
海外事務所	1	1	0
計	1,045	1,052	7
代理店	2,381	2,437	56
計	3,426	3,489	63

(4) 使用人の状況

区分	前期末	当期末	当期増減(△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
	名	名	名	歳 月	年 月	千円
内務職員	10,933	11,022	89	45 2	17 0	372
営業職員	35,995	36,393	398	46 6	/	/

(注) 1. 内務職員は、総合職（シニア型含む）・医務職・医療職・得意先担当職・契約社員の合計より、出向・休職・組合専従を除いた数です。

2. 平均給与月額は、2022年3月の税込基準内給与で賞与、時間外手当等は含みません。

(5) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
明治安田生命第1回劣後ローン流動化株式会社	200,000

百万円

(注) 明治安田生命第1回劣後ローン流動化株式会社は、劣後債権を裏付け資産とする無担保社債を発行し、その発行代わり金を劣後債権の購入資金に充当しています。

(6) 資金調達の状況

2021年8月に証券化公募スキームを活用した劣後特約付借入金2,000億円を調達しました。

(7) 設備投資の状況

ア. 設備投資の総額

設備投資の総額	47,975	百万円
---------	--------	-----

(注) 2021年度中に実施した設備投資の総額を記載しております。なお、設備投資は、有形固定資産および無形固定資産に係るものです。

イ. 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(8) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
明治安田システム・ テクノロジー株式会社	東京都江東区	システム開発、運用 管理業務、顧客企業 へのコンサルティング 業務、介護関連事 業	1982年4月1日	百万円 100	% 100.0
明治安田アセット マネジメント株式会社	東京都千代田区	投資助言・代理業、 投資運用業、第二種 金融商品取引業	1986年11月15日	百万円 1,000	92.9
明治安田損害保険 株式会社	東京都千代田区	損害保険業務	1996年8月8日	百万円 10,000	100.0
Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited	米国 ハワイ州 ホノルル市	生命保険・健康保険 業務	1961年8月3日	万米ドル 635	100.0
Meiji Yasuda America Incorporated	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	金融経済調査、米国 における不動産投資	1998年8月3日	万米ドル 4,266	100.0
StanCorp Financial Group, Inc.	米国 オレゴン州 ポートランド市	生命保険業務および 保険関連事業	1998年9月23日	万米ドル 495,000	100.0

(注) Pacific Guardian Life Insurance Company, Limitedへの資本参加は1976年3月26日、StanCorp Financial Group, Inc.への資本参加は2016年3月8日です。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

ア. 取締役

(年度末現在)

氏名	地位および担当		重要な兼職	その他
根 岸 秋 男	取締役会長	指名委員 報酬委員	株式会社ニコン取締役 株式会社三菱UFJ銀行 取締役監査等委員	
永 島 英 器	取 締 役	指名委員 報酬委員		
牧 野 真 也	取 締 役			
荒 谷 雅 夫	取 締 役		株式会社山口銀行取締役監査等委員 エイチディーアイ・インターナショナル 株式会社監査役	
菊 川 隆 志	取 締 役	監査委員	株式会社千葉興業銀行監査役	
木 瀬 照 雄	取 締 役 (社 外)	指名委員長 監査委員	TOTO株式会社特別顧問	
須 田 美 矢 子	取 締 役 (社 外)	指名委員 監査委員長	一般財団法人キヤノングローバル戦略 研究所特別顧問	
北 村 敬 子	取 締 役 (社 外)	監査委員 報酬委員	京王電鉄株式会社取締役監査等委員 日野自動車株式会社監査役	会計学を研究する専門 家として、財務および 会計に関する相当程度 の知見を有するもので あります。
秋 田 正 紀	取 締 役 (社 外)	報酬委員長	株式会社松屋代表取締役社長執行役員 株式会社ギンザコア代表取締役会長	
上 村 達 男	取 締 役 (社 外)	監査委員 報酬委員		
堀 切 功 章	取 締 役 (社 外)	指名委員	キッコーマン株式会社 代表取締役会長CEO	

(注) 監査委員会監査の実効性確保の観点から、質の高い情報収集、会計監査人および内部監査部門・内部統制部門等との連携強化等のため、社内取締役である監査委員を常勤監査委員として選定しています。

イ. 執行役

(年度末現在)

氏名	地位および担当		重要な兼職	その他
根 岸 秋 男	代表執行役		一般社団法人生命保険協会会長 (2021年7月16日退任) 株式会社ニコン取締役 株式会社三菱UFJ銀行取締役監査等委員	2021年7月16日付で 代表執行役を辞任しま した。
永 島 英 器	代表執行役 社 長	《グループ経営責任者》		
牧 野 真 也	代表執行役 副 社 長	DX・ヘルスケア推進担当 保険金部、サービス開発部、 情報システム部、 デジタル戦略部		

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他	
荒谷 雅夫	執行役員 副社長	<資産運用管掌執行役> 運用企画部、債券投資部、 株式投資部、不動産部、 秘書部	株式会社山口銀行取締役監査等委員 エイチディーアイ・インターナショナル 株式会社監査役	
大西 忠	執行役員 副社長	<国内営業管掌執行役> 「みんなの健活プロジェクト」担当 「地元の元気プロジェクト」担当 個人営業部門長 〔業務部、 MYRA業務推進部〕 地域リレーション推進部、 ブランド戦略部	株式会社北國フィナンシャル ホールディングス取締役監査等委員	
山内 和紀	専務執行役員	海外事業企画部、 海外事業推進部	スタンコープ・ファイナンシャル・ グループ株式会社取締役 スタンダード生命保険株式会社取締役 タイライフ・インシュアランス・ パブリック・カンパニー・リミテッド 取締役	2022年3月31日付で 専務執行役員を辞任しま した。
梅崎 輝喜	専務執行役員	《グループコンプライアンス 責任者》 営業人事部、関連事業部、 法務部、人事部、 コンプライアンス統括部	東京応化工業株式会社監査役	
中谷 新司	常務執行役員	公法人営業部門長 〔公法人業務部〕		
長尾 浩一	常務執行役員	契約部、法人サービス部、 団体年金サービス部		
中村 篤志	常務執行役員	広報部、調査部、企画部		
河村 雅直	常務執行役員	総合法人営業部門長 〔総合法人業務部、 金融法人業務部〕		
上田 泰史	常務執行役員	《グループリスク管理責任 者》 運用審査部、情報システム 部（サイバーセキュリ ティ・品質管理担当）、 リスク管理統括部		
住吉 敏幸	常務執行役員	営業企画部、営業教育部、 法人営業企画部、商品開発部		
福井 賢二	常務執行役員	《グループ・チーフ・アク チュアリー》 総務部、収益管理部		
牧野 伸二	常務執行役員	融資部、 特定保険商品運用部、 運用サービス部		
青戸 伸之	常務執行役員	事務サービス企画部、 契約サービス部、 事務オペレーション部		
中 敏彦	常務執行役員	お客さまサービス相談部、 お客さま志向統括部		2022年3月31日付で 常務執行役員を辞任しま した。

- (注) 1. 資産運用管掌執行役は、運用企画部・融資部・債券投資部・株式投資部・特定保険商品運用部・不動産部・運用審査部・運用サービス部を所管しています。
国内営業管掌執行役は、営業企画部・営業人事部・営業教育部・地域リレーション推進部・業務部・MYRA業務推進部・法人営業企画部・総合法人業務部・金融法人業務部・公法人業務部を所管しています。
2. 部門長の [] 内は、部門長が担当する業務の所管部を表わします。

(2) 会社役員に対する報酬等

区分	支給人数	報酬等 百万円	基本報酬	業績連動報酬	その他報酬
			百万円	百万円	百万円
取締役	10	271	243	23	4
執行役	18	1,072	570	496	5
計	28	1,344	814	519	10

- (注) 1. 取締役と執行役の兼任者の報酬等は、執行役欄に記載しております。また、上記支給人数・報酬等には、2021年7月2日開催の第74回定時総代会終結のときをもって退任した取締役2名および執行役2名を含んでおります。
2. 当社は、2008年6月30日をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。
3. 上記に開示した金額、ならびに、これまでの事業報告書の報酬等として開示した金額のほか、退任している役員に対し、役員年金（退職慰労金）として、取締役59名に対し121百万円および監査役16名に対し25百万円を支給しております。
4. 当社は、2021年7月2日の報酬委員会において、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針について決議し、方針にもとづき策定された規程に則り、会社業績および個人評価を決定のうえ、支給金額を決議しました。方針は次のとおりです。
- (1) 基本方針
取締役・執行役の報酬は、職務内容を勘案のうえ、当社の経営環境・会社業績等をふまえた適切な水準に設定する。
- (2) 取締役の報酬
取締役の報酬は、職務内容・委員長委嘱等の有無に応じた固定報酬とする。
- (3) 執行役の報酬
執行役の報酬は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、基本報酬、業績連動報酬、代表権加算およびグループ責任者加算で構成する。
- ア. 基本報酬、代表権加算およびグループ責任者加算は、役位および職務内容に応じた固定報酬とする。
- イ. 業績連動報酬は、単年度の会社業績を反映する会社業績連動報酬、単年度の個人評価を反映する個人業績連動報酬および前中期経営計画期間の業績を反映する中長期業績連動報酬から構成し、役位および職務内容別に定め、会社業績および会社業績に対する各人の貢献度合に応じ、一定の範囲内で決定する。
5. 取締役の報酬は、「基本報酬」および「その他報酬」、執行役の報酬は、「基本報酬」、「業績連動報酬」および「その他報酬」から構成しております。
6. 「基本報酬」は、役位および職務内容に応じた固定報酬としております。
7. 「業績連動報酬」は、単年度の会社業績を反映する会社業績連動報酬、単年度の個人評価を反映する個人業績連動報酬、および前中期経営計画期間の業績を反映する中長期業績連動報酬から構成し、役位に応じて設定する基準報酬金額に、会社業績および個人評価に応じて設定する係数を、それぞれ乗じたものとしております。「業績連動報酬」部分が報酬総額に対して占める割合は、役位に応じて42.1%から53.0%となります（2021年度実績）。

なお、会社業績に応じて設定する係数は、経営目標のなかから選定した評価指標の達成率を加重平均して算出し、経済環境等の定性評価も加味のうえ決定しております。指標としては、お客さまアクセス数、アドバイザー数などとなります。2021年度の報酬に係る評価指標の達成率の加重平均は、単年度業績が103.5%、中長期業績が102.4%です。

8. 「その他報酬」には、主なものとして社宅家賃補助等があります。
9. 2021年度に係る役員の報酬は、当社と業態・規模の類似する企業との比較検証結果をふまえて報酬水準等を設定し、2020年度の会社業績および各執行役の貢献、中期経営計画の進捗状況等を考慮して業績連動報酬の支給額を決定しました。また、決定に際しては、外部専門機関の客観的データを参考にするとともに、独立社外取締役を過半数かつ委員長とする報酬委員会の審議を経ております。係る審議を経て、2021年度に係る役員報酬等は、報酬等の決定方針に沿ったものであり、妥当であるものと判断しております。

役員毎の報酬等の総額

氏名	役員区分	報酬等	報酬等		
			基本報酬	業績連動報酬	その他報酬
根 岸 秋 男	取締役会長	百万円 127	百万円 99	百万円 23	百万円 4
永 島 英 器	取締役 代表執行役社長	122	62	56	2

(注) 報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要等
木 瀬 照 雄 須 田 美 矢 子 北 村 敬 子 秋 田 正 紀 上 村 達 男 堀 切 功 章	当該取締役の保険業法第 53 条の 33 第 1 項に関する責任につき、1,000 万円または保険業法第 53 条の 36 で準用する会社法第 427 条第 1 項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社の取締役、執行役 および執行役員	<p>保険業法第 53 条の 38 において準用する会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の役員としての職務執行に起因して被保険者に対して損害賠償請求が為されたことにより被保険者が被る損害賠償金および争訟費用等を当該保険契約より填補することとしております。</p> <p>ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行なった役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。</p> <p>なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。</p>

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
木 瀬 照 雄	<p><他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況> TOTO株式会社 特別顧問</p> <p>当社は、TOTO株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。</p>
須 田 美 矢 子	一般財団法人キャノングローバル戦略研究所 特別顧問
北 村 敬 子	<p><他の法人等の社外役員との兼職その他の状況> 京王電鉄株式会社 取締役監査等委員 日野自動車株式会社 監査役</p> <p>当社は、京王電鉄株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。</p> <p>また、当社は、日野自動車株式会社と保険の取引があります。</p>
秋 田 正 紀	<p><他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況> 株式会社松屋 代表取締役社長執行役員 株式会社ギンザコア 代表取締役会長</p> <p>当社は、株式会社松屋と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。</p>
上 村 達 男	該当事項はありません。
堀 切 功 章	<p><他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況> キッコーマン株式会社 代表取締役会長CEO</p> <p>当社は、キッコーマン株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。</p>

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および各委員会への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
木瀬 照雄	2014年7月2日就任	当年度取締役会 13 回開催のうち13回出席。 当年度指名委員会 7 回開催のうち7回出席。 当年度監査委員会 15 回開催のうち15回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、長年にわたる経営者としての経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
須田 美矢子	2014年7月2日就任	当年度取締役会 13 回開催のうち13回出席。 当年度指名委員会 7 回開催のうち7回出席。 当年度監査委員会 15 回開催のうち15回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、金融経済の専門家としての知識や長年にわたる経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
北村 敬子	2015年7月2日就任	当年度取締役会 13 回開催のうち13回出席。 当年度監査委員会 15 回開催のうち15回出席。 当年度報酬委員会 6 回開催のうち6回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、財務および会計の専門家としての知識や長年にわたる経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
秋田 正紀	2017年7月4日就任	当年度取締役会 13 回開催のうち13回出席。 選定後報酬委員会 3 回開催のうち3回出席。当年度在任中指名委員会 3 回開催のうち3回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、長年にわたる経営者としての経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
上村 達男	2020年7月2日就任	当年度取締役会 13 回開催のうち12回出席。 当年度監査委員会 15 回開催のうち15回出席。 当年度報酬委員会 6 回開催のうち6回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、法律の専門家としての知識や長年にわたる経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
堀切 功章	2021年7月2日就任	就任後取締役会 10 回開催のうち10回出席。 就任後指名委員会 4 回開催のうち4回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、長年にわたる経営者としての経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	7	103.2 百万円	—

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 基金に関する事項

(1) 基金拠出額 150,000 百万円

(2) 当年度末基金拠出者数 3名

(3) 基金拠出者

基金拠出者の氏名または名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
	百万円	%
明治安田生命 2017 基金特定目的会社	50,000	33.33
明治安田生命 2018 基金特定目的会社	50,000	33.33
明治安田生命 2019 基金特定目的会社	50,000	33.33

(注) 明治安田生命 2017 基金特定目的会社、明治安田生命 2018 基金特定目的会社および明治安田生命 2019 基金特定目的会社は、基金債権を裏付け資産とする特定社債を発行し、その発行代わり金を基金債権の購入資金に充当しています。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 金井 沢治 指定有限責任社員 熊木 幸雄 指定有限責任社員 小林 広樹	会計監査人としての報酬等の額 207百万円	1. 監査委員会は、日本監査役協会が公表する「監査委員会監査基準」をふまえ、会計監査人の監査計画、職務遂行状況、監査報酬の見積り、非監査業務の委託状況および非監査報酬などが適切であるかを確認のうえ、会計監査人の報酬等について同意しました。 2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である以下の業務を委託し対価を支払っています。 ・ 団体年金の受託業務に係る内部統制の保証業務等

(注) 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 264百万円

(2) 責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

ア. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

1. 監査委員会決議による会計監査人の解任

監査委員会は、会計監査人が保険業法第53条の9第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査委員会決議による会計監査人の解任の検討を行なう。

監査委員会は、会計監査人の解任を監査委員会決議によって行なうことを妥当と判断する場合、監査委員全員の同意によって、会計監査人を解任する。

なお、この場合、監査委員会が選定した監査委員は、監査委員会決議により会計監査人を解任した旨およびその理由を解任後最初に招集される総代会に報告する。

2. 総代会決議による会計監査人の解任

監査委員会は、会計監査人が前項に定める事由に該当すると認められる場合のほか、会計監査人に適正な監査が期待できない場合には、総代会決議による会計監査人の解任の検討を行なう。

監査委員会は、会計監査人の解任を総代会決議によって行なうことを妥当と判断する場合、総代会に提出する会計監査人の解任の議案の内容を決定する。

3. 会計監査人の不再任

監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制および独立性などが適切であるかについて確認し、会計監査人の不再任の検討を行なう。

監査委員会は、会計監査人の不再任を妥当と判断する場合、総代会に提出する会計監査人の不再任の議案の内容を決定する。

イ. 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による当社の子法人等の計算関係書類の監査の状況

当社の重要な子法人等のうち、Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited、StanCorp Financial Group, Inc. および Meiji Yasuda America Incorporated は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会において「グループ内部統制基本方針」を定めております。同基本方針の内容とその運用状況の概要は次のとおりです。

＜グループ内部統制基本方針＞

当社は、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念の実現のために、以下のとおり、当社ならびにグループ会社からなる明治安田生命グループ(以下、グループ)の内部統制に関する基本的な事項を定める。

なお、本方針において、グループ会社とは、子会社、子法人等からなる実質子会社および関連法人等をいう。

1. 監査委員会の職務の執行のために必要な体制

(1) 監査委員会の職務を補助すべき使用人、当該使用人の当社の執行役および執行役員からの独立性ならびに監査委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関して以下のとおり整備する。

ア. 監査部

当社は、監査委員会の直属の組織として監査部を設置し、執行役および執行役員からの指揮命令を受けずに監査委員会を補助する組織・要員を確保する。

イ. 監査部への要員配置

当社は、監査委員会事務局には監査が実効的に行なわれるために、それに必要な知識能力を備えた使用人を継続的に配置する。

ウ. 独立性および指示の実効性の確保

当社は、監査部に所属する使用人の執行役および執行役員からの独立性および監査委員会による当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

当社は、監査部に所属する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分に関する事項については監査委員会の同意がなければこれを行なうことができない。

(2) 監査委員会への報告に関する体制を以下のとおり整備する。

ア. 当社は、以下の事項を中心に、当社の重要会議への監査委員出席、当社およびグループ会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、使用人等もしくはこれらの者から報告を受けた者と監査委員会または監査委員との定期的な意見交換または個別報告を通じ、監査委員会への適切な報告体制を確保する。

また、上記報告に関して、その報告者が不利な取扱いを受けない体制を確保する。

1. 当社および監査委員会が必要と認めるグループ会社の事業の状況、業務および財産の状況
2. 当社および監査委員会が必要と認めるグループ会社の内部統制システムの構築状況および運用状況
3. 当社および監査委員会が必要と認めるグループ会社の苦情の処理および内部通報制度の運営の状況
4. その他監査委員会が監査上報告を受けることが必要と認める当社およびグループ会社の業務または業績に影響を与える重要な事項

イ. 当社は、監査委員会が当社の業務および財産の状況の調査その他の監査職務を遂行するにあたり、監査委員会の直属の組織である監査部に対し内部監査や調査等を命じ、また、監査部からその結果の報告を受ける体制を確保する。

(3) その他当社の監査委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制を以下のとおり整備する。

ア. 文書・規程類等重要な記録の確認

当社は、監査委員会が所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ保存および管理されているかを調査し、監査を実効的に行なうための体制を確保する。

イ. 監査費用

当社は、監査委員会または監査委員がその職務の執行に係る費用等について、あらかじめ予算を計上するとともに、追加の費用が発生したときは、その職務の執行に必要でないと思われられる場合を除き、これを負担する。

【運用状況の概要】

当社は、監査部を監査委員会直属の組織とし、経営からの独立性を強化しています。また、監査委員会の事務局に所属する職員（補助使用人）の人事異動等は監査委員会の同意を得て実施しています。

監査委員会および常勤監査委員は、代表執行役をはじめとする執行役等から定期的に報告を受け、意見交換を行なうとともに、常勤監査委員または監査部所属員は、「監査委員会監査細則」に基づき、経営会議、内部統制検証委員会のほか、重要な会議、委員会に出席しています。

監査部は、監査委員会に四半期ごとに内部監査概況を報告し、また、常勤監査委員に随時報告を実施しています。

監査委員会の事務局は、内部通報の内容を確認のうえ、常勤監査委員に報告しており、重要性の高い通報は監査委員会に報告しています。また、コンプライアンス統括部は、内部通報に係る事実調査結果の分析等を四半期ごとに監査委員会に報告しています。

2. 業務の適正を確保するために必要な体制

- (1) 当社は、グループ全体の適正な経営を実現するため、グループ経営に関する基本的事項を「国内グループ会社経営管理規程」および「海外グループ会社経営管理規程」に定めるとともに、これに基づき、グループ会社の事業特性をふまえた管理等を効率的に行ない、グループ会社の適正な業務運営のための管理体制およびコンプライアンス・リスク管理態勢の整備を支援する。
- (2) 当社は、当社およびグループ会社のリスク管理、コンプライアンス態勢およびお客さま対応体制を一元的に管理する統括部署として、リスク管理統括部、コンプライアンス統括部、お客さま志向統括部を設置するとともに、グループ全体の内部統制の実効性を高めるため、内部統制の有効性を検証する部署として監査部を設置する。
- (3) 当社は、グループにおける内部統制の体制整備および運営に必要な領域について方針等を定める。
- (4) 当社はグループ会社に対し、必要に応じて取締役、監査役等を派遣し、グループ会社の経営の適正を検証する。
- (5) 当社は、保険業法、その他の海外も含めた関係法令等の遵守を前提とし、また、グループ会社の出資割合や覚書の定め等をふまえつつ、グループ会社における経営計画等の策定、業務執行等に関する支援・指導・管理・監視を実施する。グループ会社の内部統制は、次の区分に基づき推進する。

ア. 子会社・子法人等

事業特性、規模、適用法令等をふまえ、定期的にまたは適時に行なうべき事前協議事項および報告事項等を定めるとともに、適切な報告体制を確保する。なお、資本配賦を行なう等、当社が経営戦略上重要と位置付ける子会社については、当社内部統制に準じた体制整備を推進する。

イ. 関連法人等

事業特性、規模、適用法令、出資割合等をふまえ、経営管理に係るモニタリング等を行なう。

- (6) 当社およびグループ会社は、グループ間取引に際し、アームズ・レングス・ルールに抵触する取引等を含めた不適切な取引の発生を防止するための体制を整備する。

(7) 当社は、グループ会社において生じ得る不祥事件等が、当社やグループ会社の健全性等に影響を及ぼす可能性があるとの認識に基づき、重大な不祥事件等が生じた場合、その影響が当社やグループ会社に波及することを最小限に留めるべく、当該社が速やかに当社に報告する体制を整備する。

【運用状況の概要】

当社は、グループ全体の適正な経営の実現を図るため、国内は「国内グループ会社経営管理規程」、海外は「海外グループ会社経営管理規程」を定めるとともに、当該規程に基づき、総括管理部が一元的に管理する体制を整備しています。また、明治安田生命グループ内で経営の方向性を共有するため、「グループメッセージ」(Creating peace of mind, together)を制定しています。

グループ経営管理の高度化に向け、「グループCEO(グループ経営責任者)」「グループCRO(グループリスク管理責任者)」「グループCCO(グループコンプライアンス責任者)」の職制を設けるとともに、保険数理に係る業務執行状況の確認等を目的に、「グループ・チーフ・アクチュアリー」の職制を設けています。

また、グループ統合的な統制を図る観点から、9つの領域のグループ方針(内部統制、リスク管理、コンプライアンス、内部監査、ERM、保険数理、利益相反管理、外部委託管理、危機管理)を制定しています。制定した各領域のグループ方針について、実効性を継続的に確保するため、運用状況の検証を実施しています。

グループ会社への取締役や監査役の派遣等を通じて、その業務執行を監督・監視するとともに、当社が個別に資本配賦を行なう重要子会社との間で、コンプライアンス、リスク管理、内部監査、保険数理について意見交換を行なうグループ会議を開催しています。

グループ会社の事業特性、規模、適用法令等、また、当社の出資割合等に応じて、グループ会社が当社に対して事前協議または報告すべき事項等を約定しています。

グループ会社の経営管理態勢のさらなる高度化に向け、「ガバナンス改革推進委員会」を設置し、各種取組みについて審議・報告を行ないました(2021年度は当該委員会を13回開催)。

3. 執行役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、グループのコンプライアンスに関する事項を一元管理する部署としてコンプライアンス統括部を設置する。

(2) 当社は、「グループコンプライアンス基本方針」および基本的事項を定めた関連規程を制定し、グループ全体のコンプライアンスを推進する。

(3) 当社およびグループ会社は、反社会的勢力による不当要求等の事案発生時の対応を適切に行なうための体制を整備するとともに、反社会的勢力との関係遮断を徹底する。また、当社およびグループ会社との取引がマネー・ローンダリング等に利用されないよう措置を講じるとともに、インサイダー取引等の不公正な取引の発生を防止するための態勢を整備する。

【運用状況の概要】

当社は、コンプライアンス統括部を設置し、グループのコンプライアンスに関する事項を一元管理する体制としています。

また、「グループコンプライアンス基本方針」のほか関連規程等を制定し、当該方針、規程等に基づき、国内関連事業、海外保険関連事業の各総括管理部とコンプライアンス統括部が連携して、グループ会社の状況に応じて、コンプライアンス推進状況をモニタリングするとともに、必要に応じて指導・支援をしています。

反社会的勢力への対応については、「反社会的勢力対応規程」等を制定し、反社会的

勢力の混入・介入等への報告体制、反社会的勢力との関係遮断、不当要求対応に関する教育・指導等について定めるとともに、当該規程等に基づき対応し、対応状況を定期的に経営会議・取締役会に報告しています。

監督官庁等の関係機関の動向等をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策に係るいっそうの態勢高度化に取り組んでいます。

4. リスク管理に関する体制

(1) 当社は、グループのリスク管理の態勢整備・推進を行なう部署としてリスク管理統括部を設置する。

(2) 当社は、「グループリスク管理基本方針」および基本的事項を定めた関連規程を制定し、グループ全体のリスク管理を推進する。

(3) 当社は、グループ会社リスクを適切に管理するための基本的事項を定めた「国内グループ会社リスク管理規程」および「海外グループ会社リスク管理規程」に基づき、実効性あるリスク管理を通じて、グループ会社の健全かつ適切な業務運営を確保する。

【運用状況の概要】

当社は、リスク管理統括部を設置し、グループのリスク管理の態勢整備・推進を行なう体制としています。

「グループリスク管理基本方針」のほか関連規程を制定し、グループのリスク管理の基本的な考え方、当社グループ全体の諸リスクを適切に管理するための基本的事項を定め、グループ全体のリスク管理態勢を構築しています。

グループ重要リスク管理の枠組みを整備し、グループ重要リスクを特定し、モニタリング計画・モニタリング手法を策定し、モニタリングを実施しています。

グループ全体の健全かつ適切な業務運営を確保するため、国内は「国内グループ会社リスク管理規程」、海外は「海外グループ会社リスク管理規程」等、必要な規程等を整備し、グループ会社のリスク管理状況を定期的に経営会議、取締役会に報告しています。

5. 内部監査に関する体制

(1) 当社は、「グループ内部監査基本方針」および基本的事項を定めた関連規程を制定し、グループ全体の内部監査体制の整備を推進する。

(2) 当社の監査部は、当社の内部監査を定期的実施するとともにグループ会社の内部監査状況をモニタリングする。また、覚書の定め等もふまつつ、必要に応じてグループ会社の内部監査を実施する。その結果を内部監査対象部署・内部監査対象会社に通知し、指摘事項に対する改善策の立案を求め、改善策の進捗状況を定期的に確認するとともに、当社の取締役会等に適宜状況を報告する。

【運用状況の概要】

当社は、監査部を設置し、グループ内部監査態勢の構築・整備等を行なう体制としています。

「グループ内部監査基本方針」のほか関連規程等を制定し、当該方針、規程等に基づき、当社およびグループ会社の内部監査等を実施しています。

内部監査結果の概要・分析結果（内部監査概況）を定期的に監査委員会、取締役会、代表執行役社長および経営会議に報告するとともに、各内部監査の指摘事項は、改善フォローを行ない、内部監査概況で状況を報告しています。

6. 当社単体の内部統制(1～5.に記載する事項を除く)

(1) 執行役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を以下のとおり整備する。

ア. コンプライアンス誓約書、コンプライアンス・マニュアル

当社は、代表執行役をはじめ執行役および執行役員がコンプライアンス誓約書を取締役に提出し、コンプライアンスの推進に誠実かつ率先垂範して取り組む。あわせて、コンプライアンス・マニュアルを執行役、執行役員および使用人に配付し、周知徹底する。

イ. コンプライアンス取組計画

当社は、コンプライアンスを推進するためのフレームワークとして「コンプライアンス取組計画」を全社・本社各部・支社・法人部ごとに策定し、その計画内容および実施状況の検証・指導を行なう。

ウ. コンプライアンス違反(懸念)事象発生時の対応

当社は、コンプライアンス違反(懸念)事象が適切にコンプライアンス統括部および取締役会等に報告されるよう、法令遵守責任者を通じた報告体制を構築し、あわせて、社内・外に通報者保護に十分に留意した内部通報窓口を設置する。報告された事象については、適切な調査を行ない、分析に基づいて改善に向けた取組みを行なうとともに、コンプライアンス違反については規程に基づき厳正に対処する。

【運用状況の概要】

当社は、コンプライアンスを推進するためのフレームワークとして「コンプライアンス取組計画」を毎年度策定し、その推進状況について、定期的に経営会議、取締役会へ報告しています。

「内部通報管理規程」を制定し、当該規程に基づき、社内、社外の内部通報窓口を設置しています。内部通報制度の運用にあたっては、通報者保護を徹底するとともに、社外の専門家を委員とする「お客さまサービス推進諮問会議」および監査委員会による内部通報制度の第三者検証を実施しています。また、内部通報制度の運用状況について、定期的に経営会議、取締役会に報告しています。

コンプライアンスの推進および推進態勢の整備ならびにコンプライアンスに関する部門間の情報交換・連絡・調整を目的として、「コンプライアンス検証委員会」を設置しています(2021年度は当該委員会を14回開催)。

(2) リスク管理に関する体制を以下のとおり整備する。

ア. 組織別・種類別リスクならびに統合リスクの管理

当社は、国内外の規制動向等をふまえ、リスク管理プロセスの実効性を確保するよう、当社固有のリスクを十分認識したうえで、組織別および種類別のリスク管理態勢、ならびに統合リスク管理態勢を整備する。

イ. リスク管理状況の報告およびリスク発生時の対応

当社は、リスク管理態勢の整備状況ならびにリスク管理状況について、定期的に取締役会等に報告する体制を構築するとともに、リスクが発生した場合に適切に取締役会等に報告されるよう体制を構築する。

また、リスク発生時に、適時、的確な事後対応、再発防止を行なうとともに、危機または危機に該当する可能性が相当程度高いリスクが発生した場合、もしくはその懸念がある場合には迅速な対応を行なう。

【運用状況の概要】

当社は、「リスク管理基本規程」「統合リスク管理規程」「各種別リスク管理規程」「組織別リスク管理規程」を制定し、当該規程に基づき、各リスクの管理を行なっています。

リスク管理の実施および管理態勢の整備ならびにリスク管理に関する部門間の情報交換・連絡・調整を目的として、「リスク管理検証委員会」を設置しています(2021年度は当該委員会を21回開催)。

経営計画の達成を阻害する重要な要因として特定した重要リスクを中心として、四半期

ごとに、足元の外部環境、リスクテイク・回避状況をふまえて、当社のリスク管理状況を把握し、経営会議、取締役会に報告しています。

役員・従業員が明治安田フィロソフィーに基づく判断・行動を主体的に行なう企業風土を形成するための行動の指針となるコンダクトガイドラインとして「私たちの行動原則」を制定するとともに、コンダクトリスクの視点をリスク管理の取組みに反映しています。

新型コロナウイルス感染症の拡大への対応については、2020年度から継続して、社長を本部長とする「特別対策本部」を設置し、基幹業務の着実な実行とお客さまへのアフターフォローを推進するとともに、2021年度は、職域接種を含めた全役職員へのワクチン接種の推奨等を新たに実施しました。

(3) 執行役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制を以下のとおり整備する。

ア. 職務権限規程・経営会議

当社は、「組織職制規程」および「職務権限規程」により、執行役の権限および責任の範囲を適切に定め、執行役が効率的に職務執行する体制を確保する。また、経営上重要な事項については、経営会議における協議を行ない、そのうち、当社の経営方針および経営戦略にかかわる重要事項については、取締役会が決裁する。

イ. 中期経営計画の策定

執行役は、「経営計画規程」に基づき体系的に策定された中期経営計画および年度経営計画に基づいて、職務の執行を行ない、その状況を定期的に検証する。

【運用状況の概要】

当社は、「組織職制規程」および「職務権限規程」を制定し、執行役の権限および責任の範囲を明確化するとともに、規程等については、適宜見直しを実施することにより、機能の重複や権限の錯綜等を排除し、執行役が効率的に職務執行する体制を確保しています。経営上重要な事項については、経営会議における協議を経たうえで、「職務権限規程」に基づき代表執行役社長が決裁しています。当社の経営方針等にかかわる重要事項については、「取締役会規則」に基づき、取締役会に付議し、決議しています。

また、「コーポレートガバナンスに関する方針」において、「当社は、(中略)経営の監督機能と執行機能の分離を徹底し、法令上、取締役会付議を求められる事項以外の業務執行を、原則として執行役に委任」する旨を明らかにしています。また、コーポレートガバナンス高度化の観点から、業務執行の決定および業務の執行を担う役員と、主として個別業務の執行を担う役員について、それぞれの責任範囲を明確化することを目的に、執行役員制度を導入しています。

中期経営計画については、2021年4月からの3ヵ年プログラムとして、2020年から先行実施した4「大」改革と2「大」プロジェクトの取組みに、DX戦略を効果的に融合させることで、「10年後にめざす姿」への成長軌道の確保を企図した、「MY Mutual Way I期」を策定しました。

(4) 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制を以下のとおり整備する。

当社は、執行役の意思決定、および職務執行に係る情報(経営会議等、各種会議の議事録および資料等)について、「コンプライアンス基本規程」、「情報管理規程」等に基づいて適切に管理し、「ドキュメント管理規程」に従い適切に保存および管理を行なう。

【運用状況の概要】

当社は、当社グループが保有する情報の保護・管理に関し、情報の種類、重要度により情報を区分し保護・管理する等の基本的事項を定めた「情報管理規程」等、経営会議等、各種会議の資料および議事録等の保存期間を定めた「ドキュメント管理規程」等を整備し、適切な保存・管理を行なっています。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制を以下のとおり整備する。

当社は、経理関係規程に基づき適正な財務報告が行なわれるよう、財務報告に係る内部統制に関する規程、代表者確認に関する規程を制定し、必要な体制を整備する。

【運用状況の概要】

当社は、適正な財務報告が行なわれるよう、「経理規程」「財務報告内部統制規程」「代表者確認規程」をはじめ、財務報告に必要な規程を整備しています。

財務報告に係る内部統制報告制度について、財務報告の信頼性向上を図るため任意に内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査を受け内部統制監査報告書を取得しています。2021年度の財務報告に係る内部統制について開示すべき重要な不備はありませんでした。

また、2021年度決算における財務諸表等に記載されたすべての重要事項につき、その表示内容が適正であることを代表者（執行役社長）が確認しています。

当社は、本方針を適切に実施するため、経営会議の諮問機関として内部統制検証委員会を設置し、内部統制システムの整備を継続的に推進する。

7. その他

相互会社制度運営に関する事項

1. 2021年7月2日、第74回定時総代会において、評議員の承認が決議されました。
2. 2021年12月31日をもって任期満了となる総代の改選にあたり、立候補総代については、6月23日から7月12日まで立候補を受け付けた結果、選出数22名を上回る610名の社員（ご契約者）から立候補の届け出をいただいたことから、7月16日、社員のなかから委嘱した抽選人、立会人による公正な公開抽選を実施し、22名の総代候補者が選定されました。あわせて、7月27日、総代候補者選考委員会において、総代候補者選考委員会の推薦による総代102名（うち補欠選出2名）が選定されました。
3. 2021年9月8日、当社ホームページに総代候補者社員投票公告が掲載され、9月8日から10月31日までの間、社員投票が実施されました。11月16日、「社員投票結果確認の会」が開催され、社員のなかから委嘱した投票管理委員（4名）により、社員投票結果の点検および確認が実施されました。その結果、すべての候補者について「総代として選出することに同意しないとする投票」が有権者の10分の1に満たなかったため、124名（うち補欠選出2名）の総代候補者が総代として選出され、2022年1月1日付（補欠選出2名は2021年11月16日付）で就任しました。
4. 総代候補者選考委員会の開催状況は次のとおりです。
 - （1）2021年5月25日、第52回総代候補者選考委員会が開催され、総代候補者候補案および社員投票の有効・無効の判定基準の一部変更が決議されました。
 - （2）2021年7月27日、第53回総代候補者選考委員会が開催され、総代候補者の選定および社員投票実施に関する事項が決議されました。
 - （3）2021年11月16日、第54回総代候補者選考委員会が開催され、2022年1月1日付（補欠選出2名は2021年11月16日付）就任総代の社員投票結果等が報告されました。
5. 評議員会の開催状況は次のとおりです。
 - （1）2021年6月18日、第52回評議員会を開催し、「2020年度決算の概要、中期経営計画におけるアドバイザーチャネル戦略～次世代アドバイザー制度について～、第74回定時総代会決議事項、2020年度開催のお客さま懇談会で寄せられたご意見・ご要望等のうち当会社の経営に関する重要な事項」について審議いただきました。
 - （2）2021年11月18日、第53回評議員会を開催し、「2021年度上半期報告、当社の人財育成・新たな働き方に関する取組み」について審議いただきました。
 - （3）2022年2月17日、第54回評議員会を開催し、「2021年度決算見通し、サステイナブルな社会づくりへの貢献に向けた取組み」について審議いただきました。
6. 2021年12月1日、総代報告会を開催し、「2021年度上半期報告、新たな役割への挑戦～『MYリンクコーディネーター』と『事務サービス・コンシェルジュ』～、スタンコープ社 CEO ダン・マクミラン ビデオメッセージ」について報告しました。
7. 2022年1月から2月にかけて、全国の支社105会場で「お客さま懇談会」を開催し、2,126名のご契約者にご出席いただき、7,500件のご意見・ご要望をいただきました。また、お客さま懇談会への出席が難しいご契約者からも幅広くご意見・ご要望をお伺いするため、「お客さま懇談会」開催期間にあわせて、当社ホームページ内にご意見をお寄せいただくための「お客さま懇談会専用コンテンツ」を開設しました。
8. 2022年3月31日時点の社員数は625万9,595名、総代数は220名です。

商品に関する事項

1. 2021年6月、総合保障商品「ベストスタイル」の新特約として、健康診断結果の数値悪化段階や重度疾病になる前段階を保障する「早期発見・治療支援特約」および「重症化予防支援特約」を発売しました。
2. 2021年6月、アドバイザー等チャンネル商品「エブリバディ 10」および金融機関窓口販売用商品「エブリバディ」について、相続対策商品として契約年齢範囲を60歳以上に改定のうえ、販売を再開しました。
3. 2021年11月、アドバイザー等チャンネル商品「エブリバディ 10」および金融機関窓口販売用商品「エブリバディ」をリニューアルし、契約年齢範囲の上限を90歳まで拡大するとともに、将来の金利上昇時に保障の増加を期待できる仕組みにするなど、「着実にふやしてのこしたい」というお客さまのニーズによりいっそうお応えできる商品として、アドバイザー等チャンネル商品および金融機関窓口販売用商品「エブリバディⅡ」を発売しました。

社会貢献活動に関する事項

1. 「地域社会への貢献」と「子どもの健やかな成長」を社会貢献活動のテーマとして、以下の活動を実施しました。
 - (1) 「私の地元応援募金」

地域住民の健康づくりや暮らしの充実に役立てていただくべく、当社の営業拠点が所在、または連携協定を締結している自治体等全国1,018団体に対して「私の地元応援募金」を実施し、従業員による任意の募金に会社拠出の寄付を上乗せした総額約5億円の寄付を行ないました。
 - (2) 「地元アスリート応援プログラム」

子どもの夢や地元愛を育むことを目的に、全国各地の地元から世界を舞台に活躍をめざす若手アスリートを応援しており、当年度は28都道府県の32名のアスリートの支援を行ないました。本プログラムでは、クラウドファンディングの仕組みを導入し、アスリートを支える地元の方に応援する機会を提供することで、地域の一体感醸成をめざしています。
 - (3) 「あしながチャリティー&ウォーク」

当社従業員等が参加するウォーキングとチャリティー募金を通じて遺児の進学と心のケア支援を行なっています。「あしなが育英会」のご協力のもと、当年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況に配慮しながら全国55カ所でウォーキングを実施し、集まったチャリティー募金約2,169万円を「あしなが育英会」へ寄付しました。
 - (4) 「愛と平和のチャリティーコンサート・未来を奏でる教室」

愛と平和の祈りを込めたチャリティーコンサートを毎年開催しており、当年度は山梨県、鳥取県、沖縄県で開催しました。コンサート会場にて実施したチャリティー募金は、開催地の地域課題解決に取り組むNPO団体等へ寄付しました。また、音楽を通じて子どもたちの情操教育に役立てるよう、コンサート翌日に近隣の小学校にて作曲家 三枝成彰氏による音楽授業を実施しました。
 - (5) 「ふれあいコンサート」

日頃コンサートに行く機会の少ない障がいのある子どもたちに生の音楽を楽しんでもらう目的で、ザ・ワイルドワンズの鳥塚しげき氏による手作りのコンサートを全国各地の特別支援学校等で37年間にわたり開催しています。当年度は北関東地域での開催を予定していましたが、

新型コロナウイルス感染症の感染状況をふまえ次年度に延期しました。

(6) 「黄色いワッペンの贈呈」

1965 年以来、新入学児童を対象とした交通安全キャンペーンの一環として黄色いワッペンを贈呈しています。当年度は、全国約 107 万人の新入学児童に贈呈し、これまでの累計贈呈数は約 6,868 万枚となりました。

(7) 「中学生向け金融・保険教育」

将来に向けて「自助の備え」について学ぶ機会を提供し、人生 100 年時代を豊かなものにする金融リテラシーを向上させることを目的に、地域の中学生等を対象とした「保険」や「お金」に関する出張授業を全国各地で行なっており、当年度は 33 校で実施しました。

2. 子どもの命・安全を守り、ご高齢者等が安心して暮らせる地域づくりに貢献すべく、2014 年 9 月から、明治安田生命労働組合と共同で、「地域を見守る」社会貢献活動を実施しています。本活動の推進にあたり、自治体や警察と見守りに関する協定を締結しており、当年度末時点で、44 都道府県の 180 自治体・警察と協定を取り交わし、地域に密着した活動として取り組みました。

3. 公益財団法人明治安田厚生事業団、公益財団法人明治安田こころの健康財団、公益財団法人明治安田クオリティオブライフ文化財団へ合計 5 億 2,620 万円の寄付金を支出しました。

役員に関する事項

1. 2021 年 2 月 10 日の取締役会決議により、2021 年 4 月 1 日付にて、牧野伸二、青戸伸之、中敏彦の 3 氏が執行役に選任のうえ、常務執行役に選定され、それぞれ就任しました。

2. 2021 年 7 月 2 日、第 74 回定時総代会において、取締役に根岸秋男、荒谷雅夫、牧野真也、木瀬照雄、須田美矢子、北村敬子、秋田正紀、上村達男の 8 氏が再任、永島英器、菊川隆志、堀切功章の 3 氏が新たに選任され、それぞれ就任しました。

3. 2021 年 7 月 2 日付で、鈴木伸弥氏は取締役会長および代表執行役を、根岸秋男氏は代表執行役社長を退任しました。また、打保誠一郎、服部重彦の両氏は取締役を退任しました。

4. 2021 年 7 月 2 日の取締役会決議により、取締役根岸秋男氏が取締役会長に選定され、就任しました。また、指名委員会の委員に取締役根岸秋男、木瀬照雄、須田美矢子の 3 氏が再選、取締役永島英器、堀切功章の両氏が新たに選定、監査委員会の委員に取締役木瀬照雄、須田美矢子、北村敬子、上村達男の 4 氏が再選、取締役菊川隆志氏が新たに選定、報酬委員会の委員に取締役根岸秋男、北村敬子、上村達男の 3 氏が再選、取締役永島英器、秋田正紀の両氏が新たに選定され、それぞれ就任しました。

また、代表執行役に根岸秋男氏、代表執行役社長に永島英器氏、代表執行役副社長に牧野真也氏が選定され、それぞれ就任しました。また、執行役副社長に荒谷雅夫、大西忠の両氏が再任、専務執行役に山内和紀、梅崎輝喜の両氏が再任、常務執行役に中谷新司、長尾浩一、中村篤志、河村雅直、上田泰史、住吉敏幸、福井賢二、牧野伸二、青戸伸之、中敏彦の 10 氏が再任され、それぞれ就任しました。

5. 2021 年 7 月 2 日付で、山口秀樹氏は常務執行役を退任、2021 年 7 月 16 日付で、根岸秋男氏は代表執行役を辞任しました。

6. 2022 年 3 月 31 日付で、山内和紀氏は専務執行役を、中敏彦氏は常務執行役をそれぞれ辞任しました。

2021年度(2022年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金及び預貯金	786,511	保険契約準備金	33,486,050
現 金	53	支払 備 金	135,242
預 貯 金	786,458	責 任 準 備 金	33,069,484
コ ー ル 口 一 ン	40,004	社 員 配 当 準 備 金	281,323
買 入 金 銭 債 権	182,781	再 保 險	698
金 銭 の 信 託	157,609	社 債	640,735
有 価 証 券	37,048,227	そ の 他 負 債	4,613,945
国 債	16,542,101	売 現 先 勘 定	238,405
地 方 債	271,069	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	3,454,623
社 債	2,097,467	借 入 金	200,000
株 式	4,642,538	未 払 金	85,016
外 国 証 券	12,187,473	未 払 費 用	37,382
そ の 他 の 証 券	1,307,576	前 受 収 益	2,690
貸 付 金	3,933,668	預 り 金	32,483
保 険 約 款 貸 付	191,312	預 り 保 証 金	34,281
一 般 貸 付	3,742,356	先 物 取 引 差 金 勘 定	272
有 形 固 定 資 産	869,340	金 融 派 生 商 品	504,701
土 地	610,451	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	18,347
建 物	247,333	資 産 除 去 債 務	3,459
建 設 仮 勘 定	8,537	仮 受 金	2,281
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	3,016	価 格 変 動 準 備 金	869,373
無 形 固 定 資 産	91,056	繰 延 税 金 負 債	241,432
ソ フ ト ウ ェ ア	56,849	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	78,954
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	34,206	支 払 承 諾	5,473
再 保 険 貸	940	負 債 の 部 合 計	39,936,663
そ の 他 資 産	950,099	(純 資 産 の 部)	
未 収 金	191,825	基 金	150,000
前 払 費 用	8,097	基 金 償 却 積 立 金	830,000
未 収 収 益	110,661	再 評 価 積 立 金	452
預 託 金	12,801	剰 余 金	412,715
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	1,345	損 失 填 補 準 備 金	12,963
先 物 取 引 差 金 勘 定	257	そ の 他 剰 余 金	399,752
金 融 派 生 商 品	54,687	基 金 償 却 準 備 金	90,000
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	552,578	価 格 変 動 積 立 金	29,764
仮 払 金	10,156	社 会 厚 生 事 業 増 進 積 立 金	536
そ の 他 の 資 産	7,688	事 業 基 盤 強 化 積 立 金	70,000
前 払 年 金 費 用	105,512	不 動 産 圧 縮 積 立 金	25,643
支 払 承 諾 見 返	5,473	当 期 未 処 分 剰 余 金	183,807
貸 倒 引 当 金	△10,518	基 金 等 合 計	1,393,168
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,704,190
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	4,795
		土 地 再 評 価 差 額 金	121,889
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	2,830,875
		純 資 産 の 部 合 計	4,224,043
資 産 の 部 合 計	44,160,706	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	44,160,706

貸借対照表の注記

1. 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものならびに同条第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（会計方針の変更）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

これにより、その他有価証券で時価のあるものうち株式の評価について、3月中の市場価格等の平均としておりましたが、3月末日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。また、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

2. 個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについては、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定

なお、2004年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出

5. 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法（ただし、建物については定額法）によっております。
6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3百万円であります。

8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務見込額および年金資産見込額に基づいて計上しております。

退職給付債務および退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	10年
過去勤務費用の処理年数	10年

なお、当年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回っているため、退職給付引当金の残高はありません。

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理を行っております。

なお、2009年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しており、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第26号）に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。

11. 責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しています。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

また、金融庁に認可を受けた算出方法書に基づき積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合に、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。この規定に基づき以下を積み立てております。

・変額保険契約および1995年9月2日以降に契約締結した一時払養老保険契約を対象として2014年度において積み立てたもの

・1998年4月2日以降に契約締結した一時払個人年金保険契約を対象として2017年度において積み立てたもの

・1999年4月1日以前に契約締結した個人年金保険契約（上記の一時払個人年金保険契約を除く）を対象として、予定利率2.00%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を2020年度からの2年間にわたって積み立てたもの

当初は4年間にわたって積み立てることとしておりましたが、当年度に残額である110,814百万円を積み立て、これにより追加積立てを完了しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

12. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

13. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

14. 当年度における金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項および金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、経済価値で評価した資産と負債の差額であるサープラスを健全性指標の一つとして捉え、サープラスの変動性（リスク）に着目するサープラス・マネジメント型ALMによっております。

この方針に基づき、具体的な金融資産として、主に有価証券および貸付金に投資しております。有価証券は、主として債券、株式および投資信託等で保有しており、貸付金は、主に国内の取引先に対する貸付であります。

また、デリバティブについては、運用資産、保険負債または社債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、主に、ヘッジ目的で利用しております。ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基

準第10号)に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理、金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジを行っております。

なお、有価証券は市場リスク(金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等)および信用リスク、貸付金は信用リスクおよび金利の変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

外貨建社債は、為替の変動リスクに晒されております。

金利の変動リスクの管理に関しては、サープラス・マネジメントの観点から、超長期債購入による持続的・安定的な資産デレッションの長期化および金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジ等により、負債も含めた経済価値ベースの変動リスクを管理しております。為替の変動リスクの管理に関しては、リスク水準の適切なコントロールのため必要に応じ為替予約等を利用し、為替リスクのヘッジを行っております。価格変動リスクを含めた市場リスクの管理に関しては、有価証券やデリバティブ取引について残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、監視枠等を設定することで損失を一定範囲に収める仕組みを導入しております。

さらに、当社ではVaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。また、これらの損益状況やルール遵守状況は、資産運用リスク管理部署が監視し、リスク管理検証委員会に定期的に(緊急時は遅滞なく)報告を行うほか、重要なものは取締役会等に報告しております。

信用リスクの管理にあたっては、個別取引ごとに、リスクを慎重に見極め、安全性が高いと判断される対象に限定して運用を行っております。なお、信用リスク判断が特に重要な企業向け貸付については、審査管理部署において、厳正な審査体制の確保、信用供与先に対するモニタリング、企業審査手法を活用した社内信用格付制度を実施するとともに、重要度の高い案件については、投融資検討会議等で慎重に検討のうえ決裁する体制となっております。また、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう信用度に応じた与信枠を設定し、管理を行う等運用先の分散を図っております。

デリバティブ取引に関しては、利用方針等を規定化するとともに、取引種類別の残高制限および取引先ごとの与信枠を設定するなどしてリスクを抑制するとともに、取引を執行する部署と事務管理部署を分離し、内部牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当年度末における主な金融資産および金融負債に係る貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、譲渡性預金を除く預貯金、売先勘定および債券貸借取引受入担保金は、約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預貯金	12,998	12,998	—
その他有価証券(譲渡性預金)	12,998	12,998	—
買入金銭債権	182,781	191,256	8,475
満期保有目的の債券	175,607	184,082	8,475
その他有価証券	7,173	7,173	—
金銭の信託	157,609	157,609	—
売買目的有価証券	4,608	4,608	—
その他有価証券	153,000	153,000	—
有価証券	36,123,020	37,436,007	1,312,986
売買目的有価証券	603,904	603,904	—
満期保有目的の債券	3,516,872	4,041,503	524,630
責任準備金対応債券	12,578,485	13,366,841	788,355
その他有価証券	19,423,758	19,423,758	—
貸付金	3,933,668	4,058,304	124,635
保険約款貸付	191,312	191,312	—
一般貸付	3,742,356	3,866,991	124,635
貸倒引当金(*1)	△9,167	—	—
	3,924,501	4,058,304	133,803
社債	640,735	655,629	14,894
借入金	200,000	197,260	△2,740
金融派生商品(*2)	(450,013)	(450,013)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(89,490)	(89,490)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(360,523)	(360,523)	—

- (※1)貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。
- (※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。
- (※3)非上場株式等の市場価格のない株式等及び組合出資等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の有価証券に含めておりません。なお、市場価格のない株式等の当年度末における貸借対照表価額は、910,127百万円(うち子会社株式及び関連会社株式869,736百万円)、組合出資等の当年度末における貸借対照表価額は、15,079百万円であります。また、当年度において、非上場株式等の市場価格のない株式等及び組合出資等について17,798百万円減損処理を行っております。

(注1) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

- ①売買目的有価証券において、当年度の損益に含まれた評価差額は△17,083百万円であります。
- ②満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	3,060,237	3,528,830	468,592
	②社債	367,284	420,506	53,221
	③その他	243,957	255,791	11,833
	合計	3,671,479	4,205,128	533,648
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	21,000	20,457	△542
	合計	21,000	20,457	△542

(※)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

- ③責任準備金対応債券の目標デュレーション達成のための当年度中の売却額は477,685百万円であり、売却益の合計額は13,234百万円、売却損の合計額は17,048百万円であります。また、責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	7,165,711	8,224,240	1,058,528
	②社債	13,686	16,322	2,635
	③その他	429,681	439,836	10,154
	合計	7,609,080	8,680,399	1,071,318
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	4,055,209	3,852,508	△202,700
	②社債	21,976	20,477	△1,498
	③その他	892,220	813,455	△78,764
	合計	4,969,405	4,686,441	△282,963

- ④その他有価証券の当年度中の売却額は1,831,922百万円であり、売却益の合計額は100,286百万円、売却損の合計額は48,666百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	1,344,535	4,299,196	2,954,661
	(2)債券	3,317,908	3,572,944	255,036
	①国債・地方債等	2,094,205	2,282,670	188,464
	②社債	1,223,702	1,290,274	66,571
	(3)その他	6,246,580	7,089,323	842,742
	合計	10,909,023	14,961,464	4,052,440
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	216,603	189,255	△27,347
	(2)債券	448,563	439,578	△8,984
	①国債・地方債等	112,648	111,269	△1,378
	②社債	335,914	328,308	△7,605
	(3)その他	4,269,985	4,006,632	△263,353

	合計	4,935,152	4,635,467	△299,684
--	----	-----------	-----------	----------

(*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

⑤上記の表中にある「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当年度において、その他有価証券で時価のある株式等について2,004百万円減損処理を行っております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預貯金 (譲渡性預金)	12,998	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	182,781
貸付金(*)	469,069	643,739	703,885	499,596	782,609	636,617
有価証券	1,006,231	1,615,586	1,492,586	2,920,707	6,592,326	15,267,880
満期保有目的の 債券	175,720	409,276	621,409	249,875	563,843	1,496,745
責任準備金対応 債券	112,780	16,879	80,807	695,584	2,295,505	9,376,927
その他有価証券 のうち満期があ るもの	717,730	1,189,430	790,369	1,975,247	3,732,977	4,394,208
合計	1,488,300	2,259,325	2,196,472	3,420,304	7,374,936	16,087,279

(*)貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない6,837百万円は含めておりません。

(*)貸付金のうち、保険約款貸付については、償還期限がないので含めておりません。

(注3) 社債および借入金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
社債	—	—	—	—	—	640,735
借入金	—	—	—	—	—	200,000
合計	—	—	—	—	—	840,735

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
預貯金(譲渡性預金)	—	12,998	—	12,998
買入金銭債権	—	7,173	—	7,173
その他有価証券	—	7,173	—	7,173
金銭の信託	—	157,609	—	157,609
売買目的有価証券	—	4,608	—	4,608
その他有価証券	—	153,000	—	153,000
有価証券	8,842,575	7,861,648	156,786	16,861,010
売買目的有価証券	311,546	145,098	—	456,645
国債・地方債等	138,073	—	—	138,073
社債	—	75,936	—	75,936
株式	59,140	—	—	59,140
その他	114,331	69,162	—	183,493
その他有価証券	8,531,029	7,716,549	156,786	16,404,365
国債・地方債等	2,271,963	121,976	—	2,393,940

社債	—	1,618,583	—	1,618,583
株式	4,486,044	2,408	—	4,488,452
その他	1,773,021	5,973,581	156,786	7,903,389
金融派生商品	363	54,324	—	54,687
通貨関連	—	13,386	—	13,386
金利関連	—	40,937	—	40,937
株式関連	363	—	—	363
債券関連	—	—	—	—
資産計	8,842,938	8,093,753	156,786	17,093,479
金融派生商品	80	504,620	—	504,701
通貨関連	—	477,599	—	477,599
金利関連	—	27,021	—	27,021
株式関連	80	—	—	80
債券関連	—	—	—	—
負債計	80	504,620	—	504,701

(*)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上記表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は金融資産3,166,652百万円であります。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	181,774	2,308	184,082
満期保有目的の債券	—	181,774	2,308	184,082
有価証券	15,760,892	1,644,446	3,004	17,408,344
満期保有目的の債券	3,354,771	683,726	3,004	4,041,503
国債・地方債等	3,354,771	174,058	—	3,528,830
社債	—	420,506	—	420,506
その他	—	89,161	3,004	92,166
責任準備金対応債券	12,406,120	960,720	—	13,366,841
国債・地方債等	12,076,749	—	—	12,076,749
社債	—	36,800	—	36,800
その他	329,371	923,919	—	1,253,291
貸付金	—	—	4,058,304	4,058,304
保険約款貸付	—	—	191,312	191,312
一般貸付	—	—	3,866,991	3,866,991
資産計	15,760,892	1,826,221	4,063,617	21,650,731
社債	—	655,629	—	655,629
借入金	—	197,260	—	197,260
負債計	—	852,889	—	852,889

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

①預貯金、買入金銭債権、金銭の信託及び有価証券

預貯金、買入金銭債権、金銭の信託及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に譲渡性預金、地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法により算定された理論価格または情報ベンダーや取引相手先から入手した3月末日の時価等によっております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

②金融派生商品

金融派生商品については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株価指数先物、債券先物等がこれに含まれます。

ただし、大部分の金融派生商品は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しません。そのため外国為替予約の時価については3月末日のTTM、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格、通貨スワップ取引、金利スワップ取引等の時価については情報ベンダーが提供する価格によっており、当該時価はレベル2の時価に分類しております。

なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理

されているため、その時価は、当該貸付金および社債の時価に含めて記載しております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。

③貸付金

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっており、観察できないインプットを使用していることから、レベル3の時価に分類しております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

また、保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

④社債

当社の発行する社債については、3月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

⑤借入金

当社の借入金については、借入金を裏付けとして発行される社債の3月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

①重要な観察できないインプットに関する定量的情報

買入金銭債権の「その他有価証券」及び有価証券の「その他有価証券」にてレベル3の時価となるものがありますが、これらは、第三者から入手した価格を調整せずに使用しているため、記載しておりません。

②期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

	買入金銭債権	有価証券	合計
	その他有価証券	その他有価証券	
		その他	
期首残高	8,721	162,617	171,338
当期の損益又は評価・換算差額等への計上			
その他有価証券評価差額金に計上	△ 1,547	4,463	2,915
購入、売却、発行及び決済			
購入	—	36,741	36,741
売却	—	△ 32,631	△ 32,631
レベル3の時価からの振替 (*1)	△ 7,173	△ 14,404	△ 21,577
期末残高	—	156,786	156,786

(*1) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、観察可能なデータが利用可能になったことによるものであります。当該振替は会計期間の末日に行っております。

③時価の評価プロセスの説明

第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

第三者から入手した価格を調整せずに使用しているため、記載しておりません。

15. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は608,568百万円、時価は931,370百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価（指標等を用いて調整を行ったものを含む）によっております。

16. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、22,382百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は374百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は3百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

債権のうち、危険債権額は11,102百万円であります。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸

付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。

債権のうち、貸付条件緩和債権額は10,905百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。

17. 有形固定資産の減価償却累計額は、456,602百万円であります。
18. 保険業法第118条第1項の規定による特別勘定の資産の額は、707,095百万円であります。
なお、同勘定の負債の額も同額であります。
19. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、2,831,328百万円であります。
20. 子会社等に対する金銭債権の総額は、12,003百万円、金銭債務の総額は、4,096百万円であります。
21. 貸借対照表に計上した有形固定資産および無形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機およびその周辺機器等があります。
22. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|------------|
| 当期首現在高 | 260,030百万円 |
| 前期剰余金よりの繰入額 | 178,633百万円 |
| 当期社員配当金支払額 | 157,424百万円 |
| 利息による増加等 | 83百万円 |
| 当期末現在高 | 281,323百万円 |
23. 基金を100,000百万円償却したことに伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。
24. 担保に供されている資産の額は、有価証券163百万円であります。
25. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の貸借対照表価額は4,744,290百万円、売現先取引により買戻し条件付で売却した有価証券の貸借対照表価額は236,593百万円であります。
26. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、28,413百万円であります。
27. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債および外貨建劣後特約付社債であります。
28. 負債の部の借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
29. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は45,414百万円であります。
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

30. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	253,872百万円
勤務費用	8,594百万円
利息費用	2,168百万円
数理計算上の差異の当期発生額	2,670百万円
退職給付の支払額	△ 16,724百万円
過去勤務費用の当期発生額	△ 12,981百万円
期末における退職給付債務	<u>237,599百万円</u>

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	379,540百万円
期待運用収益	3,505百万円
数理計算上の差異の当期発生額	38,989百万円

事業主からの拠出額	2,264 百万円
退職給付の支払額	△ 11,683 百万円
期末における年金資産	412,616 百万円

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	236,869 百万円
年金資産	△ 412,616 百万円
	△ 175,746 百万円
非積立型制度の退職給付債務	729 百万円
未認識数理計算上の差異	50,054 百万円
未認識過去勤務費用	19,449 百万円
退職給付引当金（△は前払年金費用）	△ 105,512 百万円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	8,594 百万円
利息費用	2,168 百万円
期待運用収益	△ 3,505 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 8,460 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 2,688 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	△ 3,892 百万円

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

債券	6.4%
株式	41.5%
生命保険一般勘定	23.6%
共同運用資産	17.8%
投資信託	4.2%
現金及び預金	2.0%
その他	4.5%
合計	100.0%

年金資産合計には、退職給付信託が 56.6%含まれております。

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

当年度末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率	0.9%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	2.0%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は 1,134 百万円であります。

31. 子会社等の株式等は、869,736 百万円であります。

32. 繰延税金資産の総額は、859,309 百万円、繰延税金負債の総額は、1,089,934 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、10,807 百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 527,035 百万円および価格変動準備金 243,076 百万円です。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 1,015,518 百万円です。

当年度における法定実効税率は 27.96%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る△20.63%であります。

33. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という）の金額は 19 百万円、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は 18,826 百万円です。

34. 会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号）に基づいて識別した重要な会計上の見積りは以下の通りです。

(1) 子会社及び関連会社株式の減損

① 当年度の計算書類に計上した金額

当年度の貸借対照表の「有価証券」に、子会社株式及び関連会社株式 869,736 百万円を計上しております。

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

子会社及び関連会社株式は、実質価額に基づいて減損判定を行います。原則として、実質価額は期末日の純資産価額に基づき算定しますが、必要な場合は、将来キャッシュ・フロー等の主要な仮定を使用して算定された価額を実質価額としております。

上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌年度の計算書類において将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、一部の関連法人等について、財政状態の悪化又は将来キャッシュ・フローの減少により実質価額が著しく低下し、かつ回復可能性が認められないことから、取得原価と実質価額との差額を、特別損失に子会社株式及び関連会社株式評価損として 16,257 百万円計上しております。

2021年度（2021年4月1日から 2022年3月31日まで）損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		3,728,206
保険料等収入	2,443,588	
保険料	2,440,413	
再保険収入	3,175	
資産運用収益	1,217,048	
利息及び配当金等収入	888,380	
預貯金利息	516	
有価証券利息・配当金	769,858	
貸付金利息	59,457	
不動産賃貸料	38,987	
その他利息配当金	19,559	
金銭の信託運用益	2,807	
有価証券売却益	113,521	
有価証券償還益	69,499	
為替差益	133,050	
その他運用収益	130	
特別勘定資産運用益	9,658	
その他経常収益	67,569	
年金特約取扱受入金	12,559	
保険金据置受入金	35,397	
退職給付引当金戻入額	11,198	
その他の経常収益	8,414	
経常費用		3,479,829
保険金等支払金	2,353,540	
保険金	554,432	
年金	627,129	
給付	407,398	
解約返戻金	665,564	
その他の返戻金	96,786	
再保険料	2,228	
責任準備金等繰入額	275,807	
支払備金繰入額	8,571	
責任準備金繰入額	267,178	
社員配当金積立利息繰入額	57	
資産運用費用	348,381	
支払利息	17,610	
有価証券売却損	65,714	
有価証券評価損	5,816	
有価証券償還損	9,326	
金融派生商品費用	217,338	
貸倒引当金繰入額	3,538	
賃貸用不動産等減価償却費	9,193	
その他運用費用	19,843	
事業	376,126	
その他経常費用	125,972	
保険金据置支払金	56,524	
税	32,562	
減価償却費用	31,544	
その他の経常費用	5,341	
経常利益		248,377
特別利益		124
固定資産等処分益	124	
特別損失		44,064
固定資産等処分損失	6,419	
減損損失	507	
子会社株式及び関連会社株式評価損	16,257	
価格変動準備金繰入額	19,292	
社会厚生事業増進助成金	1,587	
税引前当期純剰余		204,437
法人税及び住民税		12,909
法人税等調整額		5,601
法人税等合計		18,510
当期純剰余		185,926

損益計算書の注記

1. 保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生しているものと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

2. 子会社等との取引による収益の総額は、26,326百万円、費用の総額は、40,121百万円であります。
3. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券1,585百万円、株式等87,339百万円、外国証券22,258百万円でありま
す。
有価証券売却損の内訳は、国債等債券16,714百万円、株式等12,311百万円、外国証券36,689百万円でありま
す。
有価証券評価損の主な内訳は、株式等3,545百万円でありま
す。
4. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は1百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し
引かれた出再責任準備金繰入額の金額は826百万円でありま
す。
5. 「金融派生商品費用」には、評価益が143,003百万円含まれております。
6. 当年度における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。また、
保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グ
ループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで
減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	件数	減 損 損 失 (百万円)			
		土 地	建 物	その他の 無形固定資産	計
賃貸不動産等	0件	—	—	—	—
遊休不動産等	8件	310	194	3	507
合 計	8件	310	194	3	507

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については
正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・フロ
ーを1.82%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評
価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定してしま
す。

2021年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)基金等変動計算書

(単位:百万円)

	基金等										評価・換算差額等				純資産 合計					
	基金	剰余金							基金等 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計							
		基金償却 積立金	再評価 積立金	損失償補 準備金	その他剰余金															
					基金 償却 準備金	価格変動 積立金	社会厚生 事業増進 積立金	事業基盤 強化 積立金						不動産 圧縮 積立金		特別 準備金	別途 積立金	当期末処 分剰余金		
当期末残高	250,000	730,000	452	12,424	140,000	29,764	38	70,000	26,157	2,000	85	229,416	509,886	1,490,339	2,874,641	28,006	118,183	3,020,830	4,511,169	
当期変動額																				
社員配当準備金の積立																				
損失償補準備金の積立				539																
基金償却積立金の積立		100,000																		
基金利息の支払																				
当期純剰余																				
基金の償却	△100,000																			
基金償却準備金の積立					50,000															
基金償却準備金の取崩					△100,000															
社会厚生事業増進積立金の積立							2,085													
社会厚生事業増進積立金の取崩							△1,587													
不動産圧縮積立金の積立									31											
不動産圧縮積立金の取崩									△545											
特別準備金の取崩										△2,000										
別途積立金の取崩											△85									
土地再評価差額金の取崩																				
基金等以外の項目の当期変動額(純額)																				
当期変動額合計	△100,000	100,000	—	539	△50,000	—	498	—	△513	△2,000	△85	△45,609	△97,170	△97,170	△170,450	△23,210	3,706	△189,955	△189,955	
当期末残高	150,000	830,000	452	12,963	90,000	29,764	536	70,000	25,643	—	—	183,807	412,715	1,393,168	2,704,190	4,795	121,889	2,830,875	4,224,043	

2021年度（2021年4月1日から 2022年3月31日まで）剰余金処分案

(単位:円)

科 目	金 額	
当期未処分剰余金		183,807,209,218
任意積立金取崩額		542,836,427
不動産圧縮積立金取崩額	542,836,427	
計		184,350,045,645
剰余金処分額		184,350,045,645
社員配当準備金	151,453,378,455	
差引純剰余金		32,896,667,190
損失填補準備金	456,000,000	
基金利息	477,500,000	
任意積立金	31,963,167,190	
基金償却準備金	30,000,000,000	
社会厚生事業増進積立金	1,963,167,190	

2021年度(2022年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	859,231	保険契約準備金	37,219,985
コールローン	40,004	支払備金	795,352
買入金銭債権	182,781	責任準備金	36,143,309
金銭の信託	175,209	社員配当準備金	281,323
有価証券	39,213,372	代理店借借	5,167
貸付金	4,936,701	再保険借借	800
有形固定資産	911,290	社 債	669,599
土地	624,917	その他負債	4,722,358
建物	270,747	債券貸借取引受入担保金	3,469,240
リース資産	293	その他の負債	1,253,117
建設仮勘定	8,614	退職給付に係る負債	8,877
その他の有形固定資産	6,717	価格変動準備金	870,721
無形固定資産	425,274	繰延税金負債	314,918
ソフトウェア	63,010	再評価に係る繰延税金負債	78,954
のれん	113,702	支払承諾	5,473
その他の無形固定資産	248,560	負債の部合計	43,896,857
代理店貸	1,453	(純資産の部)	
再保険貸	169,181	基金	150,000
その他資産	1,106,219	基金償却積立金	830,000
退職給付に係る資産	184,385	再評価積立金	452
繰延税金資産	2,494	連結剰余金	413,961
支払承諾見返	5,473	基金等合計	1,394,414
貸倒引当金	△10,518	その他有価証券評価差額金	2,759,564
		繰延ヘッジ損益	4,821
		土地再評価差額金	121,889
		為替換算調整勘定	△22,534
		退職給付に係る調整累計額	46,850
		その他の包括利益累計額合計	2,910,591
		非支配株主持分	692
		純資産の部合計	4,305,697
資産の部合計	48,202,554	負債及び純資産の部合計	48,202,554

連結計算書類の作成方針

	当連結会計年度 [2021年4月1日から 2022年3月31日まで]
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結実質子会社数 18社</p> <p>主要な連結実質子会社は、明治安田損害保険株式会社、明治安田アセットマネジメント株式会社、明治安田システム・テクノロジー株式会社、Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited、StanCorp Financial Group, Inc.、Meiji Yasuda America Incorporatedであります。</p> <p>主要な非連結実質子会社は、明治安田ライフプランセンター株式会社であります。</p> <p>非連結実質子会社は、総資産、売上高、当期損益および（利益）剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結実質子会社数 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社数 9社</p> <p>主要な持分法適用の関連会社は Founder Meiji Yasuda Life Insurance Co., Ltd.、PT Avrist Assurance、TU Europa S.A.、TUIR Warta S.A.、Thai Life Insurance Public Company Limitedであります。</p> <p>(3) 持分法を適用していない非連結実質子会社（明治安田ライフプランセンター株式会社ほか）および関連会社については、それぞれ連結損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p>
3. 連結実質子会社の事業年度等に関する事項	<p>海外の連結実質子会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
4. のれんの償却に関する事項	<p>のれんおよびのれん相当額は、定額法により20年間で償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。</p>

連結貸借対照表の注記

1. 当社の保有する有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。

有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第 21 号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第 33 条の 2 第 1 項に規定する実質子会社および保険業法施行規則第 23 条の 8 の 2 第 1 項に規定する関連会社が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券については連結会計年度末日の市場価格に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（会計方針の変更）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

これにより、その他有価証券で時価のあるもののうち株式の評価について、連結会計年度末前 1 ヶ月の市場価格等の平均としておりましたが、連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。また、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

2. 当社は、個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについては、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第 21 号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

4. 当社は、土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2000 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定

なお、2004 年 1 月 1 日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。

再評価を行った年月日 2001 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第 5 号に定める「鑑定評価」に基づいて算出

5. 当社の保有する有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、定率法（ただし、建物については定額法）によっております。海外の連結実質子会社の有形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。また、海外の連結実質子会社の資産、負債、収益および費用は、海外の連結実質子会社の決算日の為替相場により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

7. 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部

署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3百万円であります。

8. 退職給付に係る負債および資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

当社の退職給付に係る会計処理の方法は次のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	10年
過去勤務費用の処理年数	10年

9. 当社および連結される国内の保険会社の価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

10. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理を行っております。

なお、2009年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しており、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第26号）に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。

11. 当社の責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しています。

- (1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

- (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

また、金融庁に認可を受けた算出方法書に基づき積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合に、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。この規定に基づき以下を積み立てております。

・変額保険契約および1995年9月2日以降に契約締結した一時払養老保険契約を対象として2014年度において積み立てたもの

・1998年4月2日以降に契約締結した一時払個人年金保険契約を対象として2017年度において積み立てたもの

・1999年4月1日以前に契約締結した個人年金保険契約（上記の一時払個人年金保険契約を除く）を対象として、予定利率2.00%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を2020年度からの2年間にわたって積み立てたもの

当初は4年間にわたって積み立てることとしておりましたが、当連結会計年度に残額である110,814百万円を積み立て、これにより追加積立てを完了しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

一部の連結される海外の保険会社の責任準備金は、米国会計基準に基づき算出した額を計上しております。

12. 当社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

13. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。なお、一部の海外の連結実質子会社の無形固定資産は、米国会計基準に基づく償却を行っております。

14. 当連結会計年度における金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項および金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は、次のとおりであります。

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社の保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、経済価値で評価した資産と負債の差額であるサープラスを健全性指標の一つとして捉え、サープラスの変動性（リスク）に着目するサープラス・マネジメント型ALMによっております。

当社は、この方針に基づき、具体的な金融資産として、主に有価証券および貸付金に投資しております。有価証券は、主として債券、株式および投資信託等で保有しており、貸付金は、主に国内の取引先に対する貸付でありま

す。なお、一部の海外の連結実質子会社が投資する有価証券は、主として債券で保有しており、貸付金は、主に海外の取引先に対する貸付であります。

また、デリバティブについては、運用資産、保険負債または社債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、主に、ヘッジ目的で利用しております。ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理、金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジを行っております。

なお、当社および一部の海外の連結実質子会社が保有する有価証券は市場リスク(金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等)および信用リスク、貸付金は信用リスクおよび金利の変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

当社および一部の海外の連結実質子会社の社債のうち、外貨建のものは、為替の変動リスクに晒されております。

当社では、金利の変動リスクの管理に関しては、サープラス・マネジメントの観点から、超長期債購入による持続的・安定的な資産デュレーションの長期化および金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジ等により、負債も含めた経済価値ベースの変動リスクを管理しております。為替の変動リスクの管理に関しては、リスク水準の適切なコントロールのため必要に応じ為替予約等を利用し、為替リスクのヘッジを行っております。価格変動リスクを含めた市場リスクの管理に関しては、有価証券やデリバティブ取引について残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、監視枠等を設定することで損失を一定範囲に収める仕組みを導入しております。

さらに、当社では、VaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、通常の見積を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。また、これらの損益状況やルール遵守状況は、資産運用リスク管理部署が監視し、リスク管理検証委員会に定期的に(緊急時は遅滞なく)報告を行うほか、重要なものは取締役会等に報告しております。

信用リスクの管理にあたっては、個別取引ごとに、リスクを慎重に見極め、安全性が高いと判断される対象に限定して運用を行っております。なお、信用リスク判断が特に重要な企業向け貸付については、審査管理部署において、厳正な審査体制の確保、信用供与先に対するモニタリング、企業審査手法を活用した社内信用格付制度を実施するとともに、重要度の高い案件については、投融資検討会議等で慎重に検討のうえ決裁する体制となっております。また、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう信用度に応じた与信枠を設定し、管理を行う等運用先の分散を図っております。

デリバティブ取引に関しては、利用方針等を規定化するとともに、取引種類別の残高制限および取引先ごとの与信枠を設定するなどしてリスクを抑制するとともに、取引を執行する部署と事務管理部署を分離し、内部牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融資産および金融負債に係る連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、譲渡性預金を除く預貯金、預金と同様の性格を有する合同運用の金銭信託、売現先勘定および債券貸借取引受入担保金は、約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
預貯金	12,998	12,998	—
その他有価証券(譲渡性預金)	12,998	12,998	—
買入金銭債権	182,781	191,256	8,475
満期保有目的の債券	175,607	184,082	8,475
その他有価証券	7,173	7,173	—
金銭の信託	157,609	157,609	—
売買目的有価証券	4,608	4,608	—
その他有価証券	153,000	153,000	—
有価証券	38,955,322	40,269,048	1,313,725
売買目的有価証券	1,898,003	1,898,003	—
満期保有目的の債券	3,539,261	4,064,631	525,370
責任準備金対応債券	12,578,485	13,366,841	788,355
その他有価証券	20,939,573	20,939,573	—
貸付金	4,936,701	5,117,463	180,762
保険約款貸付	194,834	194,834	—
一般貸付	4,741,867	4,922,629	180,762
貸倒引当金(*1)	△9,167	—	—
	4,927,533	5,117,463	189,930
社債	669,599	685,178	15,578
借入金	200,000	197,260	△2,740

金融派生商品(*2)	(446,488)	(446,488)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(85,965)	(85,965)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(360,523)	(360,523)	—

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(*3) 非上場株式等の市場価格のない株式等及び組合出資等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の有価証券に含めておりません。なお、市場価格のない株式等の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、242,969百万円(うち子会社株式及び関連会社株式202,576百万円)、組合出資等の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、15,079百万円であります。また、当連結会計年度において、非上場株式等の市場価格のない株式等及び組合出資等について1,541百万円減損処理を行っております。

(注1) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

① 売買目的有価証券において、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は△17,083百万円であります。

② 満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	3,075,970	3,545,306	469,335
	②社債	367,284	420,506	53,221
	③その他	243,957	255,791	11,833
	合計	3,687,213	4,221,604	534,391
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	870	866	△3
	②社債	—	—	—
	③その他	26,785	26,242	△542
	合計	27,655	27,109	△546

(*) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

③ 責任準備金対応債券の目標デュレーション達成のための当連結会計年度中の売却額は477,685百万円であり、売却益の合計額は13,234百万円、売却損の合計額は17,048百万円であります。また、責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	7,165,711	8,224,240	1,058,528
	②社債	13,686	16,322	2,635
	③その他	429,681	439,836	10,154
	合計	7,609,080	8,680,399	1,071,318
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	4,055,209	3,852,508	△202,700
	②社債	21,976	20,477	△1,498
	③その他	892,220	813,455	△78,764
	合計	4,969,405	4,686,441	△282,963

④ その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は1,986,447百万円であり、売却益の合計額は101,854百万円、売却損の合計額は48,939百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、連結貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または 償却原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1) 株式	1,344,535	4,299,196	2,954,661
	(2) 債券	3,334,365	3,589,892	255,527
	①国債・地方債等	2,096,904	2,285,380	188,476
	②社債	1,237,460	1,304,511	67,050
	(3) その他	7,343,936	8,261,131	917,194
	合計	12,022,837	16,150,220	4,127,383

連結貸借対照表計上額が 取得原価または償却原価 を超えないもの	(1) 株式	216,603	189,255	△27,347
	(2) 債券	453,053	443,996	△9,056
	① 国債・地方債等	112,648	111,269	△1,378
	② 社債	340,404	332,726	△7,677
	(3) その他	4,598,288	4,329,273	△269,015
	合計	5,267,945	4,962,526	△305,419

(*) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

⑤上記の表中にある「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式等について2,004百万円減損処理を行っております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預貯金(譲渡性預金)	12,998	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	182,781
貸付金(*)	500,177	725,947	722,555	520,564	810,766	1,455,017
有価証券	1,089,456	1,779,932	1,755,345	3,120,451	6,849,998	15,815,149
満期保有目的の債券	177,431	412,710	625,103	253,554	567,930	1,502,530
責任準備金対応債券	112,780	16,879	80,807	695,584	2,295,505	9,376,927
その他有価証券のうち満期があるもの	799,244	1,350,341	1,049,434	2,171,312	3,986,563	4,935,691
合計	1,602,633	2,505,879	2,477,900	3,641,016	7,660,765	17,452,948

(*) 貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない6,837百万円は含めておりません。

(*) 貸付金のうち、保険約款貸付については、償還期限がないので含めておりません。

(注3) 社債および借入金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
社債	28,864	—	—	—	—	640,735
借入金	—	—	—	—	—	200,000
合計	28,864	—	—	—	—	840,735

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
預貯金(譲渡性預金)	—	12,998	—	12,998
買入金銭債権	—	7,173	—	7,173
その他有価証券	—	7,173	—	7,173
金銭の信託	—	157,609	—	157,609
売買目的有価証券	—	4,608	—	4,608
その他有価証券	—	153,000	—	153,000
有価証券	10,135,349	9,350,511	166,027	19,651,888
売買目的有価証券	1,601,609	149,133	—	1,750,743
国債・地方債等	138,073	—	—	138,073
社債	—	75,936	—	75,936
株式	59,140	—	—	59,140

その他	1,404,395	73,197	—	1,477,592
その他有価証券	8,533,739	9,201,378	166,027	17,901,144
国債・地方債等	2,274,673	121,976	—	2,396,650
社債	—	1,637,238	—	1,637,238
株式	4,486,044	2,408	—	4,488,452
その他	1,773,021	7,439,754	166,027	9,378,803
金融派生商品	363	54,324	3,525	58,212
通貨関連	—	13,386	—	13,386
金利関連	—	40,937	—	40,937
株式関連	363	—	3,525	3,888
債券関連	—	—	—	—
資産計	10,135,712	9,582,617	169,552	19,887,882
金融派生商品	80	504,620	—	504,701
通貨関連	—	477,599	—	477,599
金利関連	—	27,021	—	27,021
株式関連	80	—	—	80
債券関連	—	—	—	—
負債計	80	504,620	—	504,701

(*) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は金融資産3,185,687百万円であります。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	181,774	2,308	184,082
満期保有目的の債券	—	181,774	2,308	184,082
有価証券	15,784,018	1,644,449	3,004	17,431,472
満期保有目的の債券	3,377,897	683,729	3,004	4,064,631
国債・地方債等	3,372,115	174,058	—	3,546,173
社債	—	420,506	—	420,506
その他	5,782	89,164	3,004	97,951
責任準備金対応債券	12,406,120	960,720	—	13,366,841
国債・地方債等	12,076,749	—	—	12,076,749
社債	—	36,800	—	36,800
その他	329,371	923,919	—	1,253,291
貸付金	—	—	5,117,463	5,117,463
保険約款貸付	—	—	194,834	194,834
一般貸付	—	—	4,922,629	4,922,629
資産計	15,784,018	1,826,223	5,122,776	22,733,019
社債	—	685,178	—	685,178
借入金	—	197,260	—	197,260
負債計	—	882,438	—	882,438

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

①預貯金、買入金銭債権、金銭の信託及び有価証券

預貯金、買入金銭債権、金銭の信託及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に譲渡性預金、地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法により算定された理論価格または情報ベンダーや取引相手先から入手した当連結会計年度末の時価等によっております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

②金融派生商品

金融派生商品については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株価指数先物、債券先物等がこれに含まれます。

ただし、大部分の金融派生商品は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しません。そのため外国為替予約の時価については当連結会計年度末のTTM、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格、通貨ス

ワップ取引、金利スワップ取引等の時価については情報ベンダーが提供する価格によっており、当該時価はレベル2の時価に分類しております。

なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金および社債の時価に含めて記載しております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

③貸付金

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっており、観察できないインプットを使用していることから、レベル3の時価に分類しております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

また、保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

④社債

当社の発行する社債については、当連結会計年度末の情報ベンダーが提供する価格によっております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

⑤借入金

当社の借入金については、借入金を裏付けとして発行される社債の当連結会計年度末の情報ベンダーが提供する価格によっております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

①重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
金融派生商品			
インデックス オプション取引	ブラックショールズ モデル	(*2)	(*2)

(*1) 上記のほか、買入金銭債権の「その他有価証券」及び有価証券の「その他有価証券」にてレベル3の時価となるものが含まれておりますが、これらは、第三者から入手した価格を調整せずに使用しているため、記載しておりません。

(*2) S&P500インデックス等のインプライド・ボラティリティ等をインプットとして使用しております。

②期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭債権	有価証券	金融派生商品	合計
	その他有価証券	その他有価証券 その他	インデックス オプション取引	
期首残高	8,721	162,617	3,112	174,450
当期の損益又はその他の包括利益				
損益に計上(*1)	—	—	2,616	2,616
その他の包括利益に計上(*2)	△1,547	4,463	346	3,262
購入、売却、発行及び決済				
購入	—	36,741	2,264	39,005
売却	—	△32,631	—	△32,631
決済	—	—	△4,814	△4,814
レベル3の時価への振替(*3)	—	9,240	—	9,240
レベル3の時価からの振替(*4)	△7,173	△14,404	—	△21,577
期末残高	—	166,027	3,525	169,552
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(*1)	—	—	1,247	1,247

(*1) 連結損益計算書の「資産運用費用」の「金融派生商品費用」に含まれております。

(*2) 「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」「為替換算調整勘定」に含まれております。

(*3) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、観察可能なデータが不足していることによるものであります。当該振替は当連結会計年度の末日に行っております。

(*4) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、観察可能なデータが利用可能になったことによるものであります。当該振替は当連結会計年度の末日に行っております。

③時価の評価プロセスの説明

第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

インデックスオプション取引の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、インデックスボラティリティです。ボラティリティは対象とする指数の変化のスピード及び幅の大きさに関する指標であり、ボラティリティの著しい増加（減少）は、単独では、オプション価格の著しい上昇（低下）を生じさせることとなり、オプションの買いポジションである場合には、時価の著しい上昇（低下）を生じさせることとなります。

15. 当社および一部の連結実質子会社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は621,100百万円、時価は953,250百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価（指標等を用いて調整を行ったものを含む）によっております。
16. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、28,373百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。
- 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は421百万円であります。
- 上記取立不能見込額の直接減額は、3百万円であります。
- なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 債権のうち、危険債権額は11,339百万円あります。
- なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。
- 債権のうち、三月以上延滞債権額は98百万円あります。
- なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。
- 債権のうち、貸付条件緩和債権額は16,513百万円あります。
- なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。
17. 有形固定資産の減価償却累計額は、474,328百万円あります。
18. 一部の海外の連結実質子会社が資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額は次のとおりであります。
- | | |
|-----|----------|
| 貸付金 | 1,227百万円 |
|-----|----------|
19. 保険業法第118条第1項の規定による特別勘定の資産の額は、707,095百万円あります。
- なお、同勘定の負債の額も同額であります。
20. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。
- | | |
|--------------------|------------|
| 当連結会計年度期首現在高 | 260,030百万円 |
| 前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額 | 178,633百万円 |
| 当連結会計年度社員配当金支払額 | 157,424百万円 |
| 利息による増加等 | 83百万円 |
| 当連結会計年度末現在高 | 281,323百万円 |
21. 基金を100,000百万円償却したことに伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。
22. 担保に供されている資産の額は、現金及び預貯金559百万円、有価証券1,898百万円、貸付金159,179百万円あります。
23. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の連結貸借対照表価額は4,758,137百万円、売現先取引により買戻し条件付で売却した有価証券の連結貸借対照表価額は236,593百万円あります。
24. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、65,864百万円あります。
25. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債および外貨建劣後特約付社債640,735百万円を含んでおります。

26. 負債の部のその他の負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 200,000 百万円を含んでおります。
27. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における今後の負担見積額は 45,414 百万円であります。
 なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。
28. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

一部の海外の連結実質子会社は、確定給付制度および確定拠出制度を設けております。

なお、一部の連結実質子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	331,337 百万円
勤務費用	8,811 百万円
利息費用	4,168 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	969 百万円
退職給付の支払額	△19,329 百万円
過去勤務費用の当期発生額	△12,981 百万円
その他	8,295 百万円
期末における退職給付債務	321,269 百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	449,995 百万円
期待運用収益	8,075 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	42,760 百万円
事業主からの拠出額	2,410 百万円
退職給付の支払額	△14,096 百万円
その他	7,632 百万円
期末における年金資産	496,777 百万円

③退職給付債務および年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	311,843 百万円
年金資産	△496,777 百万円
	△184,934 百万円
非積立型制度の退職給付債務	9,426 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△175,508 百万円
退職給付に係る負債	8,877 百万円
退職給付に係る資産	△184,385 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△175,508 百万円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	8,811 百万円
利息費用	4,168 百万円
期待運用収益	△8,075 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△8,328 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△2,716 百万円
その他	56 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	△6,085 百万円

⑤その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	32,467 百万円
過去勤務費用	10,302 百万円
合計	42,770 百万円

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	45,579 百万円
未認識過去勤務費用	19,797 百万円
合計	65,376 百万円

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

債券	6.1%
株式	34.7%
生命保険一般勘定	27.4%
共同運用資産	22.7%
投資信託	3.5%
現金及び預金	1.7%
その他	3.9%
合計	100.0%

年金資産合計には、退職給付信託が47.0%含まれております。

⑦長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における当社および一部の海外の連結実質子会社の主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率	
国内	0.9%
海外	2.8%
長期期待運用収益率	
国内	
確定給付企業年金	2.0%
退職給付信託	0.0%
海外	1.6～6.3%

(3) 確定拠出制度

当社および連結実質子会社の確定拠出制度への要拠出額は、4,548百万円であります。

29. 非連結実質子会社および関連会社の株式等は、202,576百万円であります。

30. 繰延税金資産の総額は、872,191百万円、繰延税金負債の総額は、1,169,039百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、15,575百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金551,258百万円および価格変動準備金243,320百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額1,028,866百万円であります。

当連結会計年度における法定実効税率は27.96%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る△20.73%であります。

31. 会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号）に基づいて識別した重要な会計上の見積りは以下の通りです。

(1) StanCorp Financial Group, Inc.（以下、「StanCorp」という。）の支払備金

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表の「支払備金」に653,086百万円計上しております。また、団体保険事業に係る長期就業不能者の将来給付に対する支払備金が重要な割合を占めております。

②会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

StanCorpの支払備金は、米国会計基準に基づき同社の貸借対照表日時点における未払保険金及び関連費用の現在価値の見積りに基づき算出した額を計上しております。当該支払備金について、積立額の適切性を毎期評価し、この評価においては、給付終了率等の主要な仮定が使用されております。

上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌連結会計年度の連結計算書類において将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) StanCorpの買収時に計上したのれんの減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表の「のれん」に、113,702百万円を計上しております。また、団体保険事業に係るのれんが重要な割合を占めております。

②会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

StanCorpの買収に係るのれんは、米国会計基準に基づきStanCorpの連結財務諸表に計上され、同社において減損の判定が行われております。のれんの減損の判定にあたっては、米国会計基準に基づき減損の兆候判定を行い、当該のれんを含む事業の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が50%超であるかどうかについての定性的要因の評価に加えて、業績予測を基礎とした定量的な評価を実施しております。この判定には保険料収入の伸び率、保険金給付率等の主要な仮定を使用しております。

上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌連結会計年度の連結計算書類において将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、判定の結果、減損損失は計上しておりません。

(3) StanCorp の買収時に計上した保有契約価値の減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表の「その他の無形固定資産」に、保有契約価値の残高 44,819 百万円を計上しております。また、個人就業不能保険事業に係る保有契約価値が重要な割合を占めております。

②会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

海外の連結実質子会社の買収に係る保有契約価値は、StanCorp の買収日時点で保有している保険契約から得られる将来の利益の見積現在価値であり、米国会計基準に基づき、同社の連結財務諸表に計上されております。保有契約価値の算出には、給付発生率、給付終了率等の主要な仮定を使用しております。また保有契約がもたらす保険料収入やその契約期間等に基づき一定期間にわたり償却しております。

また、上記の仮定が悪化した場合、追加の責任準備金の計上に先立ち、保有契約価値の減価相当額が損失計上される可能性があります。このため、この評価は、責任準備金の積み立ての十分性に関する判断と一体で検討を行います。

上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌連結会計年度の連結計算書類において将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、判定の結果、減損損失は計上しておりません。

2021年度（2021年4月1日から 2022年3月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額	
経常収益		4,214,339
保険料等収入	2,809,838	
資産運用収益	1,303,059	
利息及び配当金等収入	966,359	
金銭の信託運用益	2,816	
有価証券売却益	115,088	
有価証券償還益	71,940	
為替差益	133,051	
その他の運用収益	4,144	
特別勘定資産運用益	9,658	
その他の経常収益	101,441	
経常費用		3,982,997
保険金等支払金	2,624,503	
保険金	679,079	
年金	628,789	
給付金	550,883	
解約返戻金	666,735	
その他の返戻金等	99,014	
責任準備金繰入額	291,695	
支払準備金繰入額	20,696	
責任準備金繰入額	270,941	
社員配当金積立利息繰入額	57	
資産運用費用	389,703	
支払利息	52,360	
有価証券売却損	65,987	
有価証券評価損	5,852	
有価証券償還損	9,328	
金融派生商品費用	215,416	
貸倒引当金繰入額	2,237	
貸用不動産等減価償却費用	9,919	
その他の運用費用	28,601	
事業費用	513,982	
その他の経常費用	163,111	
経常利益		231,341
特別利益		124
固定資産等処分益	124	
特別損失		28,047
固定資産等処分損失	6,419	
減損損失	556	
価格変動準備金繰入額	19,484	
社会厚生事業増進助成金	1,587	
税金等調整前当期純剰余		203,418
法人税及び住民税等		12,157
法人税等調整額		9,390
法人税等合計		21,547
当期純剰余		181,870
非支配株主に帰属する当期純剰余		71
親会社に帰属する当期純剰余		181,799

連結損益計算書の注記

1. 当社の保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

当社の保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生しているものと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

2. 当連結会計期間における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法

当社および一部の連結実質子会社は、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等ごとに1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	件数	減 損 損 失 (百万円)			
		土 地	建 物 等	その他の 無形固定資産	計
賃貸不動産等	0件	—	—	—	—
遊休不動産等	9件	310	242	3	556
合 計	9件	310	242	3	556

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については主に見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを1.82%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。なお、一部の関連会社について、足元の事業環境を踏まえ減損損失を認識し、その他経常費用の内訳の「持分法による投資損益」に計上しております。

2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）連結基金等変動計算書

(単位:百万円)

	基金等						その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計	その他有価証券評価差額金	繰延ハッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	250,000	730,000	452	515,259	1,495,712	2,959,118	28,261	118,183	△89,185	15,714	3,032,091	681	4,528,485	
当期変動額														
社員配当準備金の積立				△178,633	△178,633								△178,633	
基金償却積立金の積立		100,000			100,000								100,000	
基金利息の支払				△757	△757								△757	
親会社に帰属する当期純剰余				181,799	181,799								181,799	
基金の償却	△100,000				△100,000								△100,000	
基金償却準備金の取崩				△100,000	△100,000								△100,000	
土地再評価差額金の取崩				△3,706	△3,706								△3,706	
基金等以外の項目の当期変動額(純額)					—	△199,554	△23,440	3,706	66,650	31,136	△121,500	10	△121,489	
当期変動額合計	△100,000	100,000	—	△101,297	△101,297	△199,554	△23,440	3,706	66,650	31,136	△121,500	10	△222,787	
当期末残高	150,000	830,000	452	413,961	1,394,414	2,759,564	4,821	121,889	△22,534	46,850	2,910,591	692	4,305,697	

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

明治安田生命保険相互会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金井 沢 治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 熊木 幸 雄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 広 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、明治安田生命保険相互会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの2021年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

明治安田生命保険相互会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金井 沢 治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 熊木 幸 雄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 広 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、保険業法第54条の10第4項の規定に基づき、明治安田生命保険相互会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの2021年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結基金等変動計算書、連結計算書類の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田生命保険相互会社及び連結実質子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結実質子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結実質子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結実質子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、保険業法第53条の30第1項第1号ロおよびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について執行役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役および執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。なお、監査等に当たっては、新型コロナウイルス感染防止策を十分に行ないつつ、対面を中心に、一部リモートも活用して実施しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（保険業法施行規則第27条の7各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任 あずさ監査法人と協議を行なうとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、事業報告、計算書類およびそれらの附属明細書ならびに連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

明治安田生命保険相互会社 監査委員会

監査委員	須 田 美 矢 子	Ⓔ
監査委員	木 瀬 照 雄	Ⓔ
監査委員	北 村 敬 子	Ⓔ
監査委員	上 村 達 男	Ⓔ
監査委員	菊 川 隆 志	Ⓔ

(注) 監査委員 須田美矢子、木瀬照雄、北村敬子および上村達男は、保険業法第53条の2第5項および第53条の24第3項に規定する社外取締役であります。

2. 相互会社制度運営に関する報告の件

■ 総代会

総代会は、保険業法（第42条第1項）の規定に基づいて、社員総会に代わる機関として社員から選出された総代により構成され、経営に関する重要事項について審議し、決議を行ないます。

■ 総代の定数

総代の定数は、定款（第14条）において222名と定めています。総代定数222名のうち200名については、①地域別選出による定数120名（社員数に比例して全都道府県から1名以上を選考）、②地域別選出によらない定数80名に配分し、幅広い層の社員から選ばれた総代構成となるようにしています。

また、22名については、総代選出プロセスの多様化を図り、透明性をさらに高めることを目的に導入した「立候補制」（総代となることを希望される社員からの立候補を受け付け、総代候補者を選定する制度）により選出される総代です。

上記の総代定数については、総代が社員の意思を代表し多様な視点から経営を監督するとともに、総代会において会社との質疑応答を通じた実質的な審議を行なううえで適正な水準であると考えています。

■ 総代の選出方法

総代は、社員お一人おひとりによる「社員投票」（信任投票）により選出されます。社員投票の結果、個々の総代候補者について不同意とする得票数が、有権者数（社員投票を実施する年の7月末日時点の社員数）の10分の1に満たない場合、総代に就任することが確定します。

総代の選出にあたっては、総代定数222名のうち200名については、2年ごとに定数の半数を改選することとし、総代候補者選考委員会が「総代候補者選考基準」を定め、幅広い層の社員から選定した総代候補者から選出します。また、22名については、「立候補制」により選定された総代候補者から選出します。

総代候補者選考委員会

総代候補者選考委員会（以下、「選考委員会」）は、「総代候補者選考委員選考基準」に基づき、社員のなかから選考され、総代会において選任された総代候補者選考委員で構成されています。また、選考委員会の任務を補佐する選考委員会事務局の事務局長を社外の人材に委嘱し、総代候補者の選定過程を通じ、選考委員会の会社からの独立性を確保することに努めています。

総代候補者選考委員選考基準

総代候補者選考委員の選考基準は以下のとおりです。

- ・ 当社の社員であること
- ・ 生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心をもち、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有していること
- ・ 公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができること

- ・総代候補者選考委員会に出席可能であること
- ・当社の総代または役員もしくは職員ではないこと

総代候補者選考基準

選考委員会が定めた総代候補者の選考基準は以下のとおりです。

(1) 総代候補者の選考方針

総代候補者の選考にあたっては、社員の総意を代表しうるよう、地域、年齢、性別、職業、保険加入期間等の要素を考慮し、非改選の総代を含め全体として総代の構成が広く各層を代表するものとなるように選考する。あわせて、社会公共活動への参画の状況、お客さま懇談会等において表明された意見等を考慮して、当社の経営に対する具体的意見の提言および総代会における実質的な審議を期待できるかどうかを判断し、次の視点から経営をチェックできる総代の構成となるように選考するものとする。

ア. 消費者としての視点

消費者、生活者等の見地から経営チェックを行なう視点

イ. 経営者としての視点

会社経営者の見地から経営チェックを行なう視点

ウ. 専門家としての視点

専門家の見地から経営チェックを行なう視点

(2) 総代候補者の資格要件

- ・当社の社員であること
- ・生命保険業に理解と関心をもち、社員の代表としてふさわしい見識を有していること
- ・総代会に出席可能であること
- ・他社の総代に就任していないこと

立候補制について

総代選出規則に基づく、立候補制の概要は以下のとおりです。

(1) 立候補の資格

- ・立候補の受付期間の末日時点で、社員資格を2年以上継続して有している個人のご契約者（当社およびその子会社等の役職員を除く）であること

(2) 総代候補者の選定

- ・立候補者数が選出数22名を超えない場合は、立候補者を総代候補者として選定
- ・立候補者数が選出数22名を超えた場合は、以下の地域ブロック別定員数に基づき、立候補の人数が定員数を超える地域ブロックについては、抽選により総代候補者を選定し、定員数を超えない地域ブロックについては、立候補者を総代候補者として選定。また、定員数に満たない地域ブロックがある場合は、不足する候補者について、他の地域ブロックで候補者に選定されなかった立候補者のなかから抽選で選定

＜地域ブロック別定員数＞

地域ブロック	都道府県	定員数
北海道・東北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	2名
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川	8名
中部・北陸	新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知	4名
近畿	三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	4名
中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	2名
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	2名
計		22名

■ 評議員会の開催

2021年7月2日開催の第74回定時総代会以降に開催された評議員会に付議した事項は次のとおりです。

第53回評議員会(2021年11月18日)

- ①2021年度上半期報告
- ②当社の人財育成・新たな働き方に関する取組み

第54回評議員会(2022年2月17日)

- ①2021年度決算見通し
- ②サステイナブルな社会づくりへの貢献に向けた取組み

また、2022年6月16日に開催予定の第55回評議員会に、次の事項を付議する予定です。

- ①2021年度決算の概要
- ②当社のDX戦略
- ③第75回定時総代会決議事項および「お客さま懇談会」でのご意見・ご要望等について

■ お客さま懇談会の開催

2021年度のお客さま懇談会は、2022年1月から2月にかけて、全国の支社等105会場で開催し、132名の総代を含む2,126名のご契約者のみなさまにご出席いただきました。2021年度は、「2021年度上半期報告」「MY Mutual Way I期の概要」「MYリンクコーディネーターと事務サービス・コンシェルジュの新たな役割」「支社の2『大』プロジェクトと地域貢献活動の取組み」等についてご説明し、7,500件の貴重なご意見・ご要望等をいただきました。

また、お客さま懇談会へのご出席が難しいご契約者からも幅広く経営に関するご意見・ご要望等をお伺いするため、お客さま懇談会開催期間にあわせて、当社ホームページ内にご意見をお寄せいただくための「お客さま懇談会専用コンテンツ」を開設しました。

ご契約者から寄せられたご意見・ご要望等につきましては、会社経営に反映させるよう努めるとともに、その対応状況を冊子『「お客さま懇談会」で寄せられたご意見・ご要望等について』にまとめ、当社ホームページ内に公開しています。

決 議 事 項

総 代 会 参 考 書 類

議案および参考事項

第 1 号議案 2021 年度剰余金処分案承認の件

本議案の内容は、前記報告事項 57 頁に記載のとおりであります。

2021 年度未処分剰余金は 1,838 億 720 万円となりました。これに不動産圧縮積立金取崩額 5 億 4,283 万円を加え、剰余金処分額を 1,843 億 5,004 万円とさせていただきたいと存じます。

このうち、1,514 億 5,337 万円を社員（ご契約者）配当準備金として繰り入れ、残りの差引純剰余金のうち、4 億 5,600 万円を損失填補準備金として積み立て、4 億 7,750 万円を基金利息の支払いに充当し、さらに、その残額を任意積立金とさせていただきたいと存じます。

なお、任意積立金のうち基金償却準備金 300 億円は、基金の償却に備える目的で積み立てております。この結果、次期繰越剰余金はゼロとなります。

- (注) 1. 保険業法第 121 条の規定に基づき、保険計理人から取締役会へ提出された意見書等において、「令和 3 年度末に保有するすべての保険契約について、責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられていること」、「令和 3 年度末におけるすべての社員に対する剰余金の分配案が公正・衡平なものであること」ならびに「財産の状況に関して、将来の時点における資産の額が、当該将来の時点における負債の額に対して、保険業の継続の観点から適正な水準を維持できること、および保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であること」を確認した旨の報告がなされております。
2. 2021 年度決算に基づく社員配当金の分配については、附属資料（94～122 頁）に記載のとおりであります。

第2号議案 総代候補者選考委員選任の件

総代候補者選考委員は本総代会終結の時をもって任期満了となるため、定款第16条の規定により総代候補者選考委員10名の選任をお願いするものであります。

各候補者は、生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有し、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができることを定めた総代候補者選考委員選考基準に基づき候補者とするものです。

総代候補者選考委員候補者の氏名、職業、新任・重任の区分等は次のとおりであります。

総代候補者選考委員候補者（敬称略・五十音順）

氏名 (生年月日)	職業、候補者とした理由	区分
石村和彦 (1954年9月18日)	国立研究開発法人産業技術総合研究所 理事長 最高執行責任者 石村氏は、産業や社会に役立つ技術の創出とその実用化等を担う国立研究開発法人産業技術総合研究所の理事長を務められており、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しております。また、生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができるため、総代候補者選考委員候補者となりました。	重任
長内温子 (1963年2月4日)	公認会計士・税理士 長内氏は、監査法人勤務、警察大学校助教授等を歴任、現在は、公認会計士・税理士として業務に携わられており、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しております。また、生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができるため、総代候補者選考委員候補者となりました。	重任
上條 努 (1954年1月6日)	サッポロホールディングス株式会社 特別顧問 上條氏は、食品・飲料事業を中核とするサッポログループを傘下に持つサッポロホールディングス株式会社の社長、会長を経て、現在は特別顧問を務められており、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しております。また、生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができるため、総代候補者選考委員候補者となりました。	重任
菊澤研宗 (1957年6月19日)	慶應義塾大学 商学部 教授 菊澤氏は、経営学、組織の経済学、比較コーポレート・ガバナンス論を専門とする大学教授として研究に携わられており、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しております。また、生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができるため、総代候補者選考委員候補者となりました。	重任

氏名 (生年月日)	職業、候補者とした理由	区分
倉井敏磨 (1952年1月9日)	三菱ガス化学株式会社 会長 倉井氏は、化学工業事業を中核とする三菱ガス化学株式会社の社長を経て、現在は会長を務められており、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しております。また、生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができるため、総代候補者選考委員候補者となりました。	新任
佐藤英彦 (1945年4月25日)	弁護士 佐藤氏は、警察庁長官、警察共済組合理事長等を歴任、現在は弁護士として業務に携わられており、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しております。また、生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができるため、総代候補者選考委員候補者となりました。	重任
重川純子 (1965年1月24日)	埼玉大学 教育学部 教授 重川氏は、家庭経営学、生活経済学を専門とする大学教授として研究に携わられており、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しております。また、生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができるため、総代候補者選考委員候補者となりました。	重任
鈴木由里 (1968年7月9日)	弁護士 鈴木氏は、金融取引、金融コンプライアンス等を専門とする弁護士として業務に携わられており、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しております。また、生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができるため、総代候補者選考委員候補者となりました。	重任
原田喜美枝 (1968年8月21日)	中央大学 商学部 教授 原田氏は、金融監督、金融システム等を専門とする大学教授として研究に携わられており、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しております。また、生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができるため、総代候補者選考委員候補者となりました。	重任
平出功 (1944年7月10日)	T P R株式会社 特別顧問 平出氏は、機械事業を中核とするT P R株式会社の社長、会長を経て、現在は特別顧問を務められており、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有しております。また、生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができるため、総代候補者選考委員候補者となりました。	重任

(注) 職業は、2022年5月18日現在であります。

第3号議案 取締役11名選任の件

現在の取締役11名は、本総代会終結の時をもって任期満了となるため、指名委員会の決議に基づき、取締役根岸秋男、永島英器、牧野真也、荒谷雅夫、菊川隆志、木瀬照雄、北村敬子、秋田正紀、上村達男、堀切功章の10氏につきまして、あらためて選任をお願いするものであり、佐々木百合氏につきまして、新たに選任をお願いするものであります。

指名委員会からは、同委員会で定めた選任基準に照らし、各取締役候補者は欠格事由に該当せず、社内取締役・社外取締役とも取締役候補者として必要な条件を満たしている旨の報告がされております。

取締役候補者の氏名、略歴等は次のとおりであります。

取締役候補者

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 <重要な兼職>
ねぎしあきお 根岸秋男 (1958年10月31日) 再任	1981年4月 明治生命保険相互会社入社 2009年7月 明治安田生命保険相互会社 執行役 営業企画部長 2011年4月 同 執行役 2012年4月 同 常務執行役 2013年7月 同 取締役 代表執行役社長 指名委員 報酬委員 2019年4月 同 取締役 代表執行役社長 グループ経営責任者 指名委員 報酬委員 2021年7月 同 取締役会長 代表執行役 指名委員 報酬委員 2021年7月 同 取締役会長 指名委員 報酬委員 現在に至る <重要な兼職> 株式会社ニコン 取締役 株式会社三菱UFJ銀行 取締役監査等委員
【取締役候補者とした理由】 根岸氏は、これまでの当社個人営業部門、企画部、営業企画部等における経験等により、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。 2013年より取締役 代表執行役社長として当社経営を担い、また2021年より取締役会長として当社のガバナンス態勢の高度化に取り組むなど、引き続き取締役会の構成員として、他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者となりました。	

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 ＜重要な兼職＞
なが しま ひで き 永 島 英 器 (1963 年 2 月 18 日) <div style="text-align: center; background-color: #cccccc; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">再任</div>	1986 年 4 月 明治生命保険相互会社入社 2015 年 4 月 明治安田生命保険相互会社 執行役 企画部長 2016 年 4 月 同 執行役員 人事部長 2017 年 4 月 同 常務執行役 2021 年 7 月 同 取締役 代表執行役社長 グループ経営責任者 指名委員 報酬委員 現在に至る
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>永島氏は、これまでの当社個人営業部門、企画部、人事部等における経験等により、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。</p> <p>2021 年より取締役 代表執行役社長として当社経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として、他の取締役との情報の共有を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者となりました。</p>	
まき の しん や 牧 野 真 也 (1961 年 3 月 19 日) <div style="text-align: center; background-color: #cccccc; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">再任</div>	1983 年 4 月 安田生命保険相互会社入社 2013 年 7 月 明治安田生命保険相互会社 執行役 商品部長 2015 年 4 月 同 常務執行役 2017 年 4 月 同 専務執行役 2020 年 4 月 同 執行役副社長 2020 年 7 月 同 取締役 執行役副社長 2021 年 7 月 同 取締役 代表執行役副社長 現在に至る
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>牧野氏は、これまでの当社個人営業部門、営業人事部、商品部等における経験等により、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。</p> <p>2020 年より取締役 執行役副社長として、また 2021 年より取締役 代表執行役副社長として当社経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として、他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者となりました。</p>	

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ＜重要な兼職＞
<p>あら たに まさ お 荒 谷 雅 夫</p> <p>(1961年1月10日)</p> <p>再任</p>	<p>1983年 4月 明治生命保険相互会社入社</p> <p>2013年 7月 明治安田生命保険相互会社 執行役 運用企画部長</p> <p>2014年 4月 同 執行役</p> <p>2015年 4月 同 常務執行役</p> <p>2017年 4月 同 専務執行役</p> <p>2019年 4月 同 執行役副社長 資産運用部門長</p> <p>2019年 7月 同 取締役 執行役副社長 資産運用部門長</p> <p>2021年 4月 同 取締役 執行役副社長 資産運用管掌執行役</p> <p>2022年 4月 同 取締役 代表執行役副社長 資産運用管掌執行役</p> <p>現在に至る</p> <p>＜重要な兼職＞ 株式会社山口銀行 取締役監査等委員</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>荒谷氏は、これまでの当社資産運用部門、調査部等における経験等により、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。</p> <p>2019年より取締役 執行役副社長として、また2022年より取締役 代表執行役副社長として当社経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として、他の取締役との情報の共有化を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としてしました。</p>	
<p>きく がわ たか し 菊 川 隆 志</p> <p>(1960年4月21日)</p> <p>再任</p>	<p>1983年 4月 安田生命保険相互会社入社</p> <p>2014年 4月 明治安田生命保険相互会社 執行役 大阪本部長</p> <p>2016年 4月 同 常務執行役</p> <p>2020年 4月 同 専務執行役</p> <p>2021年 4月 同 常任顧問</p> <p>2021年 7月 同 取締役 監査委員</p> <p>現在に至る</p> <p>＜重要な兼職＞ 株式会社千葉興業銀行 監査役</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>菊川氏は、これまでの当社個人営業部門、コンプライアンス統括部および資産運用部門の担当執行役としての経験等により、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。</p> <p>2021年より常勤監査委員として執行役の職務の執行を監督しており、引き続き取締役会の構成員として取締役会の監督機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としてしました。</p>	

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 ＜重要な兼職＞
<p data-bbox="256 304 485 353">木 瀬 照 雄</p> <p data-bbox="256 400 485 427">(1947 年 4 月 29 日)</p> <p data-bbox="236 488 288 515">再任</p> <p data-bbox="448 488 501 515">社外</p> <p data-bbox="180 775 485 801">【取締役在任期間】 8 年</p> <p data-bbox="180 822 536 848">【取締役会出席状況】 13/13 回</p>	<p data-bbox="639 275 1414 748"> 1970 年 4 月 東陶機器株式会社 (現 T O T O 株式会社) 入社 1996 年 6 月 同 取締役 2000 年 6 月 同 取締役上席常務執行役員 2002 年 6 月 同 取締役専務執行役員 2003 年 6 月 同 代表取締役社長 2009 年 4 月 同 代表取締役会長 兼 取締役会議長 2014 年 4 月 同 取締役相談役 2014 年 6 月 同 相談役 2014 年 7 月 明治安田生命保険相互会社 取締役 指名委員 監査委員 2017 年 6 月 T O T O 株式会社 特別顧問 現在に至る 2017 年 7 月 明治安田生命保険相互会社 取締役 指名委員長 監査委員 現在に至る </p> <p data-bbox="603 786 978 848"> ＜重要な兼職＞ T O T O 株式会社 特別顧問 </p>
<p data-bbox="189 916 844 943">【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p data-bbox="180 949 1414 1039">木瀬氏は、T O T O 株式会社社長のほか、西日本鉄道株式会社等の社外役員や一般社団法人九州経済連合会の副会長等の要職を務めるなど、企業経営者として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。</p> <p data-bbox="180 1046 1414 1108">2014 年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。</p>	

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ＜重要な兼職＞
<p data-bbox="252 304 481 353">きたむらけいこ 北村敬子</p> <p data-bbox="252 403 491 430">(1945年11月21日)</p> <p data-bbox="233 488 290 515">再任</p> <p data-bbox="446 488 504 515">社外</p> <p data-bbox="181 654 481 680">【取締役在任期間】 7年</p> <p data-bbox="181 698 536 725">【取締役会出席状況】 13/13回</p>	<p data-bbox="638 277 1276 591"> 1981年 4月 中央大学商学部 教授 1997年 11月 同 商学部長 2004年 4月 同 副学長 2015年 7月 明治安田生命保険相互会社 取締役 監査委員 2016年 4月 中央大学 名誉教授 現在に至る 2017年 7月 明治安田生命保険相互会社 取締役 監査委員 報酬委員 現在に至る </p> <p data-bbox="603 627 1085 725"> ＜重要な兼職＞ 京王電鉄株式会社 取締役監査等委員 日野自動車株式会社 監査役 </p>
<p data-bbox="191 788 842 815">【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p data-bbox="181 824 1414 913">北村氏は、会計学を研究する専門家としての幅広い知識に加え、公益財団法人財務会計基準機構理事や京王電鉄株式会社取締役を務めるなど、財務および会計の専門家として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。</p> <p data-bbox="181 922 1414 1012">同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、2015年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としてしました。</p> <p data-bbox="191 1048 1133 1075">【社外取締役候補者が役員に就任している他の株式会社等の法令違反等の事実について】</p> <p data-bbox="181 1084 1414 1173">北村氏が日野自動車株式会社の監査役に在任中の2022年3月に、同社は2016年排出ガス規制（ポスト・ポスト新長期規制）の日本市場向け車両用エンジンの排出ガスおよび燃費に関する認証申請における不正行為を確認したことを公表し、対象機種について、2022年3月に国土交通省より、型式指定取消の行政処分を受けました。</p> <p data-bbox="181 1182 1414 1227">同氏は、事前には当該事実について認識していませんでしたが、事後には、当該事実に関する調査内容の確認に努力するとともに、再発防止に向け、よりいっそう取締役の職務の執行について監督を行なっております。</p> <p data-bbox="181 1236 1414 1326">本件に関し、同社は事案の重要性に鑑みて、全容解明および真因分析に向け、同社と利害関係のない外部有識者による特別調査委員会を設置し、抜本的な再発防止を図るとともに、信頼回復に向けたコンプライアンス・ファーストの企業体質再構築に取り組んでおります。</p>	

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ＜重要な兼職＞
<p style="text-align: center;">あき た まさ き 秋 田 正 紀</p> <p style="text-align: center;">(1958年12月24日)</p> <p style="text-align: center;">再任 社外</p> <p>【取締役在任期間】 5年 【取締役会出席状況】 13/13回</p>	<p>1983年 4月 阪急電鉄株式会社入社 1991年 7月 株式会社松屋入社 1999年 5月 同 取締役 2001年 5月 同 常務取締役 2005年 3月 同 専務取締役 2005年 5月 同 代表取締役副社長 2007年 5月 同 代表取締役社長 2008年 5月 同 代表取締役社長執行役員 現在に至る 2017年 7月 明治安田生命保険相互会社 取締役 指名委員 2021年 7月 同 取締役 報酬委員長 現在に至る</p> <p>＜重要な兼職＞ 株式会社松屋 代表取締役社長執行役員 株式会社ギンザコア 代表取締役会長</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>秋田氏は、株式会社松屋社長等の要職を務めるなど、企業経営者として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。</p> <p>2017年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。</p>	
<p style="text-align: center;">うえ むら たつ お 上 村 達 男</p> <p style="text-align: center;">(1948年4月19日)</p> <p style="text-align: center;">再任 社外</p> <p>【取締役在任期間】 2年 【取締役会出席状況】 12/13回</p>	<p>1986年 4月 専修大学法学部 教授 1990年 4月 立教大学法学部 教授 1997年 4月 早稲田大学法学部 教授 2002年 4月 同 大学院法務研究科 教授併任 2003年 6月 同 21世紀COE「企業法制と法創造」 総合研究所所長 2004年 9月 同 法学学術院教授 2006年 9月 同 法学学術院長・法学部長 2008年 7月 同 グローバルCOE「企業法制と法創造」 総合研究所所長 2019年 4月 同 名誉教授 現在に至る 2020年 7月 明治安田生命保険相互会社 取締役 監査委員 報酬委員 現在に至る</p> <p>＜重要な兼職＞ 同氏は、2022年5月24日付で松竹株式会社の取締役に就任する予定です。また、同氏は、2022年6月27日付でロート製薬株式会社の取締役に就任する予定です。</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>上村氏は、会社法等を研究する大学教授としての幅広い知識と経験等に加え、株式会社 JASDAQ 証券取引所や株式会社資生堂の社外取締役を務めるなど、法律の専門家として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。</p> <p>同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、2020年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。</p>	

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ＜重要な兼職＞
<p data-bbox="256 304 483 353">ほり きり のり あき 堀 切 功 章</p> <p data-bbox="261 405 477 432">(1951年9月2日)</p> <p data-bbox="236 483 292 510">再任</p> <p data-bbox="448 483 504 510">社外</p> <p data-bbox="181 741 483 768">【取締役在任期間】 1年</p> <p data-bbox="181 786 536 813">【取締役会出席状況】 10/10回</p>	<p data-bbox="639 277 1305 336">1974年 4月 キッコーマン醤油株式会社 (現キッコーマン株式会社) 入社</p> <p data-bbox="639 342 1007 369">2003年 6月 同 執行役員</p> <p data-bbox="639 376 1059 403">2006年 6月 同 常務執行役員</p> <p data-bbox="639 409 1142 436">2008年 6月 同 取締役常務執行役員</p> <p data-bbox="639 443 1195 470">2011年 6月 同 代表取締役専務執行役員</p> <p data-bbox="639 477 1166 504">2013年 6月 同 代表取締役社長CEO</p> <p data-bbox="639 510 1166 537">2021年 6月 同 代表取締役会長CEO</p> <p data-bbox="850 544 979 571">現在に至る</p> <p data-bbox="639 577 1278 651">2021年 7月 明治安田生命保険相互会社 取締役 指名委員 現在に至る</p> <p data-bbox="603 692 762 719">＜重要な兼職＞</p> <p data-bbox="632 725 1187 752">キッコーマン株式会社 代表取締役会長CEO</p> <p data-bbox="632 759 1426 817">同氏は、2022年6月20日付で長瀬産業株式会社の取締役に就任する予定です。</p>
<p data-bbox="193 887 842 913">【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p data-bbox="181 920 1414 1008">堀切氏は、キッコーマン株式会社社長のほか、日本醤油協会会長等の要職を務めるなど、企業経営者として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。</p> <p data-bbox="181 1014 1414 1075">2021年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。</p>	
<p data-bbox="248 1173 491 1223">さ さ き ゆ り 佐々木 百合</p> <p data-bbox="256 1274 483 1301">(1967年5月26日)</p> <p data-bbox="236 1352 292 1379">新任</p> <p data-bbox="448 1352 504 1379">社外</p>	<p data-bbox="639 1146 1426 1173">1998年 4月 高千穂商科大学 (現高千穂大学) 商学部 助教授</p> <p data-bbox="639 1180 1222 1207">2001年 4月 明治学院大学経済学部 助教授</p> <p data-bbox="639 1214 1195 1240">2006年 4月 ワシントン大学 客員研究員</p> <p data-bbox="639 1247 1195 1274">2007年 4月 明治学院大学経済学部 教授</p> <p data-bbox="850 1281 979 1308">現在に至る</p> <p data-bbox="639 1314 1195 1341">2015年 11月 ワシントン大学 客員研究員</p> <p data-bbox="639 1348 1166 1375">2020年 4月 明治学院大学 経済学部長</p> <p data-bbox="603 1402 762 1429">＜重要な兼職＞</p> <p data-bbox="632 1435 1083 1462">三菱HCキャピタル株式会社 取締役</p>
<p data-bbox="193 1532 842 1559">【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p data-bbox="181 1565 1414 1653">佐々木氏は、国際金融等を研究する大学教授としての幅広い知識と経験等に加え、金融庁金融審議会専門委員や三菱HCキャピタル株式会社の社外取締役を務めるなど、金融経済の専門家として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。</p> <p data-bbox="181 1659 1414 1747">同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、独立した立場から執行役の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。</p>	

(注) 1. 略歴、当社における地位および担当、重要な兼職は、2022年5月13日現在であります。

2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. 取締役候補者選任の基本的な考え方は、以下のとおりであります。

- ・ 取締役候補者は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与し、取締役会の構成員として役割・責務を適切に果たしうる者を選考する。
- ・ 取締役候補者の選任にあたっては、指名委員会が定める選任基準に基づき、当社の経営管理ならびに執行役および取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者を選任する。
- ・ 社外取締役候補者の選考にあたっては、社外取締役の独立性を確保するため、「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしていることを確認する。

4. 2022年7月5日付取締役候補者選任の基本的な考え方は、以下のとおりであります。

- ・ 2021年12月16日の指名委員会決議に基づき、「取締役の員数」は11人、「社外取締役・社内取締役の構成」については社外6人・社内5人とする。
- ・ 経営者としての経験、法律・金融経済・財務会計等の専門性、当社の業務に関する専門知識、在任年数など、取締役会を構成する取締役の多様性および知識・経験等のバランスを考慮するとともに、社内取締役については、当社の業務に関する専門知識等を有している者を取締役候補者として選任する。

5. 「社外取締役の独立性に関する基準」による当社からの独立性の確認状況は、以下のとおりであります。

・「社外取締役の独立性に関する基準」の確認状況					
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
木瀬照雄氏	○	○	○	○	○
北村敬子氏	○	○	○	○	○
秋田正紀氏	○	○	○	○	○
上村達男氏	○	○	○	○	○
堀切功章氏	○	○	○	○	○
佐々木百合氏	○	○	○	○	○

・「○」は以下の基準を満たしていることを確認している。

- (1) 保険業法に定める社外取締役の要件を満たすこと
- (2) 直近3会計年度以内に、当社に対し専門的サービスを提供し、当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の報酬を受領していないこと
- (3) 当社または当社の特定事業者の役員・部長等・支社長・法人部長の配偶者または3親等以内の親族でないこと
- (4) 直近3会計年度以内に、当社年間収入保険料の2%を超える保険取引を有する会社（有価証券報告書上の連結子会社を含む）・団体の役職員等でないこと
- (5) その総収入もしくは経常収益の2%を超える寄付金を当社より受領している団体の役職員等でないこと

・上記のとおり、各社外取締役候補者と当社との間に、「社外取締役の独立性に関する基準」で独立性の判断基準として記載している事項に該当する人的関係、取引関係等はなく、各社外取締役候補者について、当社からの独立性は確保されていると判断しております。

6. 当社は、保険業法第53条の38において準用する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、損害賠償請求により被保険者が被る損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約は、2022年7月に満期をむかえ、同様の内容で更新の予定です。
7. 当社と社外取締役との間では、保険業法第53条の33第1項に関する責任につき、1,000万円または保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しておりますが、6名の社外取締役候補者があらためて選任された場合、同様の内容の契約を継続する予定です。

【第1号議案 附属資料】

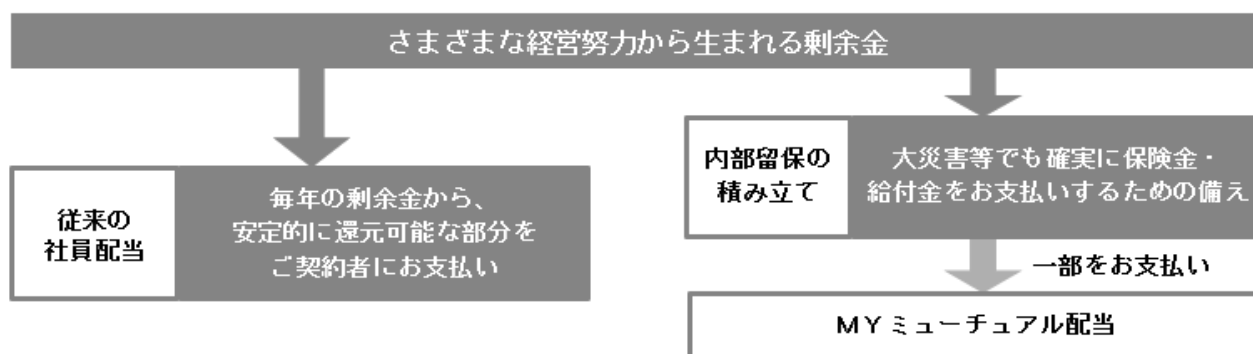
社員配当金の分配について

第1号議案でご審議いただく「2021年度剰余金処分案承認の件」に基づく2022年度社員配当金は次のとおりであります。

1. 社員（ご契約者）配当の仕組み

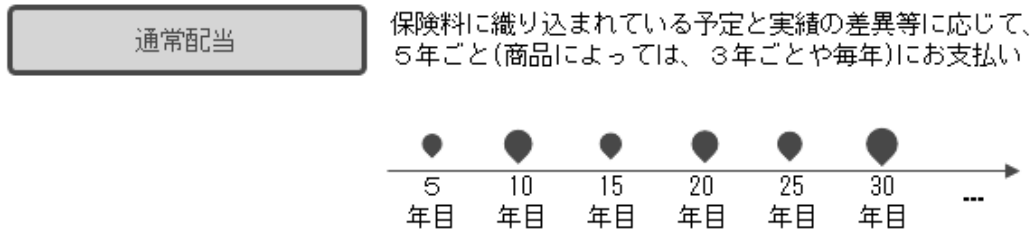
（1）個人保険・個人年金保険

- 当社の社員（ご契約者）配当は、「通常配当」および「MYミューチュアル配当」等により行ないます。
- 生命保険のご契約は長期間にわたるため将来の事象を正確に予測することは困難であることから、将来の保険金等のお支払いを確実にこなえるよう、ある程度の安全を見込んだ予定率を設定して保険料を算出しています。
- 「通常配当」は、この保険料に織り込まれている予定とさまざまな経営努力の結果である実績との差異等により生じた剰余をもとに、安定的に還元可能な部分をお支払いする社員（ご契約者）配当です。
- 他方、当社は、運用環境の急激な変化や大地震・パンデミック等が発生した場合でも、将来の保険金等のお支払いを確実にこなうための財務の健全性、および成長のための投資財源を確保するため、剰余から内部留保を積み立てています。
- 「MYミューチュアル配当」は、その内部留保への貢献度に応じて、内部留保からお支払いする社員（ご契約者）配当です。



通常配当の仕組み

- 「通常配当」は、保険料に織り込まれている予定率に対応する利差配当・危険差配当・費差配当から構成され、5年ごと（保険種類によっては3年ごとや毎年）にお支払いします。



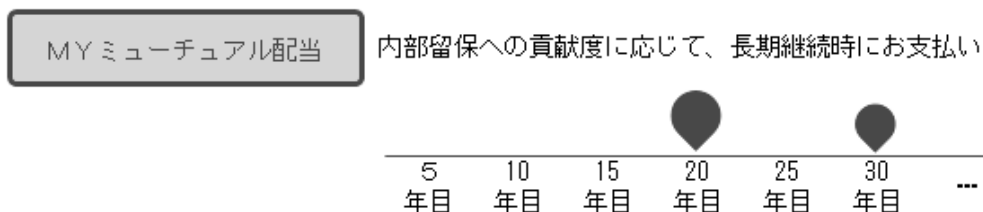
<通常配当の構成>

利差配当	運用収支の状況によりお支払いする配当
危険差配当	保険金・給付金等のお支払いの状況によりお支払いする配当
費差配当	事業費支出の状況によりお支払いする配当

- 「通常配当」の分配は、当年度の収支状況、将来にわたる財務の健全性の確保および各ご契約の総合的な剰余への貢献度等を勘案して配当率を設定し、その配当率に基づき行ないます。
- なお、利差配当については、配当基準利回り（実績相当の利回り）が保険料に織り込まれている予定利回りを下回るご契約の場合、マイナスになりますが、そのマイナス分はご契約（主契約+特約）単位で危険差配当・費差配当と相殺します。この相殺後の金額がマイナスになった場合、お支払いする配当金額はゼロとしています。

MYミューチュアル配当の仕組み

- 「MYミューチュアル配当」は、内部留保からお支払いする社員（ご契約者）配当であり、内部留保に特に貢献する対象商品へのご加入から20年経過後の初めての年単位応当日にお支払いし、その後は10年経過ごとの年単位応当日にお支払いします。



○「MYミューチュアル配当」の対象商品は、以下の保障性商品としています。

種類	対象商品（注1）
総合保障商品・医療保険	ベストスタイル(J r.)、メディカルスタイル F(J r.)、ライフアカウン トL. A.、メディカルアカウントm. a.、明日のミカタ、元気のミカ タ、明治安田のケガほけん、認知症ケア(MC I プラス)、いまから認知 症保険(MC I プラス)、介護のささえ、一時金給付型終身医療保険、か んたん告知終身医療保険、退職後終身医療保険、かんたん告知医療保険、 メディカルスタイル(J r.)、50歳からの終身医療保険、MYどっく、 MYどっくプラス、MYどっくプラス2012、才色健美、医療のほけん
法人定期保険	「保障選択制」定期保険、新遡増定期保険、3年間災害保障型遡増定期保 険、新定期保険E、生活障害保障定期保険、遡増定期保険E

(注1) 2022年3月31日時点の対象商品を記載しています。

○「MYミューチュアル配当」のお支払金額は、内部留保への貢献度に応じて毎年加算される「ミューチュアル・ポイント（注2）」の累計に、当社の健全性の水準等に応じて設定される「ポイント単価（注3）」を乗じて算定します。

MYミューチュアル配当 お支払金額	＝	ミューチュアル・ ポイントの累計	×	ポイント単価
----------------------	---	---------------------	---	--------

(注2) 「ミューチュアル・ポイント」は、商品・会社の収益性が著しく低下した場合、該当年度の加算ポイントがゼロになる可能性があります。

(注3) 「ポイント単価」は、当社の健全性が著しく悪化した場合、ゼロになる可能性があります。

(2) 団体保険

○団体保険の社員（ご契約者）配当は、保険収支の状況等を勘案して配当率を設定し、その配当率に基づき行ないます。

(3) 団体年金保険

○ご契約に終期のない団体年金保険の社員（ご契約者）配当は、中長期的に安定した還元を実施する個人保険・個人年金保険とは異なり、毎期の運用実績をふまえ還元しています。

○団体年金保険の配当率は、毎年の団体年金資産区分の剰余の範囲内で、当面の予定利率維持が可能となるリスクバッファーの水準をふまえ設定しています。

2. 社員（ご契約者）配当率（2022年度）

- 個人保険・個人年金保険の通常配当は、先進医療保障特約について、2022年1月以降のご契約から保険料を引き下げたため、保険料引き下げ前の一部のご契約を対象に配当率を引き上げます。
- 個人保険・個人年金保険のMYミューチュアル配当については、経済価値ベースの健全性の水準をふまえ、ポイント単価をすえ置きます。
- 団体保険の配当については、保険収支の状況等を勘案し、配当率をすえ置きます。
- 団体年金保険の配当については、団体年金資産区分の運用実績およびリスクバッファの状況等をふまえ、配当率をゼロとします。
- 設定した配当率の概要（注4）は次のとおりになります。

（注4） 配当率の詳細や具体的な計算方法等は「【参考】2021年度決算に基づく2022年度社員（ご契約者）配当」をご参照ください。

個人保険・個人年金保険（毎年配当タイプ）

《ダイヤモンド保険ライフ、クオリスシリーズ、養老保険 等》

利差配当	配当率 すえ置き	<ul style="list-style-type: none"> ・契約ごとの予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定 〔例：平準払契約（除く保障付積立保険）〕 予定利率2%以下のご契約 : 1.50%（配当基準利回り）－ 予定利率 予定利率2%超3%以下のご契約 : 1.35%（配当基準利回り）－ 予定利率 予定利率3%超4%以下のご契約 : 1.10%（配当基準利回り）－ 予定利率 予定利率4%超のご契約 : 0.70%（配当基準利回り）－ 予定利率
危険差配当	配当率 すえ置き	<ul style="list-style-type: none"> ・契約日や現在の年齢等に応じ、配当率を設定
費差配当	配当率 すえ置き	<ul style="list-style-type: none"> ・契約日や保険金額等に応じ、配当率を設定
MYミュー チュアル 配当	ポイント 単価 すえ置き	<ul style="list-style-type: none"> ・MYミューチュアル配当が2022年度中に支払われる契約について、 当社の健全性の水準等をふまえ、ポイント単価を300円に設定 〔MYミューチュアル配当の支払対象となる商品〕 ・新通増定期保険

個人保険・個人年金保険（3年ごと利差配当タイプ）

《ライフアカウントL. A. 等》

利差配当 (注5)	配当率 すえ置き	<ul style="list-style-type: none"> ・契約ごとの予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定 〔例：平準払契約〕 予定利率2%以下のご契約 :1.50%*（配当基準利回り）－ 予定利率 予定利率2%超3%以下のご契約 :1.35%（配当基準利回り）－ 予定利率 ※ 主契約（アカウント）部分の配当基準利回りは以下のとおり 2013年4月1日以前に締結したご契約 1.50% 2013年4月2日以後に締結したご契約 1.00%
ハートフル 配当(注5) (注6)	配当率 すえ置き (注7)	<ul style="list-style-type: none"> ・特約ごとに、年齢・性別・経過等に応じ、配当率を設定
MYミュー チュアル 配当	ポイント 単価 すえ置き	<ul style="list-style-type: none"> ・MYミューチュアル配当が2022年度中に支払われる契約について、当社の健全性の水準等をふまえ、ポイント単価を300円に設定 〔MYミューチュアル配当の支払対象となる商品〕 ・ライフアカウントL. A.、メディカルアカウントm. a.

(注5) 利差配当およびハートフル配当の割り振りを毎年行ないます。3年ごとの割り振り累計額がプラスの場合、その累計額を配当金としてお支払いします。

(注6) ハートフル配当は、利差配当では還元できない剰余（危険差）から還元を行なう配当であり、2007年度より割り振りを実施しています。

(注7) 先進医療保障特約について、配当率を引き上げます。

個人保険・個人年金保険（5年ごと利差配当タイプ）

《終身保険パイオニアE、ダイヤモンド保険ライフE、クオリスシリーズE 等》

利差配当 (注8)	配当率 すえ置き	<ul style="list-style-type: none"> ・契約ごとの予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定 〔例：平準払契約（除く個人年金保険(2011)）〕 予定利率2%以下のご契約 :1.50%（配当基準利回り）－ 予定利率 予定利率2%超3%以下のご契約 :1.35%（配当基準利回り）－ 予定利率
ハートフル 配当(注8) (注9)	配当率 すえ置き	<ul style="list-style-type: none"> ・保険種類・特約ごとに、年齢・性別・経過等に応じ、配当率を設定
MYミュー チュアル 配当	ポイント 単価 すえ置き	<ul style="list-style-type: none"> ・MYミューチュアル配当が2022年度中に支払われる契約について、当社の健全性の水準等をふまえ、ポイント単価を300円に設定 〔MYミューチュアル配当の支払対象となる商品〕 ・介護のささえ、かんたん告知医療保険、メディカルスタイル(J r.)、MYどっく、MYどっくプラス、MYどっくプラス 2012、才色健美、医療のほけん、新定期保険E、遡増定期保険E

(注8) 利差配当およびハートフル配当の割り振りを毎年行ないます。5年ごとの割り振り累計額がプラスの場合、その累計額を配当金としてお支払いします。

(注9) ハートフル配当は、利差配当では還元できない剰余（危険差）から還元を行なう配当であり、2007年度より割り振りを実施しています。

個人保険（5年ごと配当タイプ）

《ベストスタイル、明日のミカタ 等》

利差配当 (注10)	配当率 すえ置き	・契約ごとの予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定 〔例：平準払契約〕 1.50%（配当基準利回り）－ 予定利率
危険差配当 (注10)	配当率 すえ置き (注11)	・保険種類・特約ごとに、年齢・性別等に応じ、配当率を設定
MYミュー チュアル 配当	ポイント 単価 すえ置き	・MYミューチュアル配当が2022年度中に支払われる契約について、 当社の健全性の水準等をふまえ、ポイント単価を300円に設定 〔MYミューチュアル配当の支払対象となる商品〕 ・ベストスタイル(Jr.)、メディカルスタイル F(Jr.)、明日のミカタ、 元気のミカタ、明治安田のケガほけん、認知症ケア(MCIプラス)、 いまから認知症保険(MCIプラス)、一時金給付型終身医療保険、かんたん 告知終身医療保険、退職後終身医療保険、50歳からの終身医療保険、 「保障選択制」定期保険、3年間災害保障型遡増定期保険、生活障害保障定 期保険

(注10) 利差配当および危険差配当の割り振りを毎年行ないます。5年ごとの割り振り累計額がプラスの場合、その累計額を配当金としてお支払いします。

(注11) 先進医療保障特約について、配当率を引き上げます。

団体保険

危険差配当 (注12)	配当率 すえ置き	・団体の規模や保険種類等に応じ、配当率を設定
----------------	-------------	------------------------

(注12) その他、年金払特約等における利差配当率については、個人保険・個人年金保険に準じて設定しています。

団体年金保険

商品	実質の利回り（予定利率＋利差配当率）		
	予定利率	利差配当率	
予定利率が0.75%の商品 《新企業年金保険、厚生年金基金保険 等》	0.75%	0.75%	0.00%
予定利率が1.00%の商品 《新企業年金保険(02)（特則一般勘定部分）、 確定給付企業年金保険（特則一般勘定部分）》	1.00%	1.00%	0.00%
予定利率が1.25%かつ解約時に一般勘定取崩 控除がある商品 《新企業年金保険(02)（除く特則一般勘定部分）、 厚生年金基金保険(02)、確定給付企業年金保険（除 く特則一般勘定部分）等》	1.25%	1.25%	0.00%
予定利率が1.25%かつ解約時に一般勘定取崩 控除がない商品 《拠出型企業年金保険(02)》	1.25%	1.25%	0.00%

3. 社員（ご契約者）配当例（2022年度）－個人保険・個人年金保険－

通常配当の金額例

〔例1〕 組立総合保障保険（ベストスタイル 10年更新型）の場合

- 40歳加入・全期掛・男性・月掛（口座振替料率）
- 死亡保険金 1,240万円（生活サポート終身年金特約 240万円、定期保険特約 1,000万円）
- 入院給付金日額 5,000円（新・入院特約）

<5年ごと配当タイプ>

（単位：円）

契約年度	経過年数	保険料 (年換算)	継続中の契約 〔割り振り額〕	継続中の契約 〔配当金〕（注13）	死亡契約（注14）
					〔保険金＋配当金〕
2021年度	1年	136,044	820	－	12,400,820
2020年度	2年	136,044	1,400	－	12,402,220
2019年度	3年	136,044	1,640	－	12,404,100
2018年度	4年	140,208	6,945	－	12,422,880
2017年度	5年	140,208	7,870	28,626	12,428,626
2016年度	6年	144,240	9,330	－	12,436,072
2015年度	7年	144,240	10,210	－	12,442,619
2014年度	8年	144,240	11,190	－	12,449,127

（注13）5年ごとの契約当日に、5年間の割り振り額の累計額をお支払いします。

（注14）契約当日直後の死亡の場合の金額（積立配当金を含む）です（以下、〔例2〕〔例3〕において同じ）。

〔例2〕 個人年金保険（年金かけはし）の場合

- 40歳加入・60歳年金開始・10年確定年金・男性・月掛（口座振替料率）
- 月掛保険料 2万円

<5年ごと利差配当タイプ>

（単位：円）

契約年度	経過年数	保険料 (年換算)	継続中の契約 〔割り振り額〕	継続中の契約 〔配当金〕（注15）	死亡契約（注16）
					〔配当金〕
2021年度	1年	240,000	1,088	－	1,088
2020年度	2年	240,000	3,268	－	4,356
2019年度	3年	240,000	5,461	－	10,217
2018年度	4年	240,000	7,666	－	19,088
2017年度	5年	240,000	9,883	30,984	30,984

（注15）5年ごとの契約当日に、5年間の割り振り額（ハートフル配当を含む）の累計額をお支払いします。

（注16）別途、死亡時には、既払込保険料相当額を死亡給付金としてお支払いします。

〔例3〕終身保険（終身保険パイオニアE、平準払）の場合

- 50歳加入・70歳払込完了・男性・月掛（口座振替料率）
- 死亡保険金 1,000万円

<5年ごと利差配当タイプ>

（単位：円）

契約年度	経過年数	保険料 (年換算)	継続中の契約 〔割り振り額〕	継続中の契約 〔配当金〕（注17）	死亡契約 〔保険金+配当金〕
2020年度	2年	533,880	6,300	-	10,008,400
2019年度	3年	533,880	10,600	-	10,019,800
2018年度	4年	545,760	16,600	-	10,040,600
2017年度	5年	545,760	21,300	65,801	10,065,801

（注17）5年ごとの契約応当日に、5年間の割り振り額（ハートフル配当を含む）の累計額をお支払いします。

MYミューチュアル配当の金額例

〔例4〕利率変動型積立終身保険（ライフアカウント L.A. 10年更新型）から転換した組立総合保障保険（ベストスタイル 10年更新型）の場合

〔転換前契約〕利率変動型積立終身保険（ライフアカウント L.A. 10年更新型）

- 40歳加入・70歳払込完了・女性・月掛（口座振替料率）
- アカウント部分保険料 1,000円
- 死亡保険金 定期保険特約 3,000万円+積立金（注18）
- 入院給付金日額 5,000円
- 契約通算特約付加
- 契約から10年後の特約更新時において、保障額を同額のまま更新

〔転換後契約〕組立総合保障保険（ベストスタイル 10年更新型）

- 2016年度に〔転換前契約〕から転換
- 全期掛・女性・月掛（口座振替料率）
- 死亡保険金 3,170万円（生活サポート終身年金特約 170万円、定期保険特約 3,000万円）
- 入院給付金日額 10,000円

契約年度 (注19)	経過年数	保険料(月掛) (注20) (単位：円)			ミューチュアル・ ポイントの累計 (注21) (単位：ポイント)	MYミューチュアル 配当の金額 (単位：円)
		契約時	更新後	転換後		
2002年度	20年	10,660	14,750	29,231	351	105,300

（注18）アカウントの積立金相当額（災害死亡時には、積立金の1.1倍相当額）を死亡給付金としてお支払いします。

（注19）転換前契約の契約年度です。

（注20）転換後契約の保険料は、保険料充当特約による充当保険料を差し引く前の金額です。

（注21）20年経過後の初めての年単位応当日に、ミューチュアル・ポイントの累計に当該年単位応当日時点のポイント単価を乗じた金額をお支払いします。

【参考】2021年度決算に基づく2022年度社員（ご契約者）配当

1. 個人保険・個人年金保険（毎年配当タイプ）

（1）通常配当

各契約の配当金は、主契約および特約ごとに計算した下記アからオの合計額。ただし、この合計額が負値の場合は零とします。また、新養老保険、保障付積立保険については零とします。なお、新養老保険、保障付積立保険および1998年4月2日以降締結の個人年金保険のうち一時払の契約は特約も含めて零とします。

ア. 利差配当

主契約および特約ごとに計算した次の額

$(\text{配当基準利回り} - \text{予定利率}) \times \text{責任準備金}$

区 分		配当基準利回り (%)
下記 以外の契約	予定利率が2.0%以下の主契約、特約	1.50
	予定利率が2.0%超3.0%以下の主契約、特約	1.35
	予定利率が3.0%超4.0%以下の主契約、特約	1.10
	予定利率が4.0%超の主契約、特約	0.70
一時払 安田の新・養老保険*	1995年9月9日以後2002年6月30日以前の契約	1.50
	2002年7月1日以後の契約	1.00
一時払 個人年金保険	1998年4月2日以後2002年7月1日以前の契約	1.25
	2002年7月2日以後2007年4月1日以前の契約	1.00
	2007年4月2日以後2009年9月1日以前の契約	開始前1.25開始後1.15
	2009年9月2日以後の契約	1.00
一時払 新・年金保険*	1998年5月6日以後2002年6月30日以前の契約	1.50
	一時払 新・年金保険(1994)*	2002年7月1日以後の契約
一時払終身保険（注1）	1998年7月2日以後の契約	予定利率と同じ
一時払 新・終身保険*	1998年10月2日以後の契約	予定利率と同じ
一時払退職後終身保険（*）	1999年4月2日以後2013年4月1日以前の契約	1.50
	2013年4月2日以後2015年7月1日以前の契約	1.00
	2015年7月2日以後2016年7月1日以前の契約	0.75
	2016年7月2日以後2017年1月1日以前の契約	0.35
	2017年1月2日以後の契約	0.25
一時払の養老買増特約	1999年4月2日以後2002年7月1日以前の契約	1.50
	2002年7月2日以後2007年4月1日以前の契約	1.10
	2007年4月2日以後2008年4月1日以前の契約	1.50
	2008年4月2日以後2009年1月1日以前の契約	1.25
一時払の終身買増特約（注2）	1999年4月2日以後2012年1月1日以前の契約	1.50
一時払の年金買増特約	1999年4月2日以後2002年7月1日以前の契約	1.25
	2002年7月2日以後2007年4月1日以前の契約	1.00
	2007年4月2日以後2009年9月1日以前の契約	開始前1.25開始後1.15
	2009年9月2日以後の契約	1.00
一時払変額個人年金保険のうち 右記の契約	2007年4月2日以後2009年9月1日以前に一般勘定に移行した契約（年金開始前）	1.15
	2009年9月2日以後2014年2月28日以前に一般勘定に移行した契約（年金開始前）	1.00
	2014年3月1日以後に一般勘定に移行した契約（年金開始前）	0.55
	年金開始後の契約	予定利率と同じ
移行特約（注3）（注4）	1999年4月2日以後2002年7月1日以前の契約	1.15
	2002年7月2日以後2007年4月1日以前の契約	1.00
	2007年4月2日以後2009年9月1日以前の契約	1.15
	2009年9月2日以後2019年4月1日以前の契約	1.00
	2019年4月2日以後の契約	0.40

* は安田生命保険相互会社のみの保険契約（*）は安田生命保険相互会社の契約を含むことを意味する。以下同じ

（注1）一時払の介護年金付終身保険、最終生存者終身保険については1999年4月2日以後の契約について1.50%

（注2）一時払の最終生存者終身買増特約、連生終身保険特約および払込期間満了後終身買増特約を含む

（注3）移行特約とは、年金移行特約、介護保障移行特約、夫婦年金移行特約、個人年金保険夫婦年金移行特約、個人年金保険介護保障付年金移行特約および個人年金保険夫婦介護保障付年金移行特約を指す。以下同じ

（注4）移行前契約の責任準備金等、当会社に積み立てられた金額を振り替えて保険料に充当する場合を除く

なお、明治安田生命契約へ転換した契約については、転換振替額の計算に使用した利率から上表（ただし、上表中の「予定利率」を「転換振替額の計算に使用した利率」と読み替える）の率を差し引いた率に転換価格残額を乗じた額を利差配当から控除します。ただし、この差し引く額が負値の場合は零とします。

イ. 危険差配当

主契約および特約ごとに計算した次の額

① 普通死亡に関する危険差配当

$$\text{危険差配当率(注5)} \times \text{危険保険金(注6)}$$

〔危険保険金10万円に対する危険差配当金の例〕

(単位:円)

性別	現在年齢 (注7)	契 約 日								
		1969. 6. 1 ～ 1974. 5. 1	1974. 5. 2 ～ 1976. 3. 1	1976. 3. 2 ～ 1981. 4. 1	1981. 4. 2 ～ 1985. 4. 1	1985. 4. 2 ～ 1990. 4. 1	1990. 4. 2 ～ 1996. 4. 1	1996. 4. 2 ～ 2007. 4. 1 (注8)	2007. 4. 2 ～ 2019. 4. 1	2019. 4. 2 ～
		男	20歳	-	-	-	-	-	4	56
性	30	-	-	-	14	7	5	16	18	2
	40	147	68	16	10	6	36	28	3	
	50	338	83	18	12	9	77	63	7	
	60	876	201	91	34	28	307	119	18	
女	20	-	-	-	-	-	3	10	8	1
	30	-	-	-	25	3	3	11	14	1
	40	216	146	89	34	7	3	18	11	2
	50	519	281	136	48	11	3	39	22	5
	60	1,346	711	311	98	21	3	119	29	10

また、主契約の配当回数が10回目以降となる場合には、危険保険金10万円に対して下表の金額を上記に加算します。

(単位:円)

現在年齢	性別	
	男性	女性
20歳	1	1
30	1	1
40	6	4
50	11	8
60	21	8

(注5) 更新後の特約および更新時の内容変更制度により付加された養老買増特約・終身買増特約については零

(注6) 危険保険金は、(普通死亡保険金－責任準備金)。以下同じ

(注7) 配当計算の対象となる保険年度始の年齢。以下同じ

(注8) 1996年4月2日～2001年4月1日の安田生命保険相互会社契約の転換契約は、上表と異なる危険差配当率を別途適用

② 特定疾病保障定期保険、特定疾病保障終身保険*、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病保障定期特約*、特定疾病保障終身特約*に関する危険差配当

$$\text{危険差配当率(注9)} \times \text{危険保険金}$$

〔危険保険金10万円に対する危険差配当金の例(注10)〕

(単位:円)

現在年齢	契約日・性別	～2007. 4. 1		2007. 4. 2～	
		男性	女性	男性	女性
20歳		21	2	27	8
30		6	6	18	13
40		53	14	36	22
50		146	43	64	48
60		104	79	204	94

また、主契約の配当回数が10回目以降となる場合には、危険保険金10万円に対して下表の金額を上記に加算します。

(単位:円)

現在年齢	性別	
	男性	女性
20歳	1	1
30	1	1
40	6	4
50	11	8
60	21	8

(注9) 更新後の特約については零

(注10) 1996年4月2日～2001年4月1日の安田生命保険相互会社契約の転換契約は、上表と異なる危険差配当率を別途適用

③ 災害および疾病関係の配当

a. 配当が性別により異なるもの

(単位：円)

主 な 特 約	契 約 日	現 在 年 齢	
		男性	女性
災害割増特約 ^(*) (災害保険金 100 万円につき)	1976. 3. 2 ~ 1983. 4. 1	200	350
	1983. 4. 2 ~ 1990. 4. 1	100	150
	1990. 4. 2 ~	50	50
傷害特約 ^(*) (災害保険金 100 万円につき)	~ 1983. 4. 1	200	350
	1983. 4. 2 ~ 1990. 4. 1	100	150
	1990. 4. 2 ~	50	50
災害入院特約 ^(*) (災害入院給付金日額 1,000 円につき)	~ 1987. 4. 1	180	330
	1987. 4. 2 ~ 2007. 4. 1	400	700
	2007. 4. 2 ~ 2011. 10. 1	200	400
	2011. 10. 2 ~	100	300
こども医療特約 (基準保険金 100 万円につき) *		850	700
特定損傷特約 (保険金 1 万円につき) *		50	30

b. 配当が年齢により異なるもの (入院給付金日額 1,000 円につき)

(単位：円)

主 な 特 約	契 約 日	現 在 年 齢	
		~49 歳	50 歳~
疾病入院特約(1976) *	1976. 3. 2 ~ 1981. 10. 1	0	0
疾病入院特約(1981) *	1981. 10. 2 ~ 1987. 4. 1	0	0
新・疾病入院特約*	1987. 4. 2 ~ 2001. 4. 1	900	1,250
疾病入院特約(2001) *	2001. 4. 2 ~ 2007. 4. 1	500	1,550
	2007. 4. 2 ~ 2011. 10. 1	300	550
	2011. 10. 2 ~	200	400
成人病入院特約(1976) *	~ 1981. 10. 1	0	0
成人病入院特約(1981) *	1981. 10. 2 ~ 1987. 4. 1	0	0
新・成人病入院特約*	1987. 4. 2 ~ 2007. 4. 1	50	200
成人病入院特約(2001) *	2007. 4. 2 ~	60	300
女性専用医療特約*	~ 2007. 4. 1	150	300
女性専用医療特約(2001) *	2007. 4. 2 ~	150	300
長期入院保障特約*	1991. 11. 2 ~ 2000. 10. 1	90	410
新・長期入院特約*	2000. 10. 2 ~ 2001. 4. 1	90	410
長期入院特約(2001) *	2001. 4. 2 ~ 2007. 4. 1	90	410
	2007. 4. 2 ~	30	150
短期入院特約*	2000. 10. 2 ~ 2002. 11. 1	60	220
新・短期入院特約*	2002. 11. 2 ~ 2007. 4. 1	60	220
	2007. 4. 2 ~	20	80

c. 配当が性別・年齢により異なるもの

(単位：円)

主 な 特 約	性 別	契 約 日	現 在 年 齢	
			~49 歳	50 歳~
入院保障特約(A)・(B)・(C) (基準入院給付金日額 1,000 円につき)	男 性	1981. 10. 2 ~ 1987. 4. 1	480	280
		1987. 4. 2 ~ 2007. 4. 1	1,300	1,650
		2007. 4. 2 ~ 2011. 10. 1	500	750
		2011. 10. 2 ~	300	500
	女 性	1981. 10. 2 ~ 1987. 4. 1	630	430
		1987. 4. 2 ~ 2007. 4. 1	1,600	1,950
		2007. 4. 2 ~ 2011. 10. 1	700	950
		2011. 10. 2 ~	500	700

d. 配当が性別・年齢によらないもの (単位：円)

主 な 特 約		金額
手術保障特約	(基準保険金額 10 万円につき)	0
新・手術特約	(基準給付金額 10 万円につき)	0
こども手術特約	(基準保険金額 10 万円につき)	20
歯科治療特約	(基準保険金額 10 万円につき)	800
女性医療特約	(基準入院給付金日額 1,000 円につき)	100
退院給付特約	(基準退院給付金額 1,000 円につき)	20
新退院給付特約	(基準退院給付金額 1,000 円につき)	20
レジャー保障特約	(基準傷害給付金日額 1,000 円につき)	100
総合傷害保障特約	(基準傷害給付金日額 1,000 円につき)	50

上表の額にさらに配当回数に応じて以下の率を乗じた額とします (注 11)。

配当回数	1～4 回目	5～9 回目	10 回目～
更新前	1.4	0.8	0.5
更新後 (注 12)	0.7	0.4	0.25

(注 11) 主契約の保険期間が 1 年以下の安田生命保険相互会社契約の場合を除く

(注 12) 更新後の支払対象特約は、入院保障特約(A)・(B)・(C)、災害入院特約、介護年金付終身保険入院保障特約、ファミリー保障特約、疾病入院特約 (1976) *、同 (1981) *、同 (2001) *、新・疾病入院特約*、災害入院特約 (1976) *、同 (1981) *、新・災害入院特約*、家族疾病入院特約*、同 (1981) *、同 (2001) *、新・家族疾病入院特約*、家族災害入院特約 (1976) *、同 (1981) *、新・家族災害入院特約*
上記以外の更新後の特約については零

ウ. 費差配当

保険料払込中の契約について次の①および②の合計額

① 基本部分 (主契約および特約ごとに計算する配当)

保険種類		金額
養老保険(注 13)	(死亡保険金 1 万円につき)	2.5 円以上 28.5 円以下
安田の新・養老保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	1.5 円以上 28.5 円以下
新種養老保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	24 円以上 55.5 円以下
生活設計保険	(死亡保険金 1 万円につき)	14 円以上 28.5 円以下
ダイヤモンド保険ゴールド(注 14)	(死亡保険金 1 万円につき)	16 円以上 26.2 円以下
オーダー設計の保険*	(死亡保険金 1 万円につき) 定期部分	13.5 円以下
	(死亡保険金 1 万円につき) 養老部分	1.5 円以上 18.5 円以下
新種こども保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	2.8 円以上 31.4 円以下
個人定期保険 (個人定期保険集団扱特約が付加されている場合を除く) (注 13)	(死亡保険金 1 万円につき)	1 円以上 13.5 円以下
新・定期保険 (定期保険集団取扱特約が付加されている場合を除く) *	(死亡保険金 1 万円につき)	13.5 円以下
生存給付金付終身保険(注 14)	次の(1)および(2)の合計額	
	(1) 第 2 保険期間の死亡保険金 1 万円につき	1.75 円以上 19.5 円以下
	(2) 保険料 1 万円につき	150 円以下
終身保険	(死亡保険金 1 万円につき)	2.5 円以上 12 円以下
定期付終身保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	42.5 円以上 66.5 円以下
特種終身保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	65.5 円以上 76 円以下
新・終身保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	1.5 円以上 12 円以下
高齢者重度介護年金付終身保険	(死亡保険金 1 万円につき)	8 円
介護年金付終身保険	(保険料払込終了直前の死亡保険金 1 万円につき)	1.25 円以上
特別終身保険 (重度介護年金型) *	(基本保険金 1 万円につき)	8 円
生存給付金付定期保険	(死亡保険金 1 万円につき)	1.471 円以上 8 円以下
祝金つき定期保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	4.5 円以下
新・祝金つき定期保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	0.2 円
最終生存者終身保険	(死亡保険金 1 万円につき)	2.5 円以上 4.5 円以下

保険種類		金額
特定疾病保障定期保険	(死亡保険金 1 万円につき)	4.5 円以下
特定疾病保障終身保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	2.5 円以上 4.5 円以下
割増特約	(死亡保険金 1 万円につき)	18.5 円
定期保険特約	(死亡保険金 1 万円につき)	13.5 円以下
収入保障特約	(各年の換算保険金の平均値 1 万円につき)	1 円以上 2.5 円以下
逡減定期保険特約	(各年の換算保険金の平均値 1 万円につき)	2.5 円以下
生存給付金付定期保険特約	(死亡保険金 1 万円につき)	1.3 円以上 4.5 円以下
祝金つき定期保険特約*	(死亡保険金 1 万円につき)	1.225 円以上 2.17375 円以下
祝金つき定期保険特約(1999) *	(死亡保険金 1 万円につき)	1 円以下
新生存給付金付定期保険特約	(死亡保険金 1 万円につき)	1.525 円
特定疾病保障定期保険特約	(死亡保険金 1 万円につき)	1.15 円以下
特定疾病保障終身保険特約*	(死亡保険金 1 万円につき)	1.5 円以上 2.5 円以下
重度障害保障定期保険特約	(死亡保険金 1 万円につき)	1 円
養老買増特約	(死亡保険金 1 万円につき)	2.5 円以上 8 円以下
養老保険買増特約*	(死亡保険金 1 万円につき)	2.5 円以上 8 円以下
終身買増特約	(死亡保険金 1 万円につき)	2.5 円以上 8 円以下
終身保険買増特約*	(死亡保険金 1 万円につき)	1.5 円以上 8 円以下
重度介護給付組込定期保険特約*	(死亡保険金 1 万円につき)	8 円
連生終身保険特約	(死亡保険金 1 万円につき)	2.5 円以上 4.5 円以下
最終生存者終身買増特約	(死亡保険金 1 万円につき)	2.5 円以上 4.5 円以下
ファミリー定期保険特約	(死亡保険金 1 万円につき)	13.5 円以下
個人年金保険	(1963 年 4 月 1 日以後 1974 年 8 月 1 日以前締結のもの 年金月額 100 円につき)	18.5 円
	(1979 年 5 月 26 日以後締結のもの 年金原資 1 万円につき)	1.25 円以上 11.75 円以下
年金買増特約	(年金原資 1 万円につき)	1.25 円以上 4 円以下
新・年金保険*	(年金原資 1 万円につき)	0.375 円以上 3 円以下
新・年金保険(1994) *	(個別月払営業保険料×払込年数 1 万円につき)	4.5 円以上 7.5 円以下
教育資金付こども保険	(基準保険金 1 万円につき)	2.5 円以上 8 円以下
個人定期保険 (個人定期保険集団扱特約が付加 されている場合) (注 13)	(死亡保険金 1 万円につき)	2.5 円以下
定期保険集団取扱特約付新・定期保険*	(死亡保険金 1 万円につき)	8 円以下
養育年金特約	(年金年額 1 万円につき)	14.48 円以上 104.72 円以下
長期就業不能保障保険	(死亡保険金 1 万円につき)	1 円
長期就業不能保障保険無事故給付特約	(給付金 1 万円につき)	1.25 円

(注 13) 2019 年 4 月 2 日以後の契約については零

(注 14) ダイヤモンド保険ゴールドおよび生存給付金付終身保険には、災害疾病関係配当を含む

なお、上記にかかわらず、配当回数が第1回目の費差配当率は零とします。

② 上乗せ部分 (契約ごとに計算する配当)

主契約および特約の死亡保険金の合計が 1,000 万円以上の契約に対し、配当回数に応じて、保険金額の部分ごとに下表の率を乗じた額

(単位：%)

保険金額	配当回数			
	2～3回目	4～6回目	7～9回目	10回目～
2,000万円以下の部分	0.003	0.005	0.005	0.005
2,000万円超5,000万円以下の部分	0.003	0.020	0.025	0.030
5,000万円超の部分	0.003	0.020	0.020	0.020

- エ. 1981年4月1日以前に締結された契約で、延長定期保険に変更された契約について、生存保険金を上回る死亡保険金1万円につき10円の金額
- オ. 1974年から1976年の間に発売した疾病入院給付条項のある保険種類のうち、保険料払込中のものについて、被保険者の年齢および保険期間等に応じて入院給付金日額1,000円につき185円以下の金額

(2) MYミューチュアル配当

MYミューチュアル配当の対象商品(注15)について、ご契約いただいてから20年経過後および以後10年経過ごとの初めての契約応当日(注16)が到来する契約に対して次の額

ミューチュアル・ポイント(注17)の累計×ポイント単価300円

(注15) MYミューチュアル配当の対象商品は次表のとおり

毎年配当タイプ	新通増定期保険(ただし払済保険に移行した契約は除く)
5年ごと利差配当付保険	介護終身年金保障保険(ただし一時払の契約は除く)、限定告知型医療保険、入院保険、医療保険、新医療保険、女性医療保険、新定期保険、通増定期保険(ただし払済保険に移行した契約は除く)
3年ごと利差配当付保険	利率変動型積立終身保険(第2保険期間に年金で支払う部分を除く)
5年ごと配当付保険	組立総合保障保険、終身入院保険、終身医療保険(解約返戻金抑制型)[II型]、認知症終身保障保険(解約返戻金抑制型)、限定告知型終身医療保険(解約返戻金抑制型)、特別終身医療保険(解約返戻金抑制型)、終身医療保険(解約返戻金抑制型)、保障選択制定期保険(ただし払済保険に移行した契約は除く)、3年間災害保障型通増定期保険(ただし払済保険に移行した契約は除く)、生活障害保障定期保険(ただし払済保険に移行した契約は除く)

(注16) 次表に該当する転換契約の場合、転換前契約の契約時から起算

転換前契約	転換後契約
3年ごと利差配当付利率変動型積立終身保険	5年ごと配当付組立総合保障保険
5年ごと配当付終身入院保険	5年ごと配当付組立総合保障保険
5年ごと利差配当付入院保険	5年ごと配当付組立総合保障保険
3年ごと利差配当付利率変動型積立終身保険	5年ごと配当付終身入院保険

(注17) ご契約商品の収益性を反映した内部留保への貢献度に応じて毎年加算するポイント

(3) その他

- ア. 1946年8月11日以後1955年3月31日以前に締結された契約
2022年度中に消滅する契約について、経過年数および保険料払込方法(回数)に応じて責任準備金に67.5%から200%までの率を乗じた金額
- イ. 1955年4月1日以後に締結された契約
零

2. 個人保険・個人年金保険(5年ごと利差配当付保険)

(1) 2022年度の割り振り額

2022年度の割り振り額は、主契約および特約ごとに、アとイを計算して合算したものである。ただし、こども保険(2012)については零とします。

ア. 利差配当

(配当基準利回り - 予定利率) × 責任準備金

区 分		配当基準利回り (%)
下記以外の契約	予定利率が2.0%以下の主契約、特約	1.50
	予定利率が2.0%超3.0%以下の主契約、特約	1.35
一時払 終身保険(注18)	1998年7月2日以後1999年4月1日以前の契約	1.50
	1999年4月2日以後の契約	予定利率と同じ
一時払 養老買増特約	1999年4月2日以後2002年7月1日以前の契約	1.50
	2002年7月2日以後2007年4月1日以前の契約	1.15
	2007年4月2日以後2008年4月1日以前の契約	1.50
	2008年4月2日以後2009年1月1日以前の契約	1.25

区 分		配当基準利回り (%)
利率変動型一時払通増終身保険、同 (介護保障型)、同 (2016) 利率変動型一時払定期支払金付終身保険 (注 19)		予定利率と同じ
利率変動型一時払個人年金保険	年金開始前 (注 19)	予定利率と同じ
	2009年9月1日以前に年金開始日を繰下げた契約	1.25
	2009年9月2日以後、2014年2月28日以前に年金開始日を繰下げた契約	1.00
	2014年3月1日以後に年金開始を繰下げた契約	0.55
	2009年9月1日以前に年金開始した契約	1.15
	2009年9月2日以後、2014年2月28日以前に年金開始した契約	1.00
	2014年3月1日以後に年金開始した契約	0.55
移行特約 (注 20)	1999年4月2日以後2009年9月1日以前の契約	1.15
	2009年9月2日以後2019年4月1日以前の契約	1.00
	2019年4月2日以後の契約	0.55
一時払 特別終身保険	2006年9月2日以後2007年4月1日以前の契約	1.40
	2007年4月2日以後2011年11月30日以前の契約	1.50
	2011年12月1日以後 2011年12月31日以前の契約	第1保険期間が5年の契約 1.50 第1保険期間が10年の契約 予定利率と同じ
	2012年1月1日以後の契約	予定利率と同じ
一時払 個人年金保険	2006年9月2日以後2007年4月1日以前の契約	1.15
	2007年4月2日以後2009年9月1日以前の契約	開始前 1.25 開始後 1.15
	2009年9月2日以後の契約	1.00
一時払 特別個人年金保険	2007年8月2日以後2009年9月1日以前の契約	開始前 1.25 開始後 1.15
	2009年9月2日以後の契約	1.00
一時払部分 (転換、頭金) *		1.50
一時払変額個人年金保険の 一般勘定部分 (年金開始前)	2005年1月1日以後2007年4月1日以前の契約	1.25
	2007年4月2日以後2013年4月1日以前の契約	1.50
	2013年4月2日以後の契約	1.00
一時払変額個人年金保険の 一般勘定部分 (年金開始後)	2007年3月31日以前に年金開始した契約	1.00
	2007年4月1日以後2009年9月1日以前に年金開始した契約	1.15
	2009年9月2日以後2014年2月28日以前に年金開始した契約	1.00
	2014年3月1日以後に年金開始した契約	0.55
一時払変額個人年金保険 (超過給付金型、ステップアップ 型、超過給付金型[II型] および年金原資保証型 2012) の 一般勘定部分	2014年2月28日以前に据置期間開始または年金開始した契約	1.00
	2014年3月1日以後に据置期間開始または年金開始した契約	0.55
個人年金保険 (2011)	保険料払込期間が5年のもの	1.25
	上記以外	1.50
平準払 介護終身年金保障保険 (年金開始後)	2012年9月2日以後2013年4月1日以前の契約	1.65
	2013年4月2日以後2019年4月1日以前の契約	1.30
	2019年4月2日以後の契約	予定利率と同じ
一時払 介護終身年金保障保険	2012年9月2日以後の契約	予定利率と同じ
一時払特別養老保険 (指定通貨建) 利率変動型一時払特別終身保険 (指定通貨建) (円建終身保険移行後も含む) 利率変動型一時払保障選択制終身保険 (指定通貨建) [A] 利率変動型一時払保障選択制終身保険 (指定通貨建) [B] (注 19)		予定利率と同じ

(注18) 最終生存者終身保険、終身買増特約、最終生存者終身買増特約、連生終身保険特約、および払込期間満了後終身買増特約のうち一時払で1999年4月2日以後2012年1月1日以前の契約の配当基準利回りは1.50%（2012年1月2日以降の取扱いは無し）

(注19) 予定利率は契約日（円建終身保険移行後は移行日）ごとに設定

(注20) 移行前契約の責任準備金等、当会社に積み立てられた金額を振り替えて保険料に充当する場合を除く

なお、明治安田生命契約へ転換した契約については、転換振替額の計算に使用した利率から上表（ただし、上表中の「予定利率」を「転換振替額の計算に使用した利率」と読み替える）の率を差し引いた率に転換価格残額を乗じた額を利差配当から控除します。ただし、この差し引く額が負値の場合は零とします。

イ. ハートフル配当

保険料比例の特別配当を実施

① 死亡保障のある保険種類

2022年度の割り振り額は対象の保険種類の主契約および特約（注21）に対し年額に換算した保険料に保険期間と払込期間で調整した配当率を乗じた額とします。年額保険料10万円に対するハートフル配当の例は以下（払込期間と保険期間が同一の場合（終身保険は80歳払込））。ただし、更新後の特約については零とします。

a. 2007年4月1日以前の契約

（単位：円）

現在年齢 (歳)	保 険 種 類									
	終身保険 養老保険等		定期保険等		定期保険特約等		特定疾病保障 定期保険特約等		重度障害保障 定期保険特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	300	300	500	900	1,200	1,500	900	1,000	1,200	1,300
30	300	400	500	900	1,200	1,500	900	1,000	1,200	1,300
40	300	400	500	900	1,200	1,500	900	1,000	1,200	1,300
50	1,900	1,700	4,700	3,700	12,600	9,500	7,700	5,100	11,800	7,500
60	4,100	5,100	8,700	14,000	24,200	18,000	14,900	8,700	22,300	11,500

また、主契約の割り振り回数が10回目以降となる場合には、年額保険料10万円に対して下表の金額を加算します(注22)。

（単位：円）

現在年齢 (歳)	保 険 種 類									
	終身保険 養老保険等		定期保険等		定期保険特約等		特定疾病保障 定期保険特約等		重度障害保障 定期保険特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	100	100	100	100	800	500	700	400	700	500
30	100	100	100	100	400	500	300	300	300	400
40	100	100	100	100	600	400	400	200	500	300
50	600	400	600	600	2,700	2,900	1,300	1,300	1,800	1,800
60	700	400	900	700	3,200	3,200	1,400	1,300	2,000	1,700

b. 2007年4月2日以後の契約（注23）

（単位：円）

現在年齢 (歳)	保 険 種 類									
	終身保険 養老保険等		定期保険等		定期保険特約等		特定疾病保障 定期保険特約等		重度障害保障 定期保険特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	300	200	600	300	1,200	700	900	800	1,200	1,000
30	300	200	600	300	1,200	800	900	800	1,200	1,000
40	300	200	600	300	1,200	1,300	900	800	1,200	1,000
50	400	200	1,000	500	4,100	2,400	2,900	1,400	2,900	1,400
60	900	200	4,000	800	11,300	3,900	6,400	2,000	6,800	1,700
	介護終身年金保障 保険（1倍型）		介護終身年金保障 保険（5倍型）		介護終身年金保障 保険（10倍型）					
	男性	女性	男性	女性	男性	女性				
20	100	100	400	100	100	100				
30	100	100	400	100	100	100				
40	100	100	400	100	100	100				
50	200	100	400	200	100	100				
60	400	100	1,200	200	100	100				

また、主契約の割り振り回数が10回目以降となる場合には、年額保険料10万円に対して下表の金額を加算します(注22)(注23)。

(単位：円)

現在年齢(歳)	保 険 種 類									
	終身保険 養老保険等		定期保険等		定期保険特約等		特定疾病保障 定期保険特約等		重度障害保障 定期保険特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	100	100	100	100	400	500	300	400	300	400
30	100	100	100	100	300	400	200	200	300	300
40	100	100	100	100	200	300	100	100	200	200
50	300	200	500	400	2,100	1,900	1,000	700	1,300	1,100
60	100	100	200	200	100	200	200	100	300	100
	介護終身年金保障 保険(1倍型)		介護終身年金保障 保険(5倍型)		介護終身年金保障 保険(10倍型)					
	男性	女性	男性	女性	男性	女性				
20	100	100	100	100	100	100				
30	100	100	100	100	100	100				
40	100	100	100	100	100	100				
50	100	100	400	200	100	100				
60	100	100	100	100	100	100				

(注21) 対象外の保険種類は、増定期保険、個人年金保険、特別個人年金保険、利率変動型一時払個人年金保険、個人年金保険(2011)、医療保険、新医療保険、女性医療保険、限定告知型医療保険、入院保険、こども保険、こども保険(2012)、一時払特別終身保険の第1保険期間、利率変動型一時払増終身保険(含む介護保障型)・利率変動型一時払定期支払金付終身保険の第1保険期間(含む介護発生後の第2保険期間)、移行特約、延長定期保険の生存保険部分、変額個人年金保険、収入保障年金開始後、特別個人定期保険、介護一時金保障特約、軽度介護一時金保障特約、一時払特別養老保険(指定通貨建)、利率変動型一時払特別終身保険(指定通貨建)、利率変動型一時払保障選択制終身保険(指定通貨建)[A]、利率変動型一時払保障選択制終身保険(指定通貨建)[B]

(注22) 養育年金特約、ファミリー定期保険特約(子型)は対象外

(注23) 2019年4月2日以後の契約においては以下のとおり取り扱う

- (i) 「終身保険、養老保険等」において、終身保険・養老保険・新養老保険(いずれも一時払以外)、同保険から変更された払済保険については零
- (ii) 「定期保険等」において、終身保険・養老保険(いずれも一時払以外)が延長定期保険に変更された場合の死亡保障部分については零
- (iii) 「定期保険特約等」において、定期保険特約・収入保障特約・通減定期保険特約・ファミリー定期保険特約・遺族サポート特約については零
- (iv) 「介護終身年金保障保険(1倍型)」および「介護終身年金保障保険(5倍型)」については零

② 医療保険および医療関係特約

2022年度の割り振り額は対象の保険種類の主契約および特約(注24)に対し年額に換算した保険料に保険期間と払込期間で調整した配当率および配当回数等に応じた係数(注25)を乗じた額とします。年額保険料10万円に対するハートフル配当の例は以下(払込期間と保険期間が同一の場合)。

a. 2007年4月1日以前の契約

(単位：円)

現在年齢(歳)	保 険 種 類									
	入院保障特約 (A)・(B)・(C)等		入院特約		災害入院特約		ファミリー保障 特約	医療保険		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	妻型	男性	女性	
20	31,500	40,100	21,300	27,200	32,100	51,300	33,800	13,200	16,900	
30	22,600	27,500	17,300	21,900	32,100	51,300	34,300	12,000	15,400	
40	15,700	18,800	15,800	19,900	32,100	51,300	31,200	11,200	14,600	
50	19,000	21,200	21,300	24,500	32,100	51,300	27,400	15,600	18,400	
60	13,600	15,400	14,300	16,400	32,100	51,300	19,200	10,900	12,800	

b. 2007年4月2日以後、2011年10月1日以前の契約

(単位：円)

現在 年齢 (歳)	保 険 種 類					
	入院保障特約 (A)・(B)・(C)等		入院特約		災害入院特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	4,100	8,500	5,500	11,000	5,500	21,900
30	6,400	11,200	5,000	9,900	5,500	21,900
40	5,800	11,600	4,800	9,500	5,500	21,900
50	6,100	10,700	5,200	9,000	5,500	21,900
60	4,000	7,100	3,400	5,900	5,500	21,900
	ファミリー保障特約		医療保険		新医療保険 女性医療保険	
	妻型		男性	女性	男性	女性
20	10,300		3,500	7,000	3,600	7,300
30	10,100		3,300	6,700	3,100	6,000
40	6,100		3,100	6,200	2,900	5,600
50	6,900		3,600	6,300	3,200	5,600
60	4,800		2,100	3,900	2,100	3,600

c. 2011年10月2日以後の契約

(単位：円)

現在 年齢 (歳)	保 険 種 類	
	入院保険	
	男性	女性
20	1,900	1,900
30	1,900	1,900
40	1,900	1,900
50	1,900	1,900
60	1,900	1,900

(注24) 対象の保険種類は、医療保険、新医療保険、女性医療保険、入院保障特約(A)・(B)・(C)、増額型入院保障特約、災害入院特約、入院特約、ファミリー保障特約(除く子型)、新・疾病入院特約*、疾病入院特約(2001)*、新・災害入院特約*、新・家族疾病入院特約(除く子型)*、家族疾病入院特約(2001)(除く子型)*、新・家族災害入院特約(除く子型)*、入院保険

(注25) 配当回数に応じて以下のとおり

配当回数	1～4回目	5～9回目	10回目～
更新前	1.4	0.8	0.5
更新後	0.7	0.4	0.25

(2) 2022年度の割り振り累計額

2021年度の割り振り累計額を積立利率(0.001%)で付利し、2022年度の割り振り額を加えた金額を2022年度割り振り累計額とし、5年ごとの契約応当日が到来する契約(注26)に対して当該金額を配当として支払います。ただし、割り振り累計額が負値の場合は零とします。

(注26) 2022年度に5年ごとの契約応当日が到来する契約は、2002年度契約、2007年度契約、2012年度契約および2017年度契約。なお、配当支払後の割り振り累計額は零(当該配当支払前の割り振り累計額が負値の場合も含む)

(3) MYミューチュアル配当

MYミューチュアル配当の対象商品(注15)について、ご契約いただいてから20年経過後および以後10年経過ごとの初めての契約応当日(注16)が到来する契約に対して次の額

$$\boxed{\text{ミューチュアル・ポイント(注17)の累計} \times \text{ポイント単価} 300 \text{円}}$$

3. 個人保険・個人年金保険(3年ごと利差配当付保険)

(1) 2022年度の割り振り額

2022年度の割り振り額は、主契約および特約ごとに、アとイを計算して合算したもの

ア. 利差配当

$$\text{(配当基準利回り - 予定利率)} \times \text{責任準備金}$$

区 分		配当基準利回り (%)
下記以外の契約	予定利率が 2.0%以下の主契約、特約	1.50
	予定利率が 2.0%超 3.0%以下の主契約、特約	1.35
主契約 (第1 保険期間)	2000 年 5 月 1 日以後 2013 年 4 月 1 日以前の契約	1.50
	2013 年 4 月 2 日以後の契約	1.00
生活サポート特約 (年金開始後)	2004 年 2 月 1 日以後 2007 年 4 月 1 日以前の契約	1.25
	2007 年 4 月 2 日以後 2013 年 4 月 1 日以前の契約	1.40
	2013 年 4 月 2 日以後	1.30
新・生活サポート特約 (年金開始後)	2006 年 12 月 1 日以後 2013 年 4 月 1 日以前の契約	1.40
	2013 年 4 月 2 日以後の契約	1.30
生活サポート終身年金特約 (年金開始後)	2011 年 11 月 1 日以後 2013 年 4 月 1 日以前の契約	1.40
	2013 年 4 月 2 日以後 2019 年 4 月 1 日以前の契約	1.30
	2019 年 4 月 2 日以後の契約	予定利率と同じ
生活サポート終身年金特約 (年金開始後)	2011 年 11 月 1 日以後 2013 年 4 月 1 日以前の契約	1.40
	2013 年 4 月 2 日以後 2019 年 4 月 1 日以前の契約	1.30
	2019 年 4 月 2 日以後の契約	予定利率と同じ
一時払の介護保障定期保険 特約	2010 年 5 月 1 日以後 2013 年 4 月 1 日以後の契約	1.50
	2013 年 4 月 2 日以後の契約	1.00
移行特約 (注 27)	2000 年 5 月 1 日以後 2009 年 9 月 1 日以前の契約	1.15
	2009 年 9 月 2 日以後 2019 年 4 月 1 日以前の契約	1.00
	2019 年 4 月 2 日以後の契約	0.55

(注 27) 移行前契約の責任準備金等、当会社に積み立てられた金額を振り替えて保険料に充当する場合は除く

イ. ハートフル配当

保険料比例の特別配当を実施

① 死亡保障のある保険種類

2022 年度の割り振り額は対象の特約 (注 28) に対し年額に換算した保険料に保険期間と払込期間で調整した配当率を乗じた額とします。年額保険料 10 万円に対するハートフル配当の例は以下 (払込期間と保険期間が同一の場合)。ただし、更新後の特約については零とします。

a. 2007 年 4 月 1 日以前の契約

(単位：円)

現在 年齢 (歳)	保 険 種 類					
	定期保険 特約等		特定疾病保障定期 保険特約等		重度障害保障定期 保険特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	1,200	1,500	900	1,000	1,200	1,300
30	1,200	1,500	900	1,000	1,200	1,300
40	1,200	1,500	900	1,000	1,200	1,300
50	12,600	9,500	7,700	5,100	11,800	7,500
60	24,200	18,000	14,900	8,700	22,300	11,500
	介護保障定期 保険特約等		生活サポート 特約		新・生活サポート 特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	1,700	1,500	3,200	6,800	1,900	8,100
30	1,700	1,500	3,100	4,500	2,100	5,000
40	1,700	1,500	5,800	7,200	3,600	7,700
50	14,600	8,700	12,300	13,800	9,100	14,900
60	29,400	14,700	18,000	18,000	13,000	17,700

また、主契約の割り振り回数が10回目以降となる場合には、年額保険料10万円に対して下表の金額を加算します（注29）。

（単位：円）

現在年齢 (歳)	保 険 種 類					
	定期保険特約等		特定疾病保障定期 保険特約等		重度障害保障定期 保険特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	800	500	700	400	700	500
30	400	500	300	300	300	400
40	600	400	400	200	500	300
50	2,700	2,900	1,300	1,300	1,800	1,800
60	3,200	3,200	1,400	1,300	2,000	1,700
	介護保障定期 保険特約等		生活サポート 特約		新・生活サポート 特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	300	400	700	400	700	500
30	300	400	300	400	300	400
40	500	300	500	300	500	300
50	2,300	2,300	2,000	2,000	2,100	2,000
60	2,500	2,400	2,100	1,900	2,100	1,900

b. 2007年4月2日以後の契約（下表の特約で経過3年以上（注30）が対象）

（単位：円）

現在年齢 (歳)	保 険 種 類							
	定期保険特約等		特定疾病保障定期 保険特約等		重度障害保障定期 保険特約		介護保障定期 保険特約等	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	1,200	700	900	800	1,200	1,000	1,500	900
30	1,200	800	900	800	1,200	1,000	1,500	900
40	1,200	1,300	900	800	1,200	1,000	1,500	1,000
50	4,100	2,400	2,900	1,400	2,900	1,400	3,400	2,000
60	11,300	3,900	6,400	2,000	6,800	1,700	8,200	2,100
	生活サポート特約		新・生活サポート 特約					
	男性	女性	男性	女性				
20	2,700	6,600	1,500	7,500				
30	2,600	6,600	1,700	4,500				
40	4,400	5,800	3,000	6,800				
50	7,300	9,700	5,300	11,200				
60	10,200	13,900	6,400	12,500				
	生活サポート終身年金特約							
	2017年4月1日以前の契約		2017年4月2日以後、 2019年4月1日以前の契約		2019年4月2日以後の契約			
	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
20	1,000	1,400	800	900	1,000	1,300		
30	1,700	2,200	1,500	1,900	1,000	1,600		
40	3,200	5,100	2,900	4,600	1,000	1,900		
50	5,700	5,300	5,000	4,600	2,300	2,600		
60	6,600	5,400	5,900	4,600	2,900	3,000		

また、主契約の割り振り回数が10回目以降となる場合には、年額保険料10万円に対して下表の金額を加算します(注29)(注30)。

(単位：円)

現在年齢 (歳)	保 険 種 類							
	定期保険特約等		特定疾病保障定期 保険特約等		重度障害保障定期 保険特約		介護保障定期 保険特約等	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20	400	500	300	400	300	400	300	400
30	300	400	200	200	300	300	300	300
40	200	300	100	100	200	200	200	300
50	2,100	1,900	1,000	700	1,300	1,100	1,700	1,500
60	100	200	200	100	300	100	100	100
	生活サポート特約		新・生活サポート 特約		生活サポート 終身年金特約			
	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
20	200	300	400	400	100	100		
30	200	300	300	400	100	100		
40	200	200	200	300	100	100		
50	1,300	1,200	1,700	1,400	200	200		
60	300	100	100	100	100	100		

(注28) 対象外の保険種類は、移行特約、生活サポート年金・新・生活サポート年金・生活サポート終身年金の年金開始後、積立終身保険の第1保険期間、収入保障年金開始後、がん治療保障定期保険特約、女性特定がん保障定期保険特約

(注29) ファミリー定期保険特約(子型)は対象外

(注30) 配当年度(=配当回数)で判断。なお、「定期保険特約等」における定期保険特約・収入保障特約・通減定期保険特約・ファミリー定期保険特約・遺族サポート特約および「生活サポート終身年金特約」は、2019年4月2日以後の契約については零

② 医療関係特約(先進医療保障特約以外)

2022年度の割り振り額は対象の特約(注31)に対し年額に換算した保険料に保険期間と払込期間で調整した配当率および配当回数等に応じた係数(注32)を乗じた額とします。年額保険料10万円に対するハートフル配当の例は以下(払込期間と保険期間が同一の場合)。

a. 2007年4月1日以前の契約

(単位：円)

現在年齢 (歳)	保 険 種 類							
	入院保障特約 (A)・(B)・(C)等		入院特約等		災害入院特約		ファミリー保障特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	妻型	
20	31,500	40,100	21,300	27,200	32,100	51,300	33,800	
30	22,600	27,500	17,300	21,900	32,100	51,300	34,300	
40	15,700	18,800	15,800	19,900	32,100	51,300	31,200	
50	19,000	21,200	21,300	24,500	32,100	51,300	27,400	
60	13,600	15,400	14,300	16,400	32,100	51,300	19,200	

b. 2007年4月2日以後、2011年10月1日以前の契約

(単位：円)

現在年齢 (歳)	保 険 種 類									
	入院保障特約 (A)・(B)・(C)等		入院特約等		新・入院特約		災害入院特約		ファミリー保障 特約	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	妻型	
20	4,100	8,500	5,500	11,000	11,500	12,900	5,500	21,900	10,300	
30	6,400	11,200	5,000	9,900	10,100	11,600	5,500	21,900	10,100	
40	5,800	11,600	4,800	9,500	9,000	10,400	5,500	21,900	6,100	
50	6,100	10,700	5,200	9,000	9,200	9,200	5,500	21,900	6,900	
60	4,000	7,100	3,400	5,900	6,300	6,400	5,500	21,900	4,800	

c. 2011年10月2日以後の契約

(単位：円)

現在年齢(歳)	保 険 種 類			
	新・入院特約 2014年6月1日以前の契約		新・入院特約 2014年6月2日以後の契約(注33)	
	男性	女性	男性	女性
20	7,600	8,700	4,700	4,100
30	7,500	8,400	4,400	3,400
40	7,700	8,600	4,000	3,800
50	11,100	13,200	12,700	11,500
60	8,300	9,700	8,300	8,600

(注31) 対象の保険種類は、入院保障特約(A)・(B)・(C)、増額型入院保障特約、災害入院特約、入院特約、3大疾病無制限入院特約、新・入院特約、ファミリー保障特約(除く子型)

(注32) 配当回数に応じて以下のとおり

配当回数	1~4回目	5~9回目	10回目~
更新前	1.4	0.8	0.5
更新後	0.7	0.4	0.25

(注33) 2019年4月2日以後の契約については零

③ 先進医療保障特約

2022年度の割り振り額は年額に換算した保険料に配当率を乗じた額とします。年額保険料1万円に対するハートフル配当の例は以下。

(単位：円)

現在年齢(歳)	保 険 種 類			
	先進医療保障特約 2019年4月1日以前の契約(注34)		先進医療保障特約 2019年4月2日以後の契約(注34)	
	男性	女性	男性	女性
20	3,370	2,850	2,810	3,680
30	3,370	2,850	2,720	3,640
40	3,270	3,230	3,410	3,770
50	4,040	4,560	4,850	5,450
60	5,260	5,580	5,700	6,670

(注34) 2018年6月1日以前、2022年1月2日以後の契約については零

(2) 2022年度の割り振り累計額

2021年度の割り振り累計額を積立利率(0.001%)で付利し、2022年度の割り振り額を加えた金額を2022年度割り振り累計額とし、3年ごとの契約応当日が到来する契約(注35)に対して当該金額を配当として支払います。ただし、割り振り累計額が負値の場合は零とします。

(注35) 2022年度に3年ごとの契約応当日が到来する契約は、2001年度契約、2004年度契約、2007年度契約、2010年度契約および2013年度契約。なお、配当支払後の割り振り累計額は零(当該配当支払前の割り振り累計額が負値の場合も含む)

(3) MYミューチュアル配当

MYミューチュアル配当の対象商品(注15)について、ご契約いただいてから20年経過後および以後10年経過ごとの初めての契約応当日(注16)が到来する契約に対して次の額

$$\boxed{\text{ミューチュアル・ポイント(注17)の累計} \times \text{ポイント単価} 300 \text{円}}$$

4. 個人保険・個人年金保険(5年ごと配当付保険)

(1) 2022年度の割り振り額

2022年度の割り振り額は、主契約および特約ごとに、アとイを計算して合算したもの(注36)。

(注36) 割り振りの対象となる保険種類は、終身入院保険、終身入院買増特約、定期保険特約、終身保険特約、介護終身年金給付特約、生活サポート定期保険特約、生活サポート終身年金特約、介護サポート終身年金特約、家計保障年金特約、3年間災害保障型通増定期保険(低解約返戻金型)、終身医療保険(解約返戻金抑制型)、生活障害保障定期保険、保障選択制定期保険(生活障害保障型)、保障選択制定期保険(がん保障型)、利率変動型積立終身保険(低解約返戻金型・指定通貨建)、終身医療保険(解約返戻金抑制型)[II型]、認知症終身保障保険(解約返戻金抑制型)、認知症保障特約(無解約返戻金型)、認知症終身保障特約(解約返戻金抑制型)、軽度認知障害保障特約(無解約返戻金型)、軽度認知障害終身保障特約(解約返戻金抑制型)、早期発見・治療支援特約、重症化予防支援特約、利率変動型一時払特別終身保険、終身入院特約、新・入院特約、先進医療保障特約

ア. 利差配当

(配当基準利回り - 予定利率) × 責任準備金		
区 分		配当基準利回り (%)
下記以外の契約		1.50
(充当)一時払の以下の特約 終身入院買増特約、定期保険特約、終身保険特約、 介護終身年金給付特約	2009年7月1日以後 2013年4月1日以前の契約	1.50
	2013年4月2日以後の契約	1.00
平準払 介護終身年金給付特約 (年金開始後)	2009年7月1日以後 2013年4月1日以前の契約	1.65
	2013年4月2日以後 2019年4月1日以前の契約	1.30
	2019年4月2日以後の契約	予定利率と同じ
平準払 生活サポート終身年金特約 (年金開始後)	2011年11月1日以後 2013年4月1日以前の契約	1.40
	2013年4月2日以後 2019年4月1日以前の契約	1.30
	2019年4月2日以後の契約	予定利率と同じ
一時払 生活サポート終身年金特約	2011年11月1日以後 2013年4月1日以前の契約	年金開始前 1.50 年金開始後 1.40
	2013年4月2日以後の契約	1.00
家計保障年金特約 (年金開始後)	2014年6月2日以後 2019年4月1日以前の契約	1.30
	2019年4月2日以後の契約	予定利率と同じ
利率変動型積立終身保険 (低解約返戻金型・指定通貨建)、利率変動型一時払特別終身保険		予定利率と同じ

イ. 危険差配当

主契約および特約ごとに計算した次の額 (注 37)

(注 37) 対象外の保険種類は、保障選択制定期保険 (がん保障型)、3年間災害保障型通増定期保険・生活障害保障定期保険・保障選択制定期保険 (生活障害保障型) から移行した払済保険、3年間災害保障型通増定期保険の通増率変更以後の保険期間、生活障害保障定期保険・保障選択制定期保険 (生活障害保障型) の第2保険期間、介護終身年金給付特約・介護サポート終身年金特約の介護発生後の契約、生活サポート終身年金特約・家計保障年金特約の年金開始後の契約。

① 普通死亡に関する危険差配当

$$\text{危険差配当率} \times \text{危険保険金}$$

ただし、更新後の特約については零

[危険保険金 10 万円に対する危険差配当金の例 (保険年齢)]

・満年齢方式による契約は、下記の表に所要の調整を行なう

a. 2017年4月1日以前の契約

(単位: 円)

現在 年齢 (歳)	保 険 種 類			
	終身入院保険、定期保険特約、 終身保険特約、介護終身年金給付特約、 3年間災害保障型通増定期保険等		生活サポート終身年金特約	
	男性	女性	男性	女性
20	24	7	30	35
30	14	12	42	51
40	25	8	76	129
50	58	18	295	291
60	108	22	696	539
	生活サポート定期保険特約 (注 38)			
	男性	女性		
20	15	20		
30	26	28		
40	58	84		
50	190	180		
60	425	315		

b. 2017年4月2日以後、2019年4月1日以前の契約

(単位：円)

現在 年齢 (歳)	保 険 種 類			
	終身入院保険、定期保険特約、 終身保険特約、介護終身年金給付特約、 3年間災害保障型通増定期保険等		生活サポート終身年金特約	
	男性	女性	男性	女性
20	24	7	30	25
30	14	12	38	44
40	25	8	68	113
50	58	18	272	245
60	108	22	625	431
	生活サポート定期保険特約 (注38)		生活障害保障定期保険 (注38)	
	男性	女性	男性	女性
20	13	11	11	10
30	23	22	21	17
40	52	72	47	70
50	176	150	134	133
60	392	253	384	248

c. 2019年4月2日以後の契約 (注39)

(単位：円)

現在 年齢 (歳)	保 険 種 類			
	終身入院保険、定期保険特約、 終身保険特約、介護終身年金給付特約、 3年間災害保障型通増定期保険等		生活サポート終身年金特約	
	男性	女性	男性	女性
20	1	-	22	17
30	1	-	18	28
40	1	1	28	54
50	3	2	122	121
60	7	3	311	230
	生活サポート定期保険特約 (注38)		生活障害保障定期保険 (注38)	
	男性	女性	男性	女性
20	1	1	11	10
30	1	2	21	17
40	3	5	47	70
50	15	14	134	133
60	51	32	384	248
	保障選択制定期保険(生活障害保障型) (注38)			
	男性	女性		
20	1	1		
30	1	2		
40	3	5		
50	15	14		
60	51	32		

(注38) 満年齢方式による金額

(注39) 2019年4月2日以後の契約のうち、定期保険特約・終身保険特約・生活サポート終身年金特約の一時払契約、および介護終身年金給付特約・3年間災害保障型通増定期保険については、表bを適用

また、a.、b.およびc.について主契約の割り振り回数が10回目を以降となる場合には、危険保険金10万円に対して下表の金額を上記に加算します(ただし、生活障害保障保険および保障選択制定期保険(生活障害保障型)は除きます)。

(単位：円)

現在 年齢 (歳)	性 別	
	男性	女性
20	1	1
30	2	1
40	3	2
50	1	2
60	4	1

② 災害および疾病に関する危険差配当

主契約・特約名	配当金額
終身入院保険、終身入院買増特約、 終身入院特約、新・入院特約（注 40）	契約日、性別、現在年齢および配当回数に応じて、基準入院給付金日額 1,000 円 について 26 円から 1,033 円までの額
先進医療保障特約（注 41）	契約日、性別および現在年齢に応じて、保険金額 1 円について 128 円から 5,265 円までの額

（注 40）「終身入院特約」および「新・入院特約」において、2019 年 4 月 2 日以後の契約については零

（注 41） 2018 年 6 月 1 日以前、2022 年 1 月 2 日以後の契約については零

（2）2022 年度の割り振り累計額

2021 年度の割り振り累計額を積立利率（0.001%）で付利し、2022 年度の割り振り額を加えた金額を 2022 年度割り振り累計額とし、5 年ごとの契約応当日が到来する契約（注 42）に対して当該金額を配当として支払います。ただし、割り振り累計額が負値の場合は零とします。

（注 42）2022 年度に 5 年ごとの契約応当日が到来する契約は、2012 年度契約および 2017 年度契約。なお、配当支払後の割り振り累計額は零とします（当該配当支払前の割り振り累計額が負値の場合も含まれます）

（3）MY ミューチュアル配当

MY ミューチュアル配当の対象商品（注 15）について、ご契約いただいてから 20 年経過後および以後 10 年経過ごとの初めての契約応当日（注 16）が到来する契約に対して次の額

ミューチュアル・ポイント(注 17) の累計 × ポイント単価 300 円

5. 団体保険

(1) 団体定期保険、総合福祉団体定期保険、団体信用生命保険、消費者信用団体生命保険、新・団体定期保険

下表の配当率 × 危険差益 (注43)

(単位：%)

保険種類 団体の被保険者数	団体定期保険 (注44) 総合福祉団体 定期保険〔ヒューマン ギャランティ―特約を 含む〕(注45)	団体信用生命 保険のうち3大 疾病保障特約 またはがん保障 特約、引受条件 緩和・割増保険 料適用特約を 付加しない部分・ 消費者信用団体 生命保険	団体信用生命 保険のうち3大 疾病保障特約 またはがん保障 特約を付加した 部分	団体信用保険の うち引受条件 緩和・割増保険 料適用特約を 付加した部分	新・団体定期 保険 (注44)
～ 24人	14	10	8	10	—
25～ 49	28	20	18	18	—
50～ 99	28	20	18	18	15
100～ 199	40	30	28	28	20
200～ 349	48	40	38	35	25
350～ 499	53	50	47	44	35
500～ 999	63	58	55	52	43
1,000～ 1,999	74	64	61	59	55
2,000～ 3,499	84	69	66	64	66
3,500～ 4,999	90	75	70	70	74
5,000～ 9,999	95	80	73	75	83
10,000～ 99,999	97	87	77	78	90
100,000～ 299,999	97	90	80	80	90
300,000～	97	97	85	85	90

(注43) 無配当扱特約を付加した契約の危険差益については無配当部分を除く

(注44) 団体定期保険に関し、基準加入率35%が未達となるものの所定の条件に該当する契約については、上記の配当率に0.25から0.95の係数を乗じたものを配当率とする。新・団体定期保険についても同様、上記の配当率に0から0.90の係数を乗じたものを配当率とする

(注45) 総合福祉団体定期保険は団体の被保険者数が500人以上の場合、支払率(保険金支払額/純保険料)に応じ以下の率とする。ただし、2,000人未満の場合には支払率が安定していると認めた場合に限る

(単位：%)

団体の被保険者数	支 払 率			
	30%超 40%以下	20%超 30%以下	10%超 20%以下	10%以下
500～ 999	72.0	74.5	76.5	78.0
1,000～ 1,999	83.5	86.0	87.5	88.0
2,000～ 3,499	90.0	91.0	92.0	92.5
3,500～ 4,999	94.0	94.5	95.0	95.5
5,000～ 9,999	97.0	97.3	97.6	97.8
10,000～	98.0	98.3	98.5	98.7

(2) 団体定期保険年金払特約、総合福祉団体定期保険年金払特約、新・団体定期保険年金払特約

(配当基準利回り－予定利率) × 責任準備金

ただし、負値の場合はこれを零とします。

区 分	配当基準利回り (%)
予定利率が2%以下の契約	1.50
予定利率が2%超 3%以下の契約	1.35
予定利率が3%超 4%以下の契約	1.10
予定利率が4%超の契約	0.70

(3) 団体終身保険(個人扱被保険者)

一時払退職後終身保険に準じます。

(4) 心身障害者扶養者生命保険

次のアおよびイの合計額。ただし、合計額が負値の場合はこれを零とします。

ア. 利差配当

$$\boxed{(\text{配当基準利回り} - \text{予定利率}) \times \text{経過責任準備金}}$$

配当基準利回り：1.50%

イ. 危険差配当

危険差益の場合：危険差損益×0.95

危険差損の場合：危険差損益×1.00

6. 団体年金保険

団体年金保険の利差配当率は、主としてインカムゲインからなる基本部分指標利回りと、主としてキャピタルゲインからなる時価変動部分指標利回りに、それぞれの還元率を乗じて計算します。

(1) 厚生年金基金保険、厚生年金基金保険(02)、確定給付企業年金保険、国民年金基金保険

次のアの額。ただし、保険年度中に他商品から移行された場合には、移行前期間について所要の調整を行いません。さらに、有期利率保証特約については零とします。

ア. 利差配当

$$\boxed{(\text{下表の率} - \text{予定利率}) \times \text{経過責任準備金}}$$

(単位：%)

商 品	率 [予定利率+利差配当率]
厚生年金基金保険(02)、確定給付企業年金保険(除く特則一般勘定部分)(予定利率1.25% 解約時に一般勘定取崩控除あり)	1.25
確定給付企業年金保険の特則一般勘定部分(予定利率1.00%)	1.00
厚生年金基金保険、国民年金基金保険(予定利率0.75%)	0.75

(2) 企業年金保険、新企業年金保険、新企業年金保険(02)

次のアからウの合計額。ただし、アとイの合計額が負値の場合は、その合計額を零とします。なお、企業年金保険については所要の調整を行いません。また、保険年度中に他商品から移行された場合には、移行前期間について所要の調整を行いません。

ア. 利差配当

$$\boxed{(\text{下表の率} - \text{予定利率}) \times \text{経過責任準備金}}$$

(単位：%)

商 品	率 [予定利率+利差配当率]
新企業年金保険(02)(除く特則一般勘定部分) (予定利率1.25% 解約時に一般勘定取崩控除があり)	1.25
新企業年金保険(02)の特則一般勘定部分(予定利率1.00%)	1.00
企業年金保険、新企業年金保険(予定利率0.75%)	0.75

イ. 責任準備金関係配当

予定責任準備金から実際責任準備金を差し引いた額

ウ. 危険差配当

遺族年金特約を付加した契約について、 $\boxed{\text{下表の率} \times \text{危険差益}}$

(単位：%)

団体の被保険者数	率
～ 99人	50
100～199	60
200～299	70
300～499	80
500～999	90
1,000～	95

(3) 拠出型企業年金保険(02)

次のアからウの合計額。ただし、アとイの合計額が負値の場合は、その合計額を零とします。なお、保険年度中に他商品から移行された場合には、移行前期間について所要の調整を行いません。

ア. 利差配当

$$\boxed{(\text{下表の率} - \text{予定利率}) \times \text{経過責任準備金}}$$

(単位：%)

商 品	率 [予定利率+利差配当率]
拠出型企業年金保険(02)(予定利率1.25%)	1.25

イ. 責任準備金関係配当
 予定責任準備金から実際責任準備金を差し引いた額

ウ. 危険差配当
 上記(2)ウに同じ

(4) 団体生存保険、新団体生存保険

次のアおよびイの合計額。ただし、この合計額が負値の場合は零とします。

ア. 利差配当

$(\text{下表の率} - \text{予定利率}) \times \text{経過責任準備金}$

(単位：%)

商品	率 [予定利率+利差配当率]
団体生存保険、新団体生存保険 (予定利率0.75%)	0.75

イ. 危険差配当

危険差益の場合：危険差損益×0.95

危険差損の場合：危険差損益×1.00

(5) 予定利率変動型確定拠出年金保険

零

7. 財形保険・財形年金保険

零

8. 医療保障保険

(1) 医療保障保険 (個人型)

次のアおよびイの合計額

ア. 普通死亡部分に対する配当

$\text{危険差配当率} [\text{普通死亡部分}] \times \text{死亡保険金}$

危険差配当率 [普通死亡部分] は死亡保険金 10 万円につき、被保険者の現在年齢に応じて 5 円から 220 円までの額

イ. 入院給付部分に対する配当

$\text{危険差配当率} [\text{入院給付部分}] \times \text{入院給付金日額}$

危険差配当率 [入院給付部分] は入院給付金日額 1,000 円につき、被保険者の性別、現在年齢、および配当回数に応じて 250 円から 1,330 円までの額

(2) 医療保障保険 (団体型)

$\text{下表の率} \times \text{危険差益}$

(単位：%)

団体の被保険者数	率	団体の被保険者数	率
～ 49 人	25	500 ～ 999 人	50
50 ～ 99	30	1,000 ～ 1,999	55
100 ～ 199	35	2,000 ～ 3,499	60
200 ～ 349	40	3,500 ～ 4,999	65
350 ～ 499	45	5,000 ～	70

9. 就業不能保障保険

- (1) 長期就業不能保障保険および長期就業不能保障保険無事故給付特約
次のアからウの合計額。ただし、合計額が負値の場合は零とします。

ア. 利差配当

「1. 個人保険・個人年金保険（毎年配当タイプ）」における利差配当に同じ

イ. 危険差配当

「1. 個人保険・個人年金保険（毎年配当タイプ）」における危険差配当に同じ

ウ. 費差配当

「1. 個人保険・個人年金保険（毎年配当タイプ）」における費差配当に同じ

- (2) 団体就業不能保障保険

団体の規模に応じて、危険差益に下表の率を乗じた金額

(単位：%)

団体の被保険者数	率
50 ～ 99 人	10
100 ～ 349	15
350 ～ 999	20
1,000 ～ 1,999	25
2,000 ～	30

- (3) 団体信用就業不能保障保険

団体の規模に応じて、危険差益に下表の率を乗じた金額

(単位：%)

団体の被保険者数	率
～ 399 人	15
400 ～ 1,999	20
2,000 ～ 4,999	25
5,000 ～ 9,999	30
10,000 ～ 99,999	35
100,000 ～	50

- (4) 団体総合就業不能保障保険

団体の規模に応じて、危険差益に下表の率を乗じた金額

(単位：%)

団体の被保険者数	率
～ 24 人	5
25 ～ 99	10
100 ～ 199	15
200 ～ 299	20
300 ～ 499	25
500 ～ 999	30
1,000 ～ 1,999	35
2,000 ～ 3,499	40
3,500 ～ 9,999	45
10,000 ～	50